進化する自然共生文化都市

KAMI＊CITY

香美市

第１次香美市振興計画
後期基本計画

ごあいさつ

平成18年３月、「山・川・まち・ひとが躍動し、支え合い、響き合う 進化する自然共生文化都市・香美市」を市の将来都市像に掲げ、 10年間の市政推進の柱となる「第１次香美市振興計画」を策定して、各施策に取り組んでまいりました。

このたび、前期基本計画の目標年次を迎えたことに伴い、基本構想を継承しつつ、これまでの事務事業の進捗を整理検証し、現状を把握したうえ、時代や市民ニーズに沿った見直しを行い、「後期基本計画」を策定いたしました。この計画は、第１次香美市振興計画の目標年次である平成28年度までの５年間の市の基本的な施策の方向を示したもので、将来像の実現に向けた実効性のある計画であると考えております。

今後も、本計画を市政推進の基本と位置づけ、市民の皆様と協働し、各施策を推進して参りたいと考えておりますので、市政への積極的なご参画をいただくとともに、格別のご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、今回の計画策定にあたりご協力いただきました審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成24年３月

香美市長　門脇　槇夫

K A M I ＊ C I T Y

山・川・まち・ひとが躍動し、支え合い、響き合う進化する自然共生文化都市・香美市

目　次

第1部　総論 …… 7

第１章　本計画について …… 8

Ⅰ　計画の趣旨 …… 8
Ⅱ　計画の構成と期間 …… 9
Ⅲ　計画の策定と管理 …… 10

第２章　香美市の姿 …… 12

Ⅰ　香美市の現状 …… 12
Ⅱ　香美市を取り巻く変化 …… 29

第2部　基本構想 …… 35

第１章　基本的な考え方 …… 36

Ⅰ　基本課題 …… 36
Ⅱ　基本理念 …… 37

第２章　将来目標 …… 38

Ⅰ　将来都市像 …… 38
Ⅱ　将来人口 …… 39
Ⅲ　土地利用 …… 40
Ⅳ　基本目標 …… 46

第３章　施策の大綱 …… 48

Ⅰ　まちのかたちを創る …… 48
Ⅱ　みどりを保つ …… 48
Ⅲ　やすらぎを守る …… 49
Ⅳ　賑わいを興す …… 49
Ⅴ　未来を拓く …… 50
Ⅵ　みんなで築く …… 51

第3部　基本計画 …… 53

第１章　まちのかたちを創る …… 54

1　計画的な土地利用の推進 …… 54
2　市街地や集落の整備 …… 56
3　交流基盤の整備 …… 59
4　都市イメージの形成 …… 63

第２章　みどりを保つ …… 64

1　安全・安心なまちづくり …… 64
2　自然資源の保全と活用の推進 …… 68
3　水資源の安定的な確保と利用 …… 70
4　自然と共生する地域づくりの推進 …… 71

第３章　やすらぎを守る …… 74

1　福祉社会の基礎づくり …… 74
2　保健、医療の充実 …… 78
3　高齢者福祉の充実 …… 81
4　障害者福祉の充実 …… 84

第４章　賑わいを興す …… 86

1　交流によるまちづくりの推進 …… 86
2　農林業の振興 …… 88
3　商工業の振興 …… 94
4　観光の振興 …… 97
5　地域産業の振興と就業機会確保の総合的な推進 …… 100

第５章　未来を拓く …… 102

1　子育て支援の充実 …… 102
2　未来を拓く子どもの育成 …… 105
3　心豊かな生涯学習・生涯スポーツ活動の振興 …… 109
4　人権尊重の地域づくりの推進 …… 112
5　地域文化の保護・継承と創造 …… 114

第６章　みんなで築く …… 118

1　合理的、効率的行財政運営の推進 …… 118
2　行政職員の資質向上と適正配置 …… 120
3　市民と共に歩むまちづくりの推進 …… 122
4　高知工科大学と共に歩むまちづくりの推進 …… 124

資料編 …… 129

KAMI＊CITY＊＊＊＊＊＊

第1部 総論

第１次香美市振興計画後期基本計画

第1章＊本計画について　8

第2章＊香美市の姿　12

第１章　本計画について

Ⅰ　計画の趣旨

●本計画は、香美市初の振興計画です。
●市民と行政とが共に目指すまちづくりの将来目標として、また、地方分権時代に対応した自治体の経営指針とするために策定する計画です。

●香美市は、平成18年３月１日、旧土佐山田町、旧香北町、旧物部村が合併して誕生しました。旧３町村は、物部川の流域にあって古くから政治、経済、文化等のあらゆる面で密接につながってきました。合併によって、面積538.22k㎡、人口約３万人の市となった今日、各地域の人々と多様な資源を結びつけ、心の豊かさがさらに広がるような魅力的なまちをつくり、次代に引き継いでいく必要があります。

●少子・高齢化、情報化、産業のグローバル化*等の社会経済情勢の変化や、地球温暖化等の地球環境の変化により、人々の生活はかつてない変化にさらされ、市民ニーズや地域課題の多様化と拡大が進んでいます。国・県・市町村の財政環境がますます厳しさを深める中で、効率的な行財政運営、地方・地域の自立と主体性がますます重視されてきています。

●このような状況を踏まえ、「こうほく３町村合併協議会」は、新市建設の基本方針として「香美市まちづくり計画」を策定しました。本計画は、この計画をベースに、「輝き・やすらぎ・賑わいを、みんなで築くまちづくり」というまちづくりの基本理念を引き継ぎ、本市の目指すべき将来像をより明確にしながら、実効性ある計画として策定するものです。

●景気が上向いてきたとはいえ、人口の減少や高齢化は一層進み、高知県及び本市をめぐる社会経済情勢は厳しさを増しています。本計画は、地方自治法で市町村がつくるように定められている自治体の総合的な計画であると同時に、こうした厳しい時代を、市民と共にまちづくりの目標を共有しながら生き抜く、力強い自治体経営を実現していく指針となるものです。

●本計画は、本市が策定する各種の分野別計画と連動するとともに、県の「高知広域都市計画区域マスタープラン」、「高知県過疎地域自立促進計画」、「高知県山村振興計画」等の広域計画と整合・連携するものです。

（注）産業のグローバル化*： 財やサービスの生産、流通、消費において、組織、資源、施設・設備、人材・労働力、資本・資金、商品等が国境を超えて動くようなシステムで産業が成り立つようになること。

Ⅱ　計画の構成と期間

●本計画は、基本構想、基本計画からなります。
●基本構想は、平成19年度を基準として、本市の将来に向けてのまちづくりの方向と、それを実現していく諸施策の基調や方向性、施策の大綱等を示す長期計画です。
●基本計画は、基本構想に基づき、5年間の計画目標、行政部門ごとの施策を体系化したもので、施策の基本方向、主要施策等を明らかにするものです。
●これに基づき、予算の裏付けをしながら、事業の具体的なプログラム化を図り、3年間の実施計画を策定し、成果・効果を検証しつつ、毎年見直していきます。

区分	内　容	期　間
基本構想	●将来像（社会フレーム*・土地利用・地域像） ●基本理念・基本目標・施策の大綱	平成19年～28年の10年間
基本計画	●実現のための施策体系 ●施策の基本的方向・主要な施策の内容	平成24年～28年の5年間
実施計画	●具体的な事業計画　※本計画書には非掲載	3年間（毎年見直し）

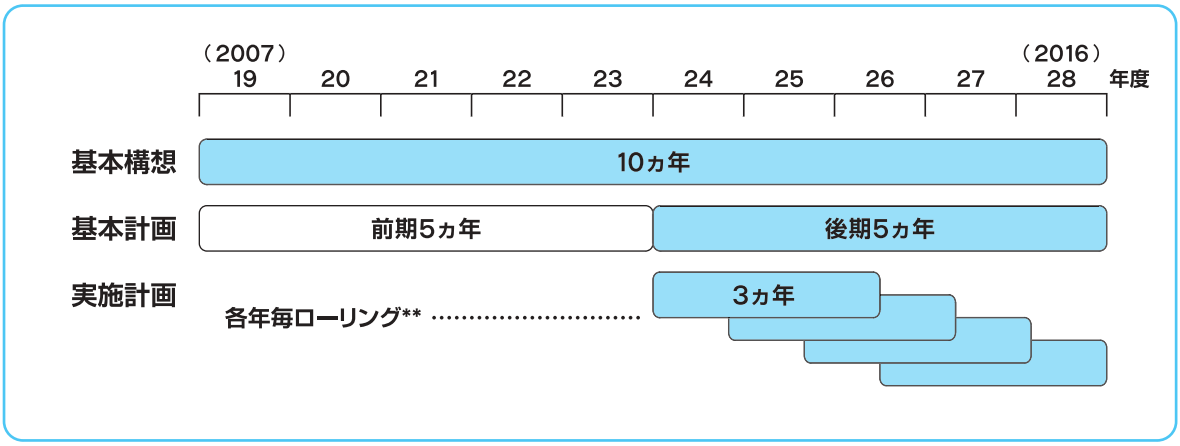

（注）**社会フレーム***：社会の基礎的な規模と構成。将来目標とする社会像を示す最も主要な指標として総人口と世帯数があります。
ローリング**：適切なまちづくりを進めるためには、社会経済情勢の変化や計画に基づいて実施する事業の成果・効果を評価し、計画を定期的に見直し、修正していく必要があります。計画策定→実施→評価→見直しを計画的に繰り返すことを計画のローリングといいます。

Ⅲ　計画の策定と管理

●本計画は、次の体制で策定しました。

庁　内　香美市振興計画後期基本計画策定本部・同専門委員会を設置し、全庁的な体制で策定

協　働　香美市振興計画審議会を設置し、様々な立場の市民等による審議

参　加　市民意識調査、各種団体聞き取り調査等で把握した意識・意向を反映
計画素案を公開し、パブリックコメントを募集

●本計画は、「行政の責任」と「市民の参加」によって、円滑に実施し、的確に評価し、将来に向けて適切に見直していくこととします。

行政の責任：事業評価と連動、実施計画のローリング

市民の参加：情報公開、香美市振興計画審議会

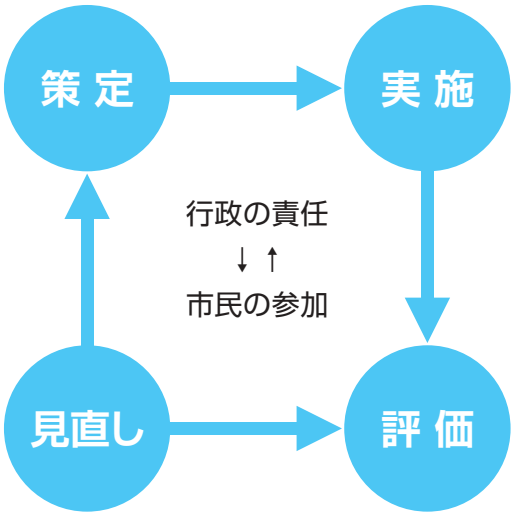

第2章 香美市の姿

Ⅰ 香美市の現状

1 位置・交通条件

●本市は、高知県東北部に位置し、県都高知市から約15～40kmの圏内にあります。
●高知龍馬空港、高知自動車道南国インターチェンジに近く、岡山、大阪、東京まで1～2時間の時間距離にあります。

●本市は、高知県の東北部に位置し、四国山地南嶺から高知平野に至る物部川上中流域を占めています。南国市、香南市、安芸市、大豊町、本山町、徳島県三好市、那賀町に接し、県都高知市からも近い位置にあります。

●高知龍馬空港（東京、大阪、福岡便あり）から車で約15分、鉄道ではJR高知駅から特急で15分、岡山から２時間20分、高速道路では高知自動車道南国インターチェンジから約15分の時間距離にあります。高速交通網の利用により、岡山、大阪、東京といった都市から１～２時間で到着することができます。

●市内の道路としては、物部川に沿って市域を貫く国道195号を軸に、県道日ノ御子土佐山田線、久保大宮線があり、各集落を結ぶ道路網が発達しています。

●公共交通機関としては、鉄道（JR土讃線）のほかにJRバス、土電バス、高知県交通バス、市営バスがあります。

■香美市の位置

2 自然・土地利用条件

●本市は、物部川を軸に広がる緑豊かなまちで、山、川、平野を含む変化に富む地形、四季の表情豊かな自然環境に恵まれています。

(1) 自然条件

●本市は、物部川、国分川の源流域から高知平野に至る変化に富んだ市域を有しています。東北部は、四国の屋根を構成する四国山地に広く含まれ、おおむね1,000～1,800mの急峻な山並みが続いています。山岳部は秩父古生層からなり、石灰岩の露出や鍾乳洞等もみられます。市域を貫いて物部川が流れ、西南部で平野を形成しています。

●気候は比較的温暖ですが、季節ごとの寒暖差、標高による気温差が大きく、高地では亜寒帯の植物もみられます。降水量は、特に山間部で多くなっており、森林資源の形成や農作物の育成に適した地域となっています。

●市域の約９割を森林が占め、物部川上流域には天然林も多く残されています。そこは、水源をかん養する自然のダムであるとともに、べふ峡、轟の滝（日本の滝百選）をはじめとする渓谷や滝、鍾乳洞、湿地帯等の多彩な景観美がみられ、アメゴ、アユ、カワセミ、ホタル等の多様な生物を抱える貴重な空間を伴っています。

●本市の自然は、古くから人の営みとともにあり、今も山間部では、自然の恵みを享受しながら、棚田や森林を守る生活が営まれています。急峻多雨な山岳部、乾燥した平野部を利するため、歴史的に治水に力が注がれ、近年はダム整備により安全で安定的な水資源の確保がされるようになりました。一方、水質の悪化や魚類遡上の阻害等が問題視されている面もあります。

■主な山岳*（高知県統計書）

名 称	標 高（m）
三　嶺	1,893.4
白髪山	1,769.7
石立山	1,707.7
中東山	1,684.6
綱附森	1,643.1

*標高が高い順に５位まで

■主な河川（高知県統計書）

名 称	流路延長*（m）
物部川	66,719.5
国分川	21,100.0

*左岸・右岸延長の平均値（但し本流の源流から海に至るまでの長さ）

(2) 土地利用条件

●本市は、高知県の7.6%に及ぶ538.22k㎡の広い市域を有していますが、大半が急峻な地形を覆う森林となっており、可住地面積は平野部を中心に１割強にとどまっています。人口密度は、53.4人／k㎡です。

●良好な自然環境を活用して林業が営まれ、現在は森林の約７割が人工林となっています。物部川上流域の剣山国定公園のほか、奥物部県立自然公園、龍河洞県立自然公園等、自然公園に指定されている区域もあります。

●物部川及び支流域には棚田が発達し、集落が広く分布しています。南西部の平野部には比較的まとまった農地と都市的な土地利用がみられます。土佐山田の市街地は、高知中央広域都市圏（都市計画区域297.79k㎡のうち本市分は35.16k㎡）に含まれ、商店街や住宅地が広く連担しています。

●市街地東方には高知工科大学に隣接して工業団地（高知テクノパーク）が整備される等、市街地周辺部において新たな土地利用がみられます。

■土地利用の状況（香美市市勢要覧）

区　分	面 積（ha）	構成比（%）
農業用地	1,765	3.3
山林	47,034	87.4
原野	9	0.0
水面・河川・水路	1,106	2.1
道路	983	1.8
宅地	550	1.0
その他	2,375	4.4
総面積	53,822	100.0

3 沿　革

●本市は、物部川を軸に古くから栄え、自然と共生する暮らしを育みながら、長い歴史を刻んできました。
●物部川上中流域に形成されてきた町や村は、地方自治の変遷に伴って合併を繰り返しながら、それぞれのコミュニティのまとまりや個性を今に伝えています。

(1) 歴史

●本市は、縄文、弥生時代の遺跡が確認される等、古くから栄えてきました。物部川を軸に人や物が行き交い、街や里が築かれてきました。山間地に点在する集落は、険しい地形から外との交流が限られた条件にあり、平家にまつわる伝説も残される等、山の自然とともにある暮らしの美しさを今に伝えています。

●明治時代以降は、山間部で生産された木材や木炭が土佐山田に集積しました。土佐山田は、物部川流域の中心都市として、鉄道時代に入っても繁栄を続け、「文化のたまるまち」ともいわれました。鉄道は、大正14年（1925年）に高知線の土佐山田～高知間が開通、昭和５年（1930年）に土佐山田～角茂谷間が開通、昭和26年（1951年）に香川県多度津駅から高知県窪川駅の土讃線全線が開通、昭和63年（1988年）に瀬戸大橋が開通してからは、本四備讃線に乗り入れて岡山までつながっています。

●高度経済成長期以降は、高速交通時代を迎え、南国市で、昭和35年（1960年）に高知空港（現在の高知龍馬空港）が供用を開始、昭和62年（1987年）に高知自動車道が大豊～南国間で開通して以来、高速道路網の充実も進み、本市からの半日交通圏、一日交通圏が大きく拡大しました。

●近年は、県の産学官連携による産業振興拠点の一つとして、平成９年（1997年）に高知工科大学が開学、平成16年（2004年）に高知テクノパークが分譲を開始し、新しい都市の顔が形成されつつあります。

(2) 町村合併の沿革

●本市は、かつて多数の小規模な町や村に分かれていましたが、明治以降の地方自治政策の動向に伴って何度かの合併を経験し、現在に至っています。

■明治以降の町村合併の沿革（香美市市勢要覧）

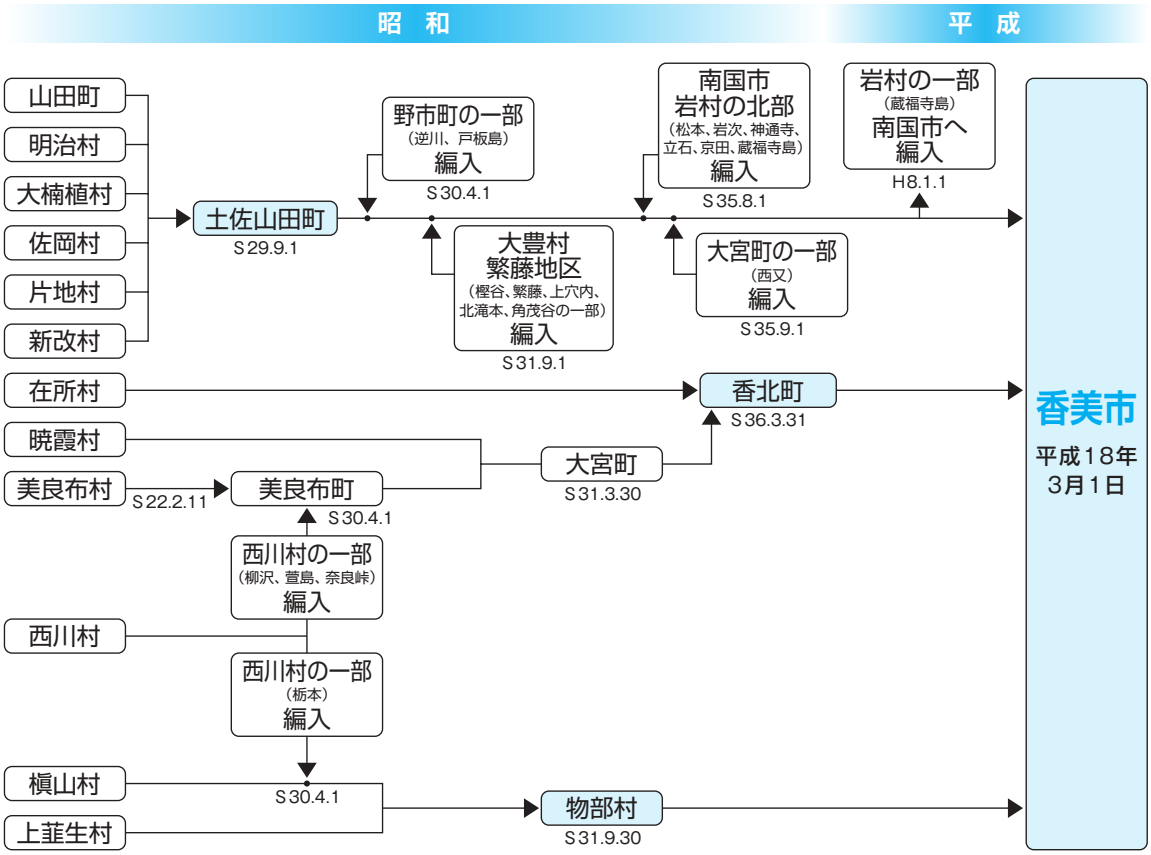

4 人口・世帯

●本市は、少子化、高齢化が著しく進行し、人口減少社会となってきています。

(1) 人口

●昭和30年代まで４万人を超えていた総人口は、昭和40年代に入ると４万人を割り、現在に至るまで徐々に減少を続け、平成22年の国勢調査結果では、28,766人となっています。

●年齢構成は、平成22年の国勢調査結果では、０～14歳の幼年人口比率が10.1%、15～64歳の生産人口比率が56.1%、65歳以上の高齢者人口比率が33.8%となっています。

●昼間人口は、平成22年の国勢調査（速報値）によると95%と、若干流出超過の状況にあります。

●通勤・通学としては、市内のほか、高知市、南国市、香南市との間の流出入が多くなっています。

(2) 世帯

●世帯数は、昭和50年代までおおむね１万戸で比較的安定的に推移し、その後徐々に増加して、現在では12,000戸を超えています。

●核家族化等により、一世帯当たり人員数の減少が進行しています。特に、高齢者世帯、単身世帯の比率の高さが目立ってきています。

■世帯数・総人口*の推移（国勢調査）各年10月１日

	世帯数（世帯）	総人口（人）	1世帯当たり人員数（人）
昭和35年	10,878	43,319	3.98
昭和40年	10,828	39,238	3.62
昭和45年	10,739	35,554	3.31
昭和50年	10,961	34,482	3.15
昭和55年	10,930	33,848	3.10
昭和60年	11,131	34,016	3.06
平成　2年	11,016	32,401	2.94
平成　7年	10,976	31,076	2.83
平成12年	12,139	31,175	2.57
平成17年	12,411	30,257	2.44
平成22年	12,245	28,766	2.35

*合併前の旧土佐山田町、香北町、物部村の値の合算値（以下同様）

■年齢別人口比率（国勢調査）

	0～14歳（%）	15～64歳（%）	65歳以上（%）
平成　7年	13.4	60.1	26.5
平成12年	11.4	59.1	29.3
平成17年	10.6	58.6	30.8
平成22年	10.1	56.1	33.8

5 産　業

●本市では、就業者数、事業所数、従業者数ともに減少傾向にあります。高齢化による農林漁業の担い手の減少や商店街の衰退等が危惧されています。
●農産物のブランド化、個性ある商店街づくり、伝統工芸振興、観光振興等への積極的な取組や、高知テクノパークを中心とする新しい産業の立地がはじまる等、新たな産業発展の萌芽もみられます。

（1）産業構造

●本市の就業者数は、平成22年の国勢調査によると12,847人（総人口の44.7%）となっており、５年前に比べると1,547人近く減少しています。
●産業別の就業人口比率を５年前と比べてみると、第３次産業が61.6%と比率を伸ばし第１次産業が19.1%で、第２次産業の17.6%を上回っています。
●平成21年の経済センサス基礎調査をみると、本市の事業所数は、1,468か所、従業員数は、10,369人で、市民一人あたりの事業所数、一事業所あたりの従業員数とも比較的小規模です。

■年齢別人口比率（国勢調査）

	総人口（人）	就業者数（人）	就業人口比率（%）	産業別人口構成（%）		
				第1次産業	第2次産業	第3次産業
昭和55年	33,848	18,505	54.7	29.2	24.1	46.6
昭和60年	34,016	17,619	51.8	26.1	24.2	49.5
平成　2年	32,401	16,494	50.9	22.8	25.6	51.5
平成　7年	31,076	16,161	52.0	22.8	25.0	52.1
平成12年	31,175	15,348	49.2	20.2	23.6	55.5
平成17年	30,257	14,394	47.6	21.0	20.0	58.7
平成22年	28,766	12,847	44.7	19.1	17.6	61.6

■産業別の就業人口分布（平成22年国勢調査）

区　分		人	%
総　数		12,847	100.0
1次	農業	2,290	17.8
	林業	164	1.3
	漁業	6	0.1
2次	鉱業	6	0.1
	建設業	825	6.4
	製造業	1,427	11.1
3次	電気・ガス・熱供給・水道業	70	0.5
	情報通信業	96	0.7
	運輸業	432	3.4
	卸売・小売業	1,948	15.2
	金融・保険業	181	1.4
	不動産業	100	0.8
	学術研究、専門・技術サービス業	282	2.2
	飲食店，宿泊業	687	5.4
	生活関連サービス業、娯楽業	552	4.3
	医療，福祉	1,770	13.8
	教育，学習支援業	671	5.2
	複合サービス事業	160	1.2
	サービス業（ほかに分類されないもの）	479	3.7
	公務（ほかに分類されないもの）	490	3.8
	分類不能の産業	211	1.6

■香美市の事業所数・従業員数（事業所・企業統計／経済センサス基礎調査）

	事業所数（か所）		従業員数（人）	
		人口千人当たり		1事業所当たり
平成13年	1,424	46	8,125	5.7
平成16年	1,255	41	7,712	6.1
平成21年	1,468	51	10,369	7.1

(2) 農林漁業

●農業は、温暖な気候を利用し、米作や野菜を主体とする栽培が盛んに行われ、特に中山間地域では、特有の地形を有効に活用して果樹園が営まれてきました。近年は、経営耕地面積、農業従事者、農家数ともに減少しています。その中で、収益性の高い施設園芸野菜等への転換や、ブランド化の取組が進んでいます。

●林業は、森林の団地化による間伐の推進や木材市場の設置等の振興が図られてきました。専業林家の減少や従事者の高齢化が急速に進んできていますが、森林組合を中心に新しい担い手による生産活動もみられ、今後の進展が期待されています。また、水源かん養、地球温暖化防止、レクリエーションへの活用等、森林の公益的・多面的な機能に着目した森づくりもはじまっています。

●漁業は、アメゴ、アユ等の遊漁がみられ、レクリエーションの性格が強くなってきています。

■農業経営の概況（農林業センサス）

	経営耕地面積(ha)	農家数：戸（構成比：%）				農家人口（人）
		総　数	専　業	第一種兼業	第二種兼業	
平成 7年	1,525	2,414(100.0)	767(31.8)	509(21.1)	1,138(47.1)	8,550
平成12年	1,238	1,547(100.0)	539(34.8)	337(21.8)	671(43.4)	5,867
平成17年	1,072	1,301(100.0)	543(41.7)	238(18.3)	520(40.0)	4,685
平成22年	1,110	1,195(100.0)	570(47.7)	216(18.1)	409(34.2)	3,936

■林野面積（農林業センサス）

単位：上段：ha、下段：%

	総面積	国有林	公有林･独立行政法人等	私有林	人工林	天然林
平成17年	46,798 100.0	12,925 27.6	1,479 3.2	32,394 69.2	31,806 68.0	14,418 32.0
平成22年	47,128 100.0	13,299 28.2	2,239 4.8	31,590 67.0	31,661 68.7	14,398 31.3

■保有山林規模別林家数（農林業センサス）

単位：戸

	計	5ha未満	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50～100ha	100ha以上
昭和45年	3,429	2,692	399	213	75	37	9	4
昭和55年	2,380	1,839	287	162	53	28	8	3
平成 2年	3,141	2,526	328	188	59	22	10	8
平成12年	1,716	1,194	259	163	54	29	12	5
平成22年	1,602	1,135	234	147	39	31	10	6

(3) 商工業

●製造業は、製造業事業所数、従業者数とも増加傾向にあります。主な業種としては、一般機械をはじめ、食料品、窯業・土石、金属製品等があります。また、特色ある地場産業として、土佐打刃物、フラフ製造があります。また、高知工科大学近くに、工業団地「高知テクノパーク」が整備され、新しい産業の立地が進む兆しもみられます。

●商業は、小売業が中心となっており、商店数・従業員数・販売額ともに減少してきています。卸売業は特に小規模ですが、近年若干の伸びがみられます。各商店街では、空き店舗が増えていますが、個性ある商店街づくり等、活性化への取組も図られています。

■製造業の事業所数・従業員数・出荷額（工業統計）

	事業所数（か所）	従業員数（人）		出荷額（百万円）		
			1事業所当たり		1事業所当たり	人口千人当たり
平成 7年	71	1,585	22.3	10,500	147.9	337.9
平成13年	64	1,337	20.9	20,126	314.5	645.6
平成16年	53	1,085	20.5	16,086	303.5	531.6
平成21年	56	1,330	23.8	27,645	493.7	961.0

■小売業の店舗数・従業員数・販売額（商業統計）

	商店数（店）	従業員数（人）		販売額（百万円）		
			1事業所当たり		1事業所当たり	人口千人当たり
平成 6年	526	1,775	3.4	22,450	42.7	722.4
平成11年	456	1,864	4.1	22,546	49.4	723.2
平成16年	390	1,680	4.3	17,783	45.6	587.7
平成19年	365	1,607	4.4	18,812	51.5	654.0

■卸売業の店舗数・従業員数・販売額（商業統計）

	商店数（店）	従業員数（人）		販売額（百万円）		
			1事業所当たり		1事業所当たり	人口千人当たり
平成 6年	34	157	4.6	3,917	115.2	126.0
平成11年	48	221	4.6	3,732	77.8	119.7
平成16年	49	290	5.9	6,931	141.1	229.1
平成19年	50	279	5.6	7,538	150.8	255.8

(4) 観光

●観光は、物部川流域の自然や、古くからの歴史を物語る文化等多彩な資源に恵まれ、個性ある博物館・資料館、体験施設等が多くあります。

●主な集客拠点としては、龍河洞、アンパンマンミュージアム、べふ峡等が挙げられ、日帰りレクリエーション型の観光地となっています。

■主な観光・レクリエーション資源・施設

区 分	主な資源・施設
自然資源	○山岳、鍾乳洞：三嶺（日本二百名山）、白髪山、石立山、矢筈山、龍河洞 ○湖・河川、滝：物部川、べふ峡、奥物部湖、西熊渓谷、轟の滝（日本の滝百選）、大荒の滝、岩屋の滝、つるの滝、毘沙門の滝、大たびの滝 ○温泉：べふ峡温泉、龍河温泉、夢の温泉、ニューわかみや温泉、湖畔遊 ○動植物：さおりが原（森の巨人たち百選）、県立甫喜ヶ峰森林公園の植生、神母神社楠の大木、鏡野公園の桜、庚申堂のオガタマの木、ホタル、アユ
人文資源	○社寺仏閣：笹普賢堂、大日寺、伊勢丸神明宮、高照寺、大川上美良布神社、八王子宮、予岳寺、野中神社（お婉堂）、小松神社、塩峯公士方神社 ○史跡・遺構等：山田堰跡、谷秦山邸跡と墓所、渓鬼荘、塩の道、山田城跡 ○神事・伝統芸能：いざなぎ流舞神楽、太刀踊、山田太鼓、韮生太鼓、大川上美良布神社の御神幸 ○伝統産業：土佐打刃物、フラフ
観光レクリエーション施設	○公園：日ノ御子河川公園、平山親水公園、鏡野公園（日本の桜百選）、秦山公園、香北の自然公園 ○博物館・資料館・美術館：奥物部美術館、吉井勇記念館、アンパンマンミュージアム、詩とメルヘン絵本館、龍河洞博物館、市立美術館、農林漁業体験実習館、森林総合センター、森林学習展示館 ○スポーツ・レクリエーション施設：子どもの広場、土佐山田スタジアム、土佐山田ゴルフ倶楽部 ○健康づくり施設：香北健康センターセレネ
宿泊施設	○宿泊施設：べふ峡温泉、龍河温泉、夢の温泉、ニューわかみや温泉、ピースフルセレネ、ビジネスホテルダイワ、ライダーズイン奥物部 ○キャンプ場：べふ峡キャンプ場、日ノ御子河川公園キャンプ場
イベント	○まつり：奥物部湖湖水祭、川上様夏祭り、土佐山田まつり、刃物まつり
その他	○商店街：物部、香北（アンパンマンロード）、土佐山田 ○物産販売：奥物部ふるさと物産館、美良布直販店、ふるさと市、日曜市、良心市、土佐刃物流通センター ○特産物：ゆず、やっこねぎ、しいたけ、かりかり桃子、ぎんなん、地酒等

6 生活環境

●市民の生涯学習・スポーツや健康づくり等の活動を支える施設が充実してきています。
●山間部では、交通手段や情報通信環境等、基本的な生活基盤の確保が課題となっています。

●公共・公益施設は、種類・数ともに充実してきており、市民の生涯学習・スポーツ、医療・保健・福祉等の場が確保されてきています。市街地を中心に、下水道の整備も進んできています。

●本市は、海岸線から隔たり、内陸部にあって比較的標高も高いため、津波の影響は少ないといわれていますが、東南海・南海地震への警戒感が強まる中、災害に強い地域づくりを進める必要があります。防犯等では、犯罪の発生件数は比較的少ないものの、都市化の進展等による犯罪の増加や凶悪化に対する警戒感の高まりもみられます。

●山間部では、世帯・集落の高齢化とあいまって、主要な公共施設までの交通手段が確保しにくい、地域防災体制の確立が難しいといった問題もみられます。また、公共上下水道の普及や情報通信環境（テレビ受信、携帯電話、インターネット等）の整備等、生活基盤施設の確保も課題となっています。

■主要な生活関連指標（各種資料*より）

項目（単位）	公民館数（館）	図書館数（館）	水洗化人口（人）	道路実延長（km）	道路実延長（市町村道）（km）	都市公園数（か所）
統計年	2008	2008	2010	2009	2009	2008
実数	13	1	15,567	694.6	506.1	8
人口千人当たり	0.45	0.03	541.2	24.1	17.6	0.28
人口千人当たり(県)	0.26	0.04	687.3	18.3	13.9	1.08

項目（単位）	一般病院数（施設）	一般診療所数（施設）	歯科診療所数（施設）	国民健康保険被保険者数（人）	交通事故発生件数（件）	刑法犯認知件数（件）
統計年	2010	2010	2010	2009	2011	2011
実数	4	22	12	8,560	135	271
人口千人当たり	0.14	0.76	0.42	297.6	4.7	9.4
人口千人当たり(県)	0.18	0.75	0.47	293.1	4.5	10.5

*社会教育基本調査、汚水処理人口普及状況総括表、道路統計年報、都市公園等整備現況調査（国土交通省）、医療施設調査、国民健康保健事業年報、交通統計、犯罪統計書
*人口千人当たり値の算出には、平成22年国勢調査結果を使用

■医療保険・介護保険の医療費の状況（市民保険課／健康介護支援課）

	国民健康保険の状況		介護保険給付の状況
	療養給付費（若人+退職）1人当たり（円）	老人医療 1人当たり（円）	保険者負担額 1人当たり（円）
平成14年	244,707	837,918	202,174
平成15年	277,407	872,543	208,476
平成16年	293,030	908,186	221,808
平成17年	308,224	940,859	222,753
平成18年	316,589	971,975	224,728
平成19年	351,696	1,033,059	230,256
平成20年	366,182	1,016,325	231,274
平成21年	377,456	1,040,413	242,205
平成22年	381,514	1,058,425	252,701

※平成20年4月1日から老人医療は、後期高齢者医療制度に移行。

■市内の主な公共的施設（香美市市勢要覧より）

保健・福祉・教育関連	生涯学習・スポーツ関連	観光・交流関連等
保健所 病院・診療所・歯科（約40） 地域福祉センター（プラザ八王子内） 保健センター土佐山田（プラザ八王子内） 保健福祉センター香北 香北健康センターセレネ 奥物部ふれあいプラザ（奥物部コミュニティセンターを含む） 特別養護老人ホーム白寿荘 養護老人ホーム白寿荘 高齢者生活福祉センターこづみ 保育所（9）・幼稚園（私立） 小学校（9）中学校（4） 高等学校（1）養護学校（1） 大学（1）	中央公民館 地区公民館（12） 香北基幹集落センター アンパンマンミュージアム 詩とメルヘン絵本館 開発センター物部 市立美術館（プラザ八王子内） 市立図書館（ほか分館2か所） 吉井勇記念館 奥物部美術館 市民グラウンド 宝町グラウンド 土佐山田武道館 宝町体育館 宝町テニスコート 平山体育館 野球場（土佐山田スタジアム） ゲートボール場 香北総合型競技施設 美良布多目的運動広場 香北体育センター 香北B&G海洋センター 香北武道館 之善館弓道場 香北グラウンド 農村広場 大栃ゲートボール場 大栃柳沢グラウンド	龍河洞 県立甫喜ヶ峰森林公園 鏡野公園 秦山公園 平山親水公園 香北の自然公園 日ノ御子河川公園キャンプ場 ライダーズイン奥物部 農林漁業体験実習館 大井平体験実習館 美良布直販店 奥物部ふるさと物産館 ほっと平山 平山ふれあい館 高知県森林総合センター ピースフルセレネ 県立香北青少年の家 べふ峡温泉 べふ峡・佐岡・堂床キャンプ場 べふ峡休憩所

7 市民意識

●市民意識調査*には、「支え合い」、「教育」、「環境」、「安全・安心」のまちづくりを重視する考え方が示されています。

●現住地への今後の居住意向については、「住み続けたい」47.0%、「どちらかといえば住み続けたい」37.5%と、８割以上の方が定住意向を示しています。なお、「どちらかといえば住みたくない」12.2%、「住みたくない」1.3%と、定住したくないと答えた人は１割強で、その理由としては、「日常の買い物が不便だから」、「道路事情や交通の便が悪いから」、「市内に適当な職場が少ないから」といった項目が多く挙げられました。

■今後の居住意向

～あなたは、これからも今住んでいる地域に住み続けたいと思いますか。～

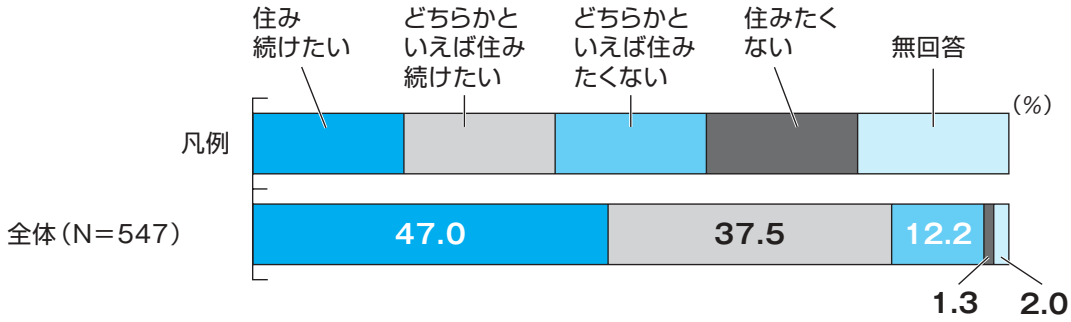

●香美市の暮らしやすさについては、「やや満足している」44.8%、「満足している」18.1%と、６割強の方が肯定的に評価していますが、「どちらともいえない」28.3%、「やや不満である」5.9%と、厳しい見方も少なくありません。

■香美市の暮らしやすさ

～全体的にみた、香美市の暮らしやすさについてどのように感じていますか。～

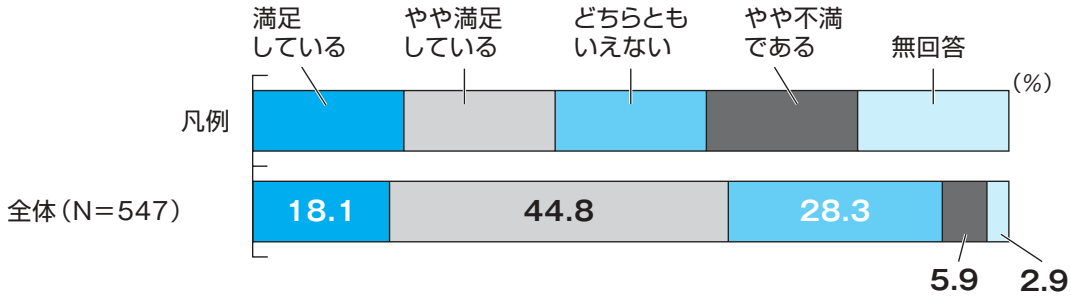

（注）市民意識調査*（香美市市民意識調査）
- 調査対象及び配布数：18歳以上の市民から無作為抽出で1,500名
- 実施時期　　：平成23年７月
- 配布・回収票数　　：配布1,500票、回収575票（うち有効回答数：547票）、回収率36.5%
- 回答者の概況　　：年齢は50歳以上が76.8%、性別は女性が55.2%

●身近で整備が必要な施設としては、「商店・スーパー」が31.8%で最も多く挙げられ、次いで「街路灯・防犯灯」24.5%、「福祉施設」23.4%、「下水道・排水路」21.4%が続き、以下「集会所・コミュニティ施設」12.2%、「文化施設」「スポーツ施設」各12.1%の順となっています。

■整備充実が必要と思う施設等

～あなたがお住まいの身近な住環境の中で、特にどのような施設の整備充実が必要だと思いますか。（○印３つまで）～

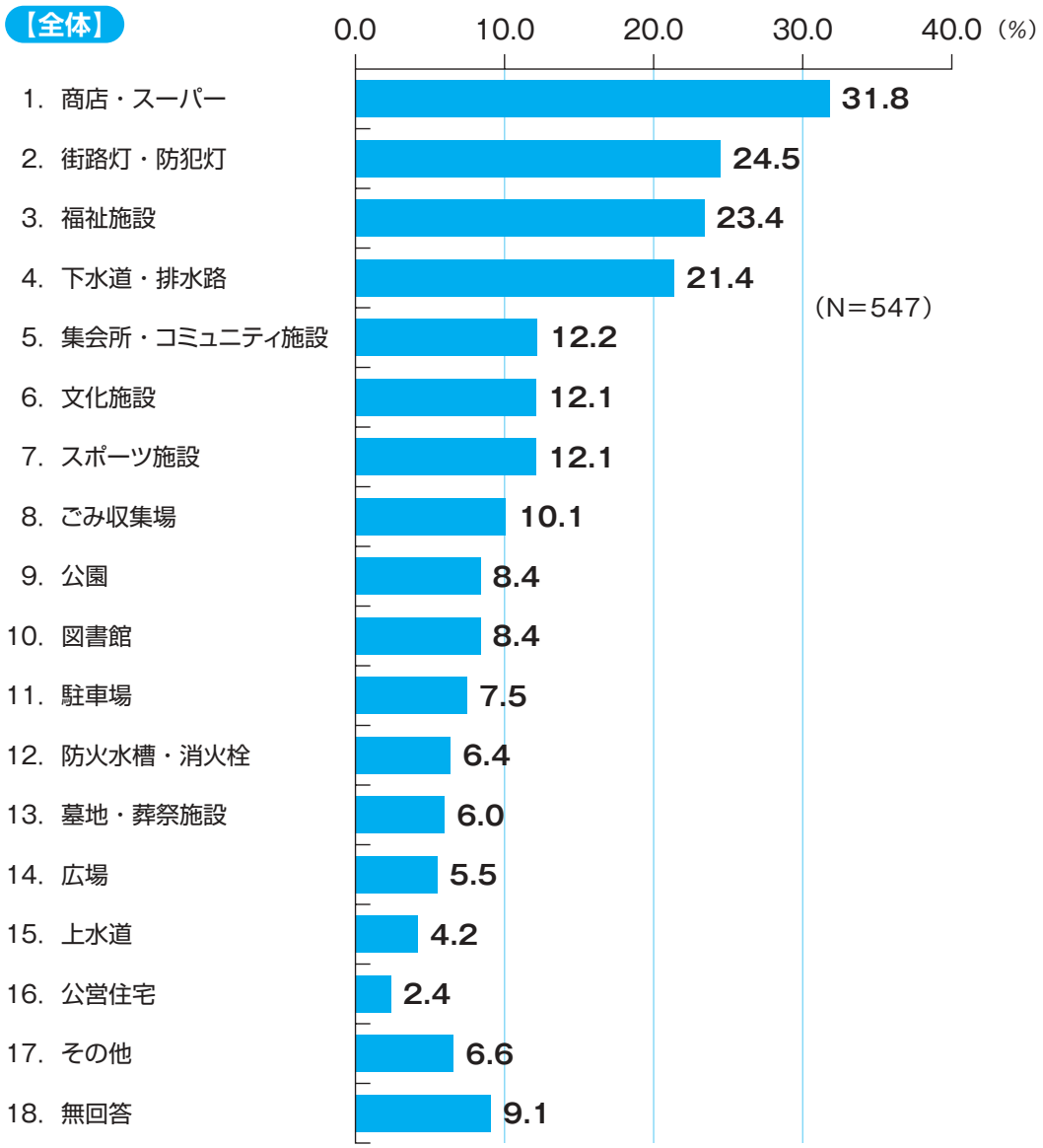

●今後、力を入れるべきまちづくりについては、「高齢者・障害者を大事にする支え合いのまち」が41.3%と最も高く、次いで「子どもの夢を応援する教育のまち」35.3%、「自然や歴史を守る環境のまち」32.9%、「防災・防犯に力をいれる安全・安心なまち」32.5%、「農林漁業が元気な地場産業のまち」27.8%の順となっています。

■今後、力を入れるべきまちづくり

～香美市が基本理念とする「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」を進めていくためには、今後どのような点に力を入れたまちづくりを推進すべきとお考えですか。
考えに近いものをお選びください。（○印３つまで）～

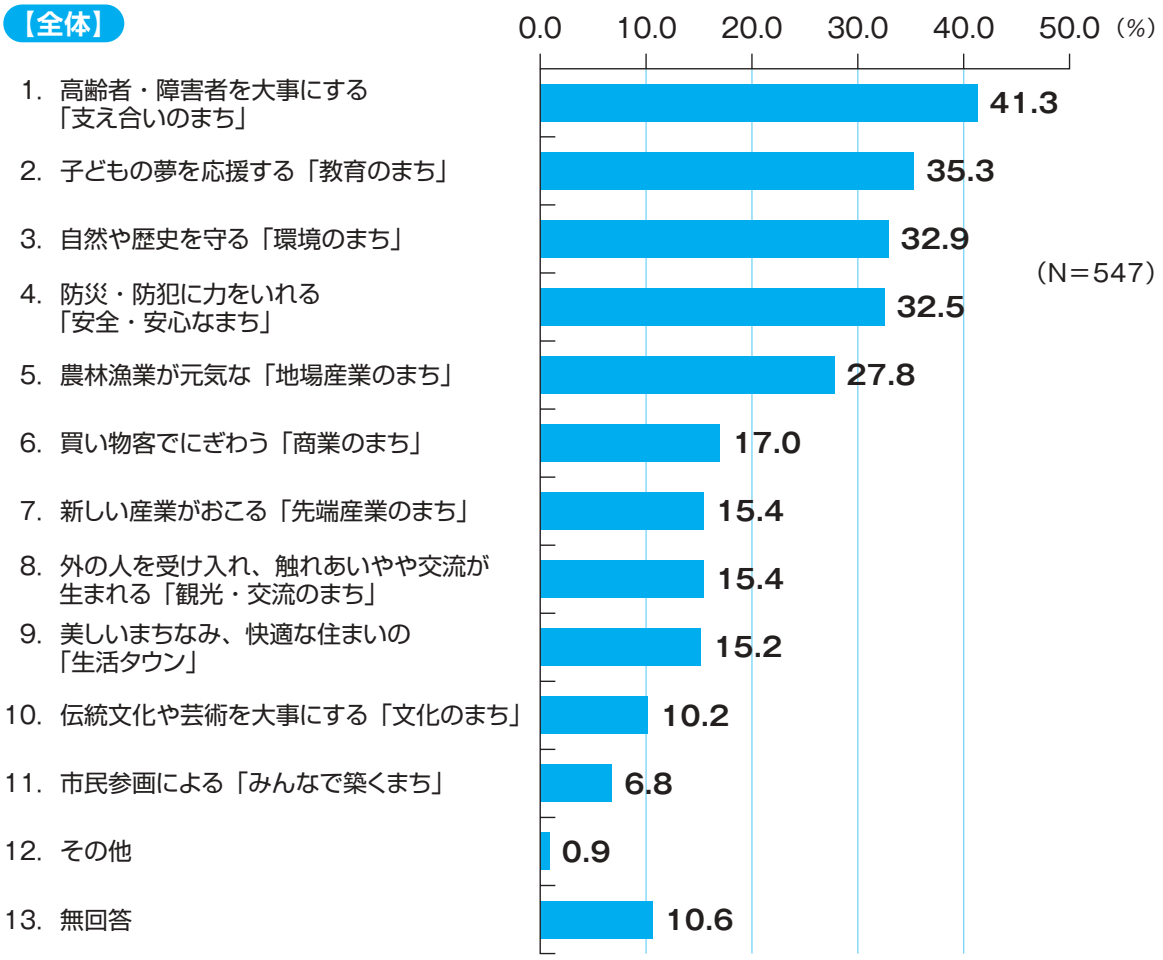

8 行財政

●本格的な地方分権時代を迎え、効率的・効果的な行財政システムづくりを進めています。

(1) 行財政

●行財政環境は、県・市町村を通じて厳しい状況にあり、行財政改革の推進が緊要な課題になっています。本市でも、町村合併を機に、職員配置の適正化をはじめ、地方分権の時代にふさわしい体制づくりに力を入れています。

(2) 広域連携

●高知中央広域市町村圏事務組合を中心とする広域市町村圏に含まれ、様々な分野で連携しています。

■広域で運営している組合等

分野	組合等の名称	構成市町村
総合	高知中央広域市町村圏事務組合	香美市、高知市、南国市、香南市
	高知中央広域定住自立圏	
生活	香南清掃組合（ごみ焼却施設）	香美市、南国市、香南市
	香南香美衛生組合（し尿処理施設）	香美市、香南市
	(財)高知県魚さい加工公社	香美市、高知市、南国市、香南市ほか
	香南香美老人ホーム組合 （養護老人ホーム・特別養護老人ホーム）	香美市、香南市
	香南斎場組合	香美市、南国市、香南市
	香南香美地区障害者自立支援審査会	香美市、香南市
産業	高知県広域食肉センター事務組合	香美市、幡多地区を除く市町村
	香美郡殖林組合	香美市、南国市、香南市
	中央流域林業活性化センター	香美市、高知市、南国市、香南市

Ⅱ　香美市を取り巻く変化

1　時代潮流

(1) 人口減少、少子・高齢社会化の進展

●人口減少、少子・高齢社会化の進展とともに、社会・経済の活力低下、社会保障ニーズの拡大、社会資本の維持等が危惧されています。これは、行政、地域、企業、学校、個人が共に抱える課題でもあります。

●数年後には、人口のみならず世帯数も減少していく社会が到来します。その中で安全・安心・すこやかな生活、美しい地域を持続させていくためには、地域に密着した生活圏を大事に、コンパクトでも暮らしやすい環境をつくっていく必要があるとの認識も高まってきています。

●地域の文化や産業を支えてきた人々の豊富な知恵と技術を活かしながら、地域がいかによりよく生きていくか、試される時代に入っているといえます。

(2) 都市社会化の進展と苦境にある地方都市

●人口や産業の大都市圏への集中は、いまだに続いています。農山漁村人口の流出は今後もしばらくは進み、農林漁業の担い手不足、自然環境の管理やコミュニティの維持をどうするかといった課題が一層深刻化することも考えられます。

●都市的な生活様式は、都市・農山漁村の別なく広がり、快適で便利な生活環境への期待が高まっています。車利用の進展により、仕事、教育、遊び等の場を広域の中で自由に選ぶ傾向が強まり、買い物の場としては沿道型の商業施設が好まれています。それに伴い、市街地の空洞化、高齢者等車を運転しない人々の生活利便性確保の問題も深刻化しています。

(3) 厳しさを増す地域経済

●我が国の経済は、長い不況から景気を回復させたともいわれていますが、地域経済は依然厳しい状況にあります。人口や産業の大都市圏への集中とあいまって、少子・高齢化の進展、消費者の地元商店街離れ、地域産業の衰退等が進み、その一方で福祉ニーズが拡大する等、自治体経営においても構造的な危機が進行しています。

●地域においては、企業誘致による雇用の継続的な確保や、国・県の補助金に頼った地域整備によって発展機会を得ることは望めなくなってきています。市民の暮らしの安定を守り、持続可能な地域経済を確立するためには、地域資源に着目した産業振興、市民との協働による地域課題の解決等、自立的・内発的な地域づくりがますます重要となってきています。

(4) 自然共生型社会への希求

●都市的な利便性が求められる一方で、自然と共にある暮らしへのあこがれや、産地直送、地産地消、農林漁業体験等への関心も高まってきています。農林水産業には、食育*の推進、安全・安心な食の確保、環境にやさしい生産の在り方等が求められてきています。それは、農山漁村に、新たなビジネスチャンスをもたらしているともいえます。

●人と自然との関わりでは、地球温暖化を招いてきた生活や産業の在り方への反省から、ゴミや二酸化炭素の排出量削減、資源の再利用、リサイクル等を推進する動きが強まっています。最近では、エコビジネス**等の「環境と経済の好循環」を目指す動きもみられます。

●郷土の自然については、資源の利活用や景観形成にとどまらず、地域にまつわる歴史・文化との関係に着目することも重視されつつあります。文化的な視点から地域の環境を意味づけ、地域の魅力を再認識するとともに、人と自然との関係の在り方について考え直すことが求められています。

(5) 高速交通化・高度情報化の進展

●現在、高速交通網の整備によって移動時間の短縮が図られ、「半日交通圏」、「１日交通圏」が拡大しつつあります。また、高度情報化により情報交流手段が飛躍的に進歩し、生活、産業のあらゆる分野で利便性が向上してきています。

●その一方で、スローライフ***へのあこがれ等、地に根ざした生活をゆっくりと楽しみたいという欲求も高まってきています。また、プライバシー保護、情報クライシス（情報網上のアクシデント）、社会的モラルや青少年の健全育成上の弊害、情報格差の拡大等新たな問題への対応も必要となってきています。

(6) 安全・安心なまちづくりへの希求

●現在、全県的に東南海・南海地震への備えがはじまっています。異常気象による災害、都市化・装置化する社会の中での様々な事故等が拡大していくことへの危惧もみられます。また、犯罪の増加、食品の安全や新たな感染症への不安等、様々な面で危機管理の在り方が問われています。

●子どもや高齢者、障害のある人等が安心して過ごせるまちは、誰にも安全・安心なまちといえます。災害や犯罪に強く誰もが安心してすごせるまちをつくるためには、地域、家庭、学校等における人間関係を見直し、支え合う力を育むことが重要であるとの認識が高まりつつあります。

(7) 自立と参加の時代へ

●国際化、情報化、高度化・複雑化する社会の中では、高度な知識・技術の獲得だけでなく、一人ひとりの生きる力を育んでいくことが重視されてきます。生涯にわたり自ら健康を管理し、主体的に自己実現していくことができる人づくり、互いに支え合いながら心豊かにすごせる地域づくりは、家庭、学校、地域共通の課題となってきています。

●個人のライフスタイルや価値観は多様化し、国籍や文化を異にする人々との交流機会も増加しています。性別や年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず、互いに人権を尊重し合い、考えや立場を認め合いながら参加し、誰もが心豊かに過ごしていける地域、学校、職場づくり、まちづくりが求められてきています。

(8) 交流による地域づくりの時代

●「持続可能な美しい国土」の実現には、地域資源の活用（自助）と他地域との多様な連携（共助）が肝要であり、都市と農山漁村がそれぞれの機能を活かし、まとまりのある魅力的な交流圏を創造していくことが期待されています。

●これは、都市的な生活スタイルと自然へのあこがれをあわせもつ現代人の生活ニーズに合致した流れであるともいえます。多くの県や市町村で、自然環境や地域産業を活かした体験型の観光や、ゆとり世代のセカンドライフの受け皿づくり等交流による地域づくりへの取組が活発化してきています。

(9) 地方分権時代の行政への期待の高まり

●変化の多い社会経済情勢の中で、市民の生活ニーズはますます多様化し、困難な社会問題に直面する機会も増えてきています。市民に最も身近な基礎自治体である市町村には、これまで以上に柔軟かつ高度な対応力が求められるようになってきているといえます。

●一方で、自治体の財源は限られ、職員体制もスリム化する傾向にあります。その中で、市民が住み良いと感じる地域をつくっていくためには、効率的な行財政運営、職員一人ひとりが力を発揮する仕組みづくりとともに、民営化や市民との協働の推進、広域連携等による開かれた運営が求められています。

■時代潮流変化のポイント

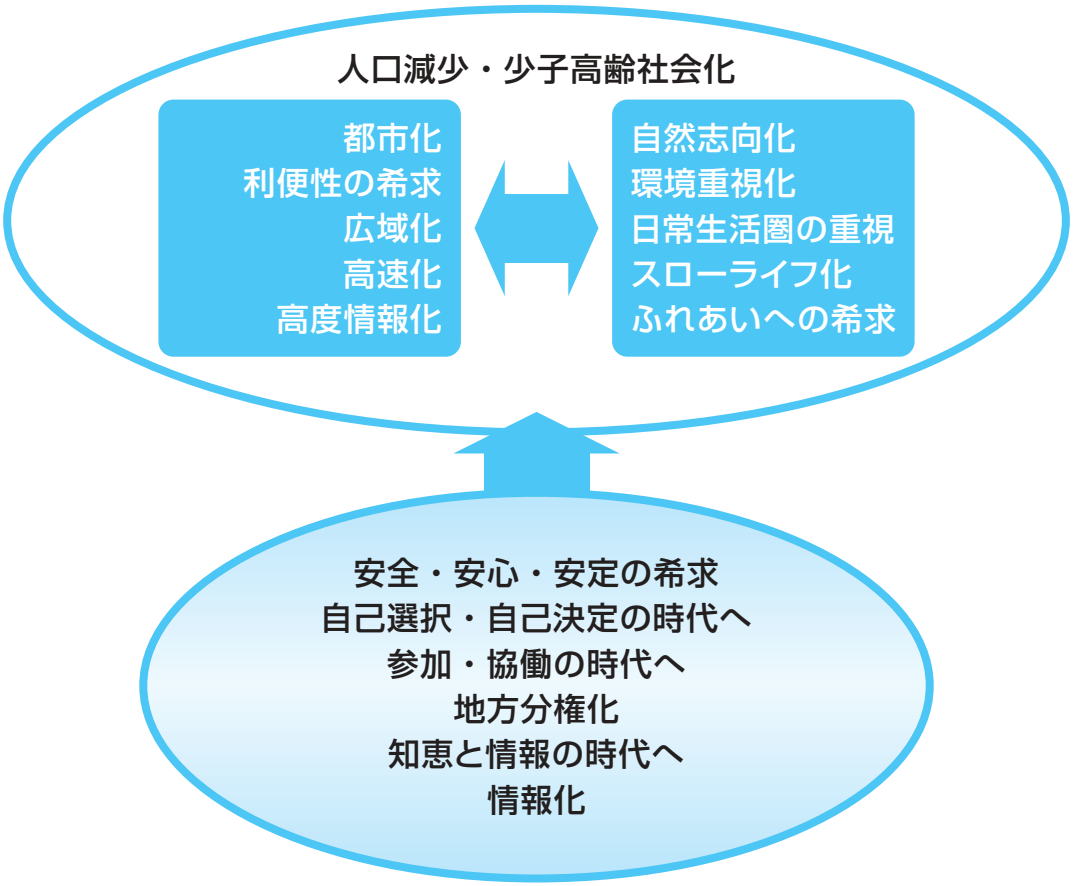

(注) **食育***：食育基本法（平成17年成立）は、食育を、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置づけ、その推進は「食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として行われなければならない」としています。
エコビジネス**：環境への負荷が少ない商品・サービスや環境保全に資する技術やシステムを提供するビジネス。費用負担を伴う環境保全活動とは異なり、企業が利益を追求するために取り組む産業や戦略的行動のことをいいます。
スローライフ***：地産地消や歩行型社会を目指す生活様式の思想。日本ではスローフードが拡大解釈されて浸透してきました。これをまちづくりに応用した思想は、「ニューアーバニズム」とも言われています。

2 香美市をめぐる動向

●本市にかかわる広域（県レベル）の関連計画では、「財政危機」や「南海地震」等、危機管理に力が注がれています。

●また、県都高知市を中心とする広域都市圏の整備、中山間地域、農山漁村の振興が図られる中、本市は、広域都市圏東部の交通拠点、教育・産業機能の分担地、都市に近い自然環境提供地として期待されています。

■本市を含む主要な計画

○**高知都市圏の交通計画マスタープラン（県都市計画課、平成22年度）**

◆20年後の高知の総合交通体系の中で、本市は、教育・産業拠点を擁する高知都市圏の東の広域交通拠点として位置づけられています（次ページ図参照）。

○**高知広域都市計画区域マスタープラン（県都市計画課、平成14年度）**

◆本市（土佐山田）では、都市基盤整備、浸水・排水対策が課題とされています。

○**高知県山村振興基本方針（県地域づくり支援課、平成17年度）**＊過疎地域自立促進計画と関連

○**高知県過疎地域自立促進計画（県地域づくり支援課、平成23年2月）**

◆過疎地域は、「豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、都市に対して食糧・水資源の供給や、自然環境の保全と癒しの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献を」との考え方を示し、本市を含む高知中央広域圏については、次のような方向性を提示しています。

- 経済の活性化（産業振興と雇用創出）
- インフラの充実と有効活用
- 教育の充実と子育て支援
- 県民の安全・安心の確保に向けた地域の防犯、防災の基礎づくり
- 日本一の健康長寿県づくり

○**新高知県行政改革プラン（平成22年3月）**

○**南海地震への備え＝高知県南海地震対策行動計画（県南海地震対策課、平成21年2月）**

◆震災に強い地域づくりに向け、自助・共助を基軸とする方向が示されています。

○**高知県産業振興計画（県計画推進課、平成21年3月）**

◆農業・商工業など各産業分野及び県内７ブロックでの地産地消・地産外消などの取組が進められています。

○**日本一の健康長寿県構想（県健康長寿政策課、平成22年2月）**

■その他最近の動き

○本市への高知工科大学&高知テクノパークの立地

◆人材育成、科学技術に力を入れる県方針の中で、平成９年に高知工科大学が開学、平成16年に高知テクノパークの分譲を開始しました（現在７区画中５区画分譲済）。

○人口70万人時代に向き合う政策研究の取組（県政策振興課）

◆「人口減少、少子・高齢社会の展望～平成16年度検討作業のまとめとして～」を発表。県における人口減少社会を予想し、「魅力ある職の創造」、「高齢者に対する固定的な概念の転換」、「切磋琢磨しながら学ぶ環境づくり」について提案しています。

○2030年の豊かな高知づくりに向けて（平成19年3月）

○高知県UJIターン支援ホームページの運営（県地域づくり支援課）

○地域支援企画員（県地域づくり支援課）

◆地域支援企画員は、市町村と連携しながら、産業振興計画の地域アクションプランに盛り込んだ個々の取組の支援、新たに盛り込む取組の育成、住民の皆さんの活動のサポートや情報提供。人と人とのつなぎ役や地域と市町村や県とのパイプ役などの活動を行っています。

※参考：将来目指すべき都市圏構造のイメージ（高知都市圏の交通計画マスタープランより）

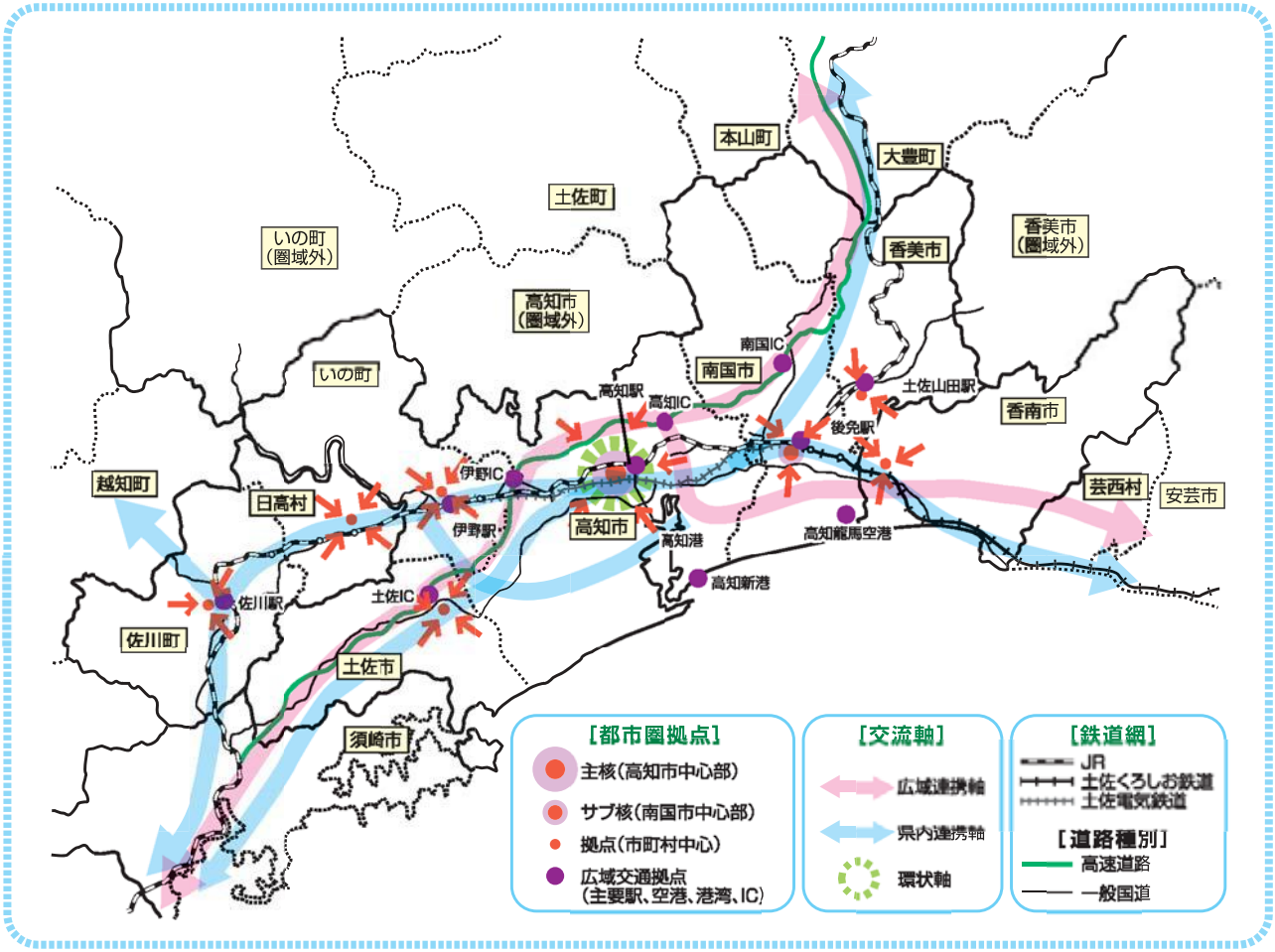

KAMI＊CITY

第2部 基本構想

第１次香美市振興計画後期基本計画

第１章＊基本的な考え方　36
第２章＊将来目標　38
第３章＊施策の大綱　48

第1章 基本的な考え方

Ⅰ 基本課題

●本市をめぐる状況、市民意識等から、今後のまちづくりの課題は次のように整理されます。

～未来につながる「足腰の強いまち」づくりが課題～

○「人口減少、少子・高齢化への対応」が、基本的な課題です。

- 地域の経済や社会を担う力の減退に伴い、公共的なサービスへのニーズは拡大しつつあります。その中で、個人・地域共に「自立」の在り方が問われています。
- 次世代を育成していく視点から、総合的な子育て支援対策を講じていく必要があります。
- 市民が期待する「支え合いのまち」を具現化していくことが期待されます。

○「都市としての求心力づくり」が大事になってきています。

- 市民は、買い物ができる環境づくり、交通条件の向上を強く望んでいます。これに応え、利便性が高く、人が集いやすい都市をつくることが大きな課題です。
- 空港や高速道路のインターチェンジにも近い条件を活かし、都市として、外からも人が集うよう、賑わいと活力を獲得していくことが求められます。
- 本市は、いまだ知名度が低く、都市のイメージが見えにくい状況にあります。本市の良さを地域の内外にアピールし、人が集う仕組みに結びつけていく必要があります。

○ 定住環境の確保に向けて「基本的な暮らしやすさの確立」が求められます。

- 市民は、下水道整備等、快適な住環境づくりを望んでいます。街の暮らし、里の暮らしの良さを尊重しながら、市内のどこに住んでも基本的な生活条件（安全性、利便性、快適性）が確保されるよう図る必要があります。
- 定住の条件として、市域を結ぶ交通網や情報通信網の充実が課題です。
- 先人から引き継がれた豊かな自然と文化、あたたかい地域コミュニティは、本市の財産でもあります。これを今後の暮らしやすさに活かし、まちの発展につなげていくことが期待されます。

○「まちの未来を拓く人づくり」が期待されます。

- 本市には、様々な教育施設、文化施設があります。この豊かな教育環境を活かし、未来を拓く人づくりに力を入れるまちとなることが期待されます。
- 若い人々が魅力を感じる買い物やレクリエーション、住まい、子育て環境を充実し、若者が「住み続けたい」「戻りたい」「住んでみたい」と思えるまちとすることが期待されます。

○「広い市域を適切にマネジメントしていく」必要があります。

- 豊かな自然は、本市の誇りです。自然、歴史、文化、産業、暮らしの多様性を活かし、自然と文化を保全・活用し、次代に継承していくことが、市と市民にとっての共通課題です。
- 物部川の環境の保全が注目されています。自然と人が共生してきた本市が、美しい流域圏のモデルとなる地域づくりを進める好機ともいえます。
- 災害に強い地域づくりが、全市的な課題です。

○「自立的な地域経済の確立」が鍵を握ります。

- 未来に夢を描くためには、今を豊かに生き抜くことが肝要です。国・県に依存的な自治体財政、大企業の誘致に期待する地域経済を求める時代は終わり、地域の資源に立脚した内発的な産業振興、定住社会づくりが求められる時代が到来しています。
- これに対応するためにも、戦略的な地域経営の仕組みづくりが課題となっています。

Ⅱ　基本理念

●「こうほく３町村合併協議会」は、合併新市の建設にあたり、平成17年度に「香美市まちづくり計画」を策定しました。そこでは、まちづくりの姿勢として次のような基本理念が掲げられました。

輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり

地域の良さを大切にするまちづくり
みんなが元気に暮らせるまちづくり
みんなで共に進めるまちづくり

●本計画は、この理念を発展的に引き継ぎ、市民とともに次のような姿勢でまちづくりを進めます。

理念①：地域の良さを大切にするまちづくり

○広い市域に息づく自然、歴史、文化、産業、人、施設、活動の多様性は、全市民の財産です。地域で育まれてきた一つひとつの輝きを大切に継承し、地域が互いに交流してそれぞれの輝きを知り、楽しみ、市全体の誇りへと高めていきます。
○地域資源を産業に活かし、その活力がさらに地域の文化、自然を磨く地域に根ざしたまち、豊かな教育・文化環境を活用して新しい夢を研ぐ未来志向のまちを目指します。
○美しい街（市街地）、美しい里（集落）の良さを一層輝かせ、地球環境保全に貢献しながら、居心地の良いふるさとをつくっていきます。
○これらを通じて、自然、生活、産業、文化が調和した高品位な定住都市をつくります。

理念②：みんなが元気に暮らせるまちづくり

○本市には、人と人、地域と地域が支え合って培ってきた暮らしの輝きがあります。今後とも、人の元気、コミュニティのあたたかさを市の発展につないでいきます。
○子どもたちがのびのびと育ち、高齢者が生きがいを持ち、いつまでも自分らしく暮らせる「住んでよかった」と思えるまちをつくります。
○若者がいきいきと働き、将来に夢を描きたくなるまち、快適・便利で賑わいのある「住み続けたい」と思えるまちをつくります。
○交通に恵まれた立地条件と美しい自然環境を活かし、都市生活者が「住んでみたい」と思えるまち、安全・快適・便利で、訪れても住んでも魅力的なまちを育んでいきます。

理念③：みんなで共に進めるまちづくり

○本市には、行政と市民の顔の見える関係がいきています。今後ともコミュニケーションを大事に、市民と力を合わせ、共にまちをつくっていきます。
○すべての市民が、まちの一員として「できること、したいこと」をもって様々な活動に主体的に参画し、自らまちの未来を切り拓くことに手応えを感じるようなまちをつくります。
○行政は、市民（企業も含む）との協働による戦略的な自治体経営、共に成果を実感できるような、自主自立の自治体づくりを目指します。
○厳しい財政環境下、そのためにも効果的・効率的な行財政システムを構築していきます。

第2章 将来目標

Ⅰ 将来都市像

●本市が、今後の10年間で目指す将来都市像は、次のように設定します。

山・川・まち・ひとが躍動し、支え合い、響き合う
進化する自然共生文化都市・香美市

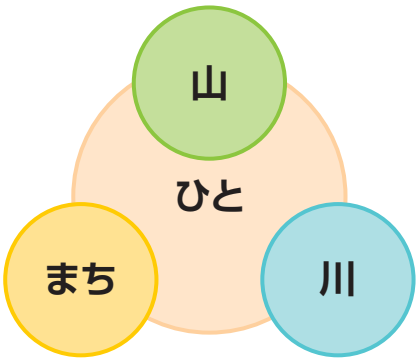

★山：本市の森、棚田等を含む豊かな「みどり」の環境。自然・文化の「ストック」の豊かさの象徴。
★川：市域を象徴する物部川。地域を結び、資源を活かす「フロー」の豊かさの象徴でもある。
★まち：人・物・情報等が交流し、新たな文化が生まれる都市、日常生活圏の中心としての「街」。
★ひと：3万人の市民一人ひとり、本市の魅力に惹かれる観光交流客、様々な人材。

物部川でつながる山、川、まち、ひとは、香美市の財産であり、それらが響きあい、結びついて美しい生活・文化・産業が生まれてきました。

街や里には、それぞれの環境に調和した快適な住環境、高齢者にも若者にも魅力的な賑わいあるまち、あたたかい支え合いに守られた居心地の良いコミュニティがあります。その中で、子どもがのびのび育ち、若者がいきいき働き、高齢者が安心して暮らしています。

広い市域は、子どもたちがわくわくする学舎（まなびや）、新旧の技や知恵が出会い、新たな産業や文化、新たな価値を生む基地でもあります。地域の自然に根ざした産業や生活の営みを通じて、美しい市域がさらに磨かれ、個性輝く多彩な教育文化施設や文化資源から、新たな夢と文化が研ぎ出されています。

本市は、自然と共生する文化都市として、今後も自然、文化、産業を磨き、未来への可能性と夢を耕しながら、進化を続けます。

Ⅱ　将来人口

●本市では、少子・高齢化により、人口の自然減が継続的に続いています。現在とほぼ同じ努力を続けて推移していくとすれば、総人口は、平成17年の30,257人から平成28年には26,803人となり、約10年間で3,454人、約12%の減少となると予想されます。

●将来都市像の実現に向けて積極的に人口誘導政策を講じることで、人口減少を約2,000人分くい止め、10年後の目標人口を28,800人と設定します。

■将来目標人口

	実績（国勢調査）		将来（平成28年）	
	平成7年	平成17年	推計人口	政策目標人口
総人口	31,076人	30,257人	26,803人	28,800人
0～14歳	4,176人（13.4%）	3,198人（10.6%）	2,793人（10.4%）	3,700人（12.8%）
15～64歳	18,673人（60.1%）	17,720人（58.6%）	14,171人（52.9%）	15,100人（52.4%）
65歳以上	8,226人（26.5%）	9,329人（30.8%）	9,839人（36.7%）	10,000人（34.7%）
世帯数	10,976世帯	12,411世帯	12,294世帯	12,800世帯
1世帯当たり人員	2.83人／世帯	2.44人／世帯	2.18人／世帯	2.25人／世帯
就業者数	16,161人	14,394人	9,938人	12,080人
対総人口比 対15～64歳人口比	52.0% 86.5%	47.6% 81.2%	37.1% 70.1%	41.9% 80.0%

■人口誘導のための政策強化の枠組み

★定住政策の総合的促進がポイント★

○人口減少の抑制――――若者が地元に定着、高齢者が元気に自立生活を継続
○新規定住者の誘導――――若いファミリー層、ゆとり世代のUJIターン

仕事の確保
＜ワーキング＞
◆地域産業への就業促進（農林業、地場産業、観光等）
◆新産業育成
◆多様な働き方の促進（在宅就労、NPO、生きがい就労の促進等）
◆雇用機会確保（企業誘致、広域での就業機会の確保）

住まいの確保
＜ハウジング＞
◆既存の住宅・宅地の活用（空き家活用等）
◆新規の確保（定住促進重点エリアの設定等）
◆多様な住まいの確保（若者向け、高齢者・障害者向け、多世代混住等のニーズに即し）

生活の応援
＜リビング＞
◆利便性・快適性の向上（買い物・交通・住環境）
◆安心の確保（医療・福祉）
◆結婚・子育て支援と高齢者の生きがい確保（シルバーパワーの活用等）
◆自然共生型の暮らしの促進（農業や生活の技術提供）

○世帯数は微増の後、数年後には減少に転じ平成27年には現在の世帯数を若干下回ると予想されますが、若年層を中心に人口誘導し、産み育てを促進して最終的に2,000人、500世帯の実質増となることを目標とします。
○人口の高齢化等により就業者人口は今後も逓減しますが、若い層の流入促進、高齢者・障害者等の就業率向上等により、自立促進と扶養的費用の拡大を抑制します。
○土地利用の工夫等による計画的な人口誘導のほか、まちの快適化・魅力化による緩やかな定住促進効果も狙います（職住接近とともに、他都市に通勤する定住者の増加も見込みます）。

Ⅲ 土地利用

1 基本方針

●将来都市像の実現に向け、自然環境の保全、市民の利便性・快適性向上、産業の発展、まちのイメージ形成、地域経営の効率性等、多角的・長期的な視点から、計画的な土地利用を進めます。

①自然共生文化都市にふさわしい、自然と文化を大事にする土地利用を進めます。

◇水源地から平野に至る物部川流域圏の資源を守り、活かす、バランスある土地利用
◇新規開発を抑制し、既存の土地利用を丁寧に磨くまちづくり
◇水・土・空気を汚さず、みどりを一層輝かせる、人と地域にやさしい利用
◇自然・歴史・文化的環境の保全、土地に刻まれた歴史の発掘と尊重
◇広い市域全体を学舎（まなびや）とする体験的な学習環境の整備
◇香美市らしい景観の形成

②躍動し、進化する都市にふさわしい、未来に向けて価値を生む土地利用を進めます。

◇交通に恵まれた立地条件を活かした、外から活力を呼び込む土地利用
◇便利で快適な質の高い住環境整備、良好な宅地・住宅の確保
◇市の顔としての景観形成、文化的環境の整備
◇自然共生型の産業、未来を拓く教育・研究機能の配置
◇地域情報化の推進（情報通信基盤の整備、ICT*活用）
◇観光交流の振興（拠点形成、ネットワーク化、サービス提供の仕組みづくり）
◇外との交流を積極的に興しながら、市民の安らぎを守る、調和のとれた土地利用

③支え合い、響き合うまちにふさわしい、生活圏の形成に即した土地利用を進めます。

◇高知広域都市圏等、広域の構造を見極めた土地利用
◇広い市域に分散立地する街（市街地）・里（集落）のネットワーク化
◇支え合うあたたかいコミュニティを大切に育む土地利用
◇分散する公共施設等の効果的な利用環境づくり（機能配置と移動手段の確保）
◇子どもや高齢者等の生活行動を包む、みんなにやさしいまちづくり
◇市民の健康づくりを支える環境づくり

④地域の個性と主体性を尊重し、計画的な土地利用を進めます。

◇広い市域の効果的・効率的なマネジメント体制の形成
◇適正で合理的な土地利用と都市機能の誘導
◇地震や風水害等自然災害に強い土地利用と防災施設等の整備
◇地域の個性と主体性を尊重した生活圏形成と、生活基盤整備水準の格差是正
◇未来につながる施設整備・管理手法の導入（企業や市民との連携、受益者の参加等）

（注）ICT*：インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー＝情報通信技術

2 土地利用イメージ

●土地利用の骨格となる「交流拠点」、「軸」、「ゾーン」を設定し、将来都市像を実現するための土地利用を具体的に展開します。

(1) 交流拠点

◆ひと、もの、情報が出会い、地域全体の活力を興す拠点を形成します。
◆市民、来訪者に魅力的で、生活利便性を支える拠点を充実します。
◆広い市域のマネジメント拠点としての機能を重視します。

①「まち」の交流拠点　～市役所、JR土佐山田駅周辺～

●土佐山田の街は、本市の中枢拠点、表玄関機能を担う「まち」として魅力を高めます。鉄道、バス、道路網等の交通結節機能に加え、中央公民館、プラザ八王子（市立美術館、保健センター土佐山田、地域福祉センター）や商店街を活かして商業・文化等の複合的な都市機能を備えた交流拠点として充実を図ります。

●特に、土佐山田駅北は、国道195号バイパス計画の進捗等に鑑み、文化及び保健福祉機能等を含む優良な住宅地として整備し、新たな都市発展を担う地区の一つとしていきます。

② 研究学園交流拠点　～高知テクノパーク、高知工科大学周辺～

●高知テクノパーク、高知工科大学周辺の新たな街は、県・市の発展を担う知的産業・人材育成エリアとして、さらなる企業誘致を進めるとともに、本市の教育や地域産業の可能性を伸ばす研究拠点として機能の充実を図ります。また、教育機関と田園環境が調和した地域の特性を活かしながら、新しいまちの顔を育む交流拠点として充実を図ります。

③「さと」の交流拠点　～香北支所周辺及び物部支所周辺～

●香北支所周辺及び物部支所周辺は、市の中部及び北東部の「さと」（生活圏の中心）として、生活と交流を支え、みどりの環境をマネジメントする拠点機能を強化していきます。

- 香北支所及びアンパンマンミュージアム周辺は、健康センターセレネ、詩とメルヘン絵本館、市立図書館分室（アンパンマン図書館）や大川上美良布神社、美良布商店街等を活かし、コミュニティ活動の中心、文化や賑わい等に親しめる交流拠点として充実を図ります。
- 物部支所及び奥物部ふるさと物産館周辺は、ライダーズイン奥物部、奥物部美術館、奥物部湖、商店街等を活かして、山村文化や森林、水辺の豊かさが身近にふれあえる交流拠点として充実を図ります。

④「もり」の交流拠点　～べふ峡温泉周辺～

●べふ峡温泉周辺は、市の北東の玄関口、滞在交流拠点として、情報通信環境の向上、防災機能の充実、周辺の景観形成等を一層進めます。

(2) 交流軸

◆本市が他地域と交流し、市外からひとを招き入れる軸を形成します。
◆市内各地域をつなぐ、円滑な交流軸を確保します。
◆本市を貫く「イメージ軸」を強化します。

① 物部川水系軸　～市内を貫く物部川周辺～

●市域を貫く物部川は、本市のイメージとアイデンティティを象徴する軸、自然との共生について考え、学び、楽しむ軸として大切にし、水辺や森林に親しめる環境づくり、景観形成等を推進します。

② 広域交流軸　～国道32号周辺、国道195号周辺～

●おおむね物部川に沿い、市域を北東から南西に貫く国道195号と市の北西部を通る国道32号を、本市を他都市と結ぶ基幹交流軸として位置づけます。
●自動車交通の走行性の向上とともに、本市のまとまりをイメージづけるラインとして、花や木の植栽、アジサイロードの延伸、沿道の景観形成を行うとともに、案内機能や休憩スポットの充実等を推進し、通行者を市内へと誘導する機能を充実します。また、国道195号が通り、鉄道駅もある市街地は、市の表玄関にふさわしいシンボル的な景観形成や情報提供拠点機能の充実を図ります。

③ 市内ネットワーク軸　～市内各地域をむすぶ県道等～

●広域活動軸を補完し、市内各地域間の交流・連携強化、市内の多様な地域資源のネットワークの骨格として県道、都市計画道路等の周辺を位置づけます。
●道路の整備・改良とともに、物部川、田園、街、里それぞれの個性を活かした沿道の土地利用や景観づくりを推進します。

(3) ゾーン

◆地域特性に応じた土地利用を進め、地域の環境をさらに磨いていくため、ゾーンごとの環境特性と土地利用の方針を明確にします。
◆「交流拠点」や「交流軸」を活かし、地域の自然や生活との調和を図りながら、交流を受け止める土地利用を計画的に進めます。

① 大自然ふれあいゾーン　～国定公園、県立自然公園の区域～

●高知県内でも屈指の自然を誇る地域であり、物部川源流域の森林や渓流、多様な生物を抱えた重要なゾーンで、広域から人が集まる観光スポットが含まれます。
●国・県との連携により豊かなみどりの保全と自然に親しむための諸施設の整備を図るとともに、自然・文化の紹介や案内、体験機会の提供、利用モラルの徹底を含め、適切な管理を目指します。

② 田園環境ゾーン　～優良農地及び隣接する集落周辺～

●農地の食糧生産、防災、景観形成、レクリエーション、交流・学習等の多面的機能を有するとともに、自然と共生してきたコミュニティが息づき、美しい田園の環境を形成しています。その環境に惹かれ、都会からのＵＪＩターンもみられます。
●地域資源を有効に保全・活用し、農業基盤の整備、農業従事者の高齢化への対応、適地適作の推進、農産加工や観光の振興等、地域産業の多面的な振興を図ります。
●また、生活道路や上下水道、広場等、生活環境の整備、急傾地対策や河川改修等による防災機能の向上、文化的な環境の保全等、集落環境の整備を図ります。

③ 市街地ゾーン　～市街化区域及び市役所・支所中心の市街地～

●市役所周辺の中心市街地（市街化区域）、香北支所、物部支所周辺の市街地に加え、最近、街としての顔が形造られつつある高知工科大学周辺もここに含みます。
●道路、上水道、公園緑地等の生活基盤施設の整備、住宅・宅地の整備・再整備等、都市基盤の充実を図ります。また、防災拠点機能の強化、ユニバーサルデザイン化*等を進めます。
●さらに、街を取り囲む豊かな「みどり」との調和を図るため、公共施設や宅地の緑化、文化的な環境の整備、玄関口機能（交通拠点）のイメージアップ等、まちの顔を形成します。

④ 自然活用ゾーン　～上記以外の山林、農地等～

●上記以外の山林、農地及びこれらと一体となっている集落を位置づけます。
●森林の保全を図り、集落環境の整備とともに農林業の振興及び自然環境を活かした観光レクリエーション等の振興を図ります。
●高齢化等により、一部のコミュニティでは存続が難しくなる危機もみられるため、農地や林地、集落の維持について望ましい在り方を市民とともに検討していきます。

（注）ユニバーサルデザイン化*： 年齢、文化、言語の違い、障害の有無を問わずに利用することができる施設・製品・情報・サービス等の設計のことをいいます。本計画では、道路の段差解消等、高齢者や障害者が障壁を感じないようにする「バリアフリー化」の概念を含むものとして捉えています。

(4) 重点的に定住・交流を促進するエリア・スポットの設定

◆本市の発展には、定住人口の確保と交流人口の拡大が重要です。これを積極的に進めるため、各ゾーンの特性に応じて重点的に交流を受け止めるエリアを設定し、計画的な土地利用を進めます。

①「まち」の定住・交流促進重点エリア　～中心市街地及びその周辺～

●土佐山田における「『まち』の交流拠点」と「研究学園交流拠点」を含む地域は、本市の都市発展の鍵を握る中枢エリアとして一体的に捉え、良好な住宅地づくりや都市機能の育成等、適正な都市機能誘導を積極的に図ります。

②「さと」の定住・交流促進エリア　～その他の市街地や集落～

●香北・物部の「『さと』の交流拠点」と「田園環境ゾーン」及びその周辺の「自然活用ゾーン」は、都市山村交流を促進するエリアとして、観光交流客や自然共生的な暮らし方を求めるUJIターン者を積極的に受け止め、空き家・空き店舗等を活用した定住の場づくり、観光農園、地域産物の直売を促進するスポット等を形成します。

●特に、国道195号や鉄道駅周辺等は、積極的・計画的な定住環境の整備を検討していきます。山間部の集落は、自然環境との調和、地域住民が安心して暮らせる生活圏の形成を図りつつ、定住・交流環境の向上を目指します。

③「みどり」の観光交流促進スポット　～「みどり」の中の主要な観光地～

●べふ峡温泉周辺の「『もり』の交流拠点」及びその他の主要な観光レクリエーション資源・施設周辺の地域は、本市の森林や田園等「みどり」の環境を活かした観光交流促進スポットとしてそれぞれの個性を活かし、多様な地域資源とのふれあいや体験、地域紹介、地域産品の販売や休憩・滞在、市民との交流等、多目的な交流拠点として充実を図ります（龍河洞、べふ峡等）。

■将来の土地利用イメージ

Ⅳ 基本目標

●目指す将来都市像を実現するための基本目標は、次のように設定します。

1 まちのかたちを創る

●まちの持続的発展につながる計画的な土地利用を推進します。
●街（市街地）と里(集落)の良さを活かし、快適な住環境を整えます。
●交通・情報通信等、定住と交流を支える基本的な条件を整えます。
●香美市らしい景観やイメージをつくり、まちの顔を確立します。

2 みどりを保つ

●安全で美しい市域を保ち、災害に強いまちづくりを進めます。
●水源を守り、本市の財産である山、川、さと、まち、田園の自然を磨きます。
●環境衛生、資源・エネルギー対策等、地域環境の保全を総合的に進めます。

3 やすらぎを守る

●市民の主体的な健康づくりを促進するとともに、地域医療の充実を図ります。
●困った時、必要に応じて利用できる福祉サービスの充実を図ります。
●誰もがのびのびと参加・活動し、日ごろから支え合う心豊かなまちをつくります。

4 賑わいを興す

●商業や観光産業を総合的に推進し、人が集い、交流して発展するまちをつくります。
●農林業は、特産品づくりとともに、観光交流等への多面的な展開を進めます。
●伝統と新しさのある、魅力的な地場産業を育みます。
●企業誘致や就業支援等、働く機会を拡充します。

5 未来を拓く

●すこやかに子どもを育み、若者の夢を拓く学びの環境を充実し、魅力的な教育のまちづくりを進めます。
●伝統文化の継承や文化・スポーツ活動等、生活に根ざした地域文化を育みます。
●科学技術、芸術文化等を振興し、高品位で文化の香り高いまちをつくります。

6 みんなで築く

●地方分権時代にふさわしい合理的・効率的な行財政運営を進めます。
●地域コミュニティ機能の強化、地域活動・市民活動の育成・支援を図り、市民と協働して、持続可能なまちづくりを進めます。

第3章 施策の大綱

Ⅰ まちのかたちを創る

○将来に向けて、美しい山や川、街（市街地）、里（集落）の良さを活かしながら、市全体のバランスのとれた発展を目指すためには、効果的な土地利用を計画的に進めることが重要です。定住と交流を支える魅力的な市街地や集落の整備、交流（交通・情報）基盤の整備を推進します。

●計画的な土地利用の推進
　まちの活力を拓く土地利用の推進
　広い市域のマネジメント体制の構築
●市街地や集落の整備
　賑わいのある市街地の整備／魅力的な定住環境の整備／多様な住宅等の供給
●交流基盤の整備
　基幹交通路の整備／暮らしを支える道路網の整備
　公共交通手段の維持・充実／交通ターミナル機能等の充実
　地域情報化の推進
●都市イメージの形成
　香美市らしい景観形成

Ⅱ みどりを保つ

○みどりの環境（山、川、街、里の自然、水源、田園等）は、市民の誇りです。災害に強く、快適な生活環境の向上とともに、地球環境保全への貢献を目指し、自然資源の保全・活用、環境衛生対策等を総合的に推進します。

●安全・安心なまちづくり
　災害対策の充実／消防・救急体制の充実
　地域防災体制の確立
　交通安全・防犯対策の充実
●自然資源の保全と活用の推進
　自然資源の保全
　自然環境の多様な魅力の活用
●水資源の安定的な確保と利用
●自然と共生する地域づくりの推進
　汚水対策の推進と河川の水質保全／ごみ、し尿の適正な処理
　地球環境保全の推進

Ⅲ　やすらぎを守る

○本市の持続的な発展は、市民がいつまでも、安心して自分らしい生活を継続できるまちづくりと密接な関係にあります。市民の主体的な健康づくりを基本に、医療・保健・福祉サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いを促進し、住み良いまちを目指します。

●福祉社会の基盤づくり
　長寿社会を支える体制づくり
　地域福祉の推進／みんなにやさしいまちづくりの推進
●保健、医療の充実
　健康づくりの支援
　医療体制の充実
●高齢者福祉の充実
　介護予防の推進／安心介護の推進／地域ぐるみの支え合い体制の充実
●障害者福祉の充実

Ⅳ　賑わいを興す

○本市が内発的な発展を目指すためには、地域に根ざした産業の振興と、交流によるまちづくりをいかに進めるかが大きな鍵となります。農林業、地場産業の一層の充実を図るとともに、シティセールス*や観光振興の展開、雇用機会の確保、買い物環境の充実等、住む人、訪れる人に魅力的な活力あるまちづくりを進めます。

●交流によるまちづくりの推進
　シティセールスの推進／多様な地域間交流の推進
　市内の交流促進
●農林業の振興
　特産物のブランド維持向上と多様な販路確保／農業の担い手・後継者の確保と育成／農業基盤等の充実
　林業の振興
　第一次産業の多面的な振興
●商工業の振興
　地場産業**の振興／商店街の活性化／新たな商工業の発展機会の創出
●観光の振興
　観光魅力の発掘・再生・創造／観光交流の受け皿づくり／観光情報の充実

（注）**シティセールス***：まちの魅力等を外部に効果的にアピールすることで、人、企業、モノ、情報、資金等をまちに取り込んでいく活動のこと。都市ブランド形成等とも密接。
地場産業**：地域の自然、文化、人、社会等に立脚し、これらを資源として地域に根付いてきた、または、根付いていく産業。ここでは、地域の自然・文化資源や農林産品を活用して特産品等をつくる製造業のことをいいます。

●地域産業*の振興と就業機会確保の総合的な推進
　各産業の連携による地域産業の魅力の増進
　多様な就業機会の確保

Ⅴ　未来を拓く

○本市のまちづくりの柱の一環として、子育て支援対策の充実を図り、自然や文化、教育・文化施設の多い環境を十二分に活かし、未来を拓く子どもを育むまちづくりを進めます。また、すべての市民が参加しやすい生涯学習・生涯スポーツの環境づくり、伝統を守り、未来を描く地域文化の創造を目指します

●子育て支援の充実
　保育サービスの充実／総合的な子育て支援体制の確立
●未来を拓く子どもの育成
　豊かな教育を支える環境の充実／個性を活かした就学前教育・学校教育の充実
　青少年を育む地域づくり
●心豊かな生涯学習・生涯スポーツ活動の振興
　生涯学習活動の魅力向上／生涯スポーツ活動の魅力向上
　気軽に参加できる環境の充実
●人権尊重の地域づくりの推進
　人権教育・啓発等の推進
　男女共同参画社会に向けた体制の確立
●地域文化の保護・継承と創造
　文化財保護の推進／伝統文化の継承、育成
　芸術・芸能・文化等の振興

（注）地域産業*：ここでは、農林業、地場産業、新しい商工業等を含む市内の産業全体のことをいいます。

Ⅵ みんなで築く

○持続的発展を支える力強いまちづくりの体制と、効率的かつ柔軟・有効な行財政システムを確立するとともに、市民主体の地域づくりを支援しつつ、市民と共に歩むまちづくりを推進します。

●合理的、効率的行財政運営の推進
　合理的、効率的な行政サービスの推進
　広域行政の推進
●行政職員の資質向上と適正配置
　行政職員の資質向上／適正な職員配置の推進
●市民と共に歩むまちづくりの推進
　市民の参画機会の拡充／地域や市民が主体となったまちづくり活動への支援
●高知工科大学と共に歩むまちづくりの推進
　地域交流拠点としての充実／地域産業振興の連携／教育機会での連携

KAMI＊CITY＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

第3部 基本計画

第１次香美市振興計画後期基本計画

第１章＊まちのかたちを創る　54
第２章＊みどりを保つ　64
第３章＊やすらぎを守る　74
第4章 ＊賑わいを興す　86
第5章 ＊未来を拓く　102
第6章 ＊みんなで築く　118

第1章 まちのかたちを創る

将来に向けて、美しい山や川、街（市街地）、里（集落）の良さを活かしながら、市全体のバランスのとれた発展を目指すためには、効果的な土地利用を計画的に進めることが重要です。

定住と交流を支える魅力的な市街地や集落の整備、交流（交通・情報）基盤の整備を推進します。

1. 計画的な土地利用の推進

① まちの活力を拓く土地利用の推進

現状と課題

本市は、広い市域に街（市街地）、里（集落）、工業団地、観光地等が分散しています。

今後も、「自然共生文化都市」として、それぞれの地域の特性や機能をより明確にした上で、相互のネットワーク化を進め、効果的で調和のとれた土地利用を展開していく必要があります。

人口の減少や高齢化が進む中、まちの活力を維持・向上させていくためには、県都高知市や空港、インターチェンジにも近い立地条件と美しい自然環境を活かしながら、確実に人口や産業が定着するような土地利用を進めていくことが求められます。

基本的方向

本振興計画の「基本構想」で掲げる土地利用ビジョンの実現を目指すとともに、都市計画区域については、高知広域都市計画区域マスタープランの確実な推進を図ります。市街化調整区域の土地利用は集落等、地域の実情に合った規制緩和の検討を行います。

既存の市街地及びその周辺は、街全体の賑わいを興す「定住・交流促進重点エリア」として、効果的な人口誘導を図ります。

その他の地域についても、既存の集落や観光地等の機能を活かし、地域住民の意向を踏まえて、重点的に定住・交流を促進するエリアを形成していきます。

これからの地域整備では、民間の主体的参画が望まれます。地域の自然や既存の土地利用との調和に配慮しながら、市街地形成や産業立地等を促進する、新しいまちづくり手法の導入も検討する等、市全体の発展につながる都市形成を進めます。

施策の内容

（1）土地利用計画の円滑な推進

本振興計画で掲げる土地利用ビジョン及び、高知広域都市計画区域マスタープランの確実な推進を図るとともに、市街化調整区域内の規制緩和を検討します。そのため、これらの計画の周知に力を入れます。

（2）重点的な地域整備の推進

効果的な人口誘導、交流の受け皿づくりを進めるため、土佐山田地区においては市街地の活性化とともに、都市発展のため成熟した市街地の形成を進めます。（土佐山田駅北周辺地区、高知工科大学周辺の「研究学園交流拠点」等）

（3）新しいまちづくり手法の導入

民間活力の参入、地域住民のまちづくりへの主体的な参画を促すため、地区計画制度*の運用等、新しいまちづくりの手法の導入を検討します。

② 広い市域のマネジメント体制の構築

現状と課題

本市は、県面積の7.6%に及ぶ538.22k㎡の広い市域を有しています。

安全で美しい地域を守りつつ、人口２万８千人の都市の活力を維持していくためには、計画的な土地利用を推進するとともに、地域の環境（自然、文化、生活、産業）を適切にマネジメントしていく必要があります。

基本的方向

今後とも、地籍調査を実施し、課税の基礎情報を整備するとともに、土地利用の実態把握に努めます。また、国・県の機関、市内の主要団体、学校、市民と連携しながら、各地域の自然、文化、生活環境、産業活動等にかかわる様々な情報を収集し、地域課題の把握に努めるとともに、地域環境を監視・管理していくためのネットワークを確立します。

収集した地域情報は、市民が市の姿を知り、郷土意識を育み、まちづくりに積極的に参画していくための基礎情報として整備・提供していきます。

施策の内容

（1）土地情報の整備

今後とも地籍調査を確実に実施していくほか、市民の参加により自然、文化、生活環境、産業活動等、地域の様々な情報の収集・整備を図ります。

（2）地域環境の管理体制の確立

市役所や支所、その他の主要な公共的施設を、地域環境のマネジメント拠点とした、地域情報の収集活動等を通じて、地域の安全管理、環境管理、地域課題解決のためのネットワークづくりを進めます。

（注）地区計画制度*： 既存の他の都市計画を前提に、一定のまとまりを持った「地区」を対象にその地区の実情に合ったきめ細かい規制（強化・緩和）を行う制度。きめ細かな土地利用に関する計画と、小規模な公共施設に関する計画を一体的に定め、様々な意向を調整しバランスのとれた土地利用を図ることができます。

2. 市街地や集落の整備

① 賑わいのある市街地の整備

現状と課題

土佐山田、香北、物部の街（市街地）では、空き店舗や空き家の増加等、商業機能の衰退や人口減少等がみられ、これに伴って市全体の活力低下が危惧されています。

それぞれの街では、商店街の活性化にかかわる事業が展開されています。

また、土佐山田では、事業所や住宅の立地が増える土地利用がみられます。

基本的方向

土佐山田の街及び周辺地域は、求心力のある市の中心都市、表玄関として、交通や商業、文化、交流機能等の一層の充実を図るとともに、都市基盤の整備を進め、魅力的な宅地や住宅等の円滑な供給を促します。

特に中心市街地は、歴史的な環境を活かした風情ある街、観光交流客が集う街、若者が集う街としていきます。高知テクノパーク及び高知工科大学周辺は、知的産業・人材育成を重点的に進める研究学園交流拠点としてさらなる企業誘致を進める等、都市の新しい顔づくりを進めます。

香北、物部の街は、生活圏の中心として地域住民の生活を支えるとともに、観光客にとっても居心地の良い集いの街として、文化的な交流の活発化を図ります。

それぞれの街では、空き店舗・空き家の活用等既存施設の有効利用を図りつつ、利便性と快適性を確保し、街全体の魅力の向上を図ります。また、ユニバーサルデザイン化を進め、すべての人が活動しやすい、安心して気軽に集える街をつくっていきます。

施策の内容

（1）中心市街地の活性化

土佐山田の市街地は、玄関口機能の強化、都市的な商業・サービス業や文化の振興、歴史の風情を活かした街づくり、ITソフト関係や高齢者福祉サービスなどの新産業の立地等を活かした新しい街づくりを進め、求心力の向上を図ります。

（2）生活圏ごとの交流拠点育成

香北、物部の市街地は、各生活圏の中心として利便性の向上、交流機能の強化を図ります。

（3）みんなにやさしいまちづくりの推進

各市街地は、道路や個別施設のユニバーサルデザイン化を促進する等、高齢者・障害者・子ども連れにやさしいまちづくり、すべての人が集い活動しやすい環境づくりを進めます。

② 魅力的な定住環境の整備

現状と課題

本市では、広い市域に、多様な個性を有する街や里が点在し、地域の自然や生活文化を守ってきました。市民意識調査によると、現住地に住み続けたいと考えている市民は８割以上に上り、定住意向の高さが示されました。一方で、定住人口の減少が続いており、山間部では高齢化によってコミュニティの維持が困難になっている集落もあります。

多くの市民が、買い物環境や交通条件の向上が必要と考えています。都市公園の整備も十分とはいえません。墓地は、市営墓地が運営されているほか、最近は、市街地周辺において民間による墓地の整備が図られています。

基本的方向

高齢になっても生活しやすく、若者が魅力を感じるような定住環境づくりを目指し、交通や情報通信といった生活基盤の充実とともに、あたたかい地域コミュニティを支える拠点機能（集会所等）や、うるおいある生活空間（公園等）の確保を図ります。また、今後も既存の市営墓地の適切な運用管理に努めます。

今後は、住民が主体となって、地域の実情に即した定住環境の在り方を考え、居心地のよい環境づくりに参画していけるような仕組みづくりを進めます。

施策の内容

（1）快適で魅力的な集落環境の整備

地域コミュニティの拠点ともなる集会所機能の確保を進めます。

（2）公園・緑地の充実

子どもたちの安全な遊び場、地域活動や健康づくりを担う場、地域の個性を表現する場として公園・緑地の整備・充実を図ります。秦山公園など、利用度の高い公園遊具の点検、メンテナンスに力を入れ子どもの安全を守ります。

（3）墓地の管理

既存の市営墓地の適切な管理に努めます。

（4）転入者・移住者等の受入れ体制の整備

UJIターン希望者に対し、空き家や遊休農地等の情報を提供し、定住を促進します。また、転入者・移住者が、地域コミュニティの一員として参加したくなるようなまちづくりの在り方について、自治会・町内会とともに検討します。

（5）市民主体の居心地の良いまちづくりの促進

居心地のよいまちづくりには、市民の主体的な参加が欠かせません。公園・緑地、道路、河川等を安全で美しく保つ為に、愛護活動等市民との協働による公共空間の管理の在り方を検討します。

③ 多様な住宅等の供給

現状と課題

本市が目標とする人口水準を達成するためには、若者の定住とともに、ゆとり世代の移住を積極的に受入れるための施策が求められます。団塊世代の大量退職を背景に、UJIターンの移住需要が増加してくるものと予想されますが、現状では、住宅の供給等に関する情報発信等をはじめ、十分な対応ができていない状況です。

市営住宅については、老朽化した住宅の改修や解体など、財政等の状況を勘案しながら検討していく必要があります。

基本的方向

目標とする人口水準を達成していくため、住宅・宅地の適正な供給を目指し、各地域の住宅の需給バランスを見極めながら公営住宅の充実（ユニバーサルデザイン化への対応も含む）を図ります。

また、UJIターンによる定住・半定住（定期的な週末利用、季節利用等）を促進するため、空き家や貸家、農園付き住宅等、地域の魅力を活かした多様な住まいに関する情報の把握と発信体制づくりを進めます。

施策の内容

（1）市営住宅の改修

老朽化した住宅の改修や解体事業を進めます。

（2）県営住宅の充実

今後とも県営住宅の充実について関係機関と連携し協力を行っていきます。

（3）多様な住まい情報の受発信体制の充実

市民や不動産業者との連携により、空き家情報等の整備を図ります。移住希望者に対しては、JA、商工会その他関係機関と連携・協力しながら、住まいや地域環境等に関する情報発信を行い、窓口を確保して各種相談に応じるなど、情報受発信体制の充実に努めます。

3. 交流基盤の整備

① 基幹交通路の整備

現状と課題

本市を貫く国道195号は、物部川沿いに東西に走り、西は高知市方面と東は徳島県の阿南市方面とを結ぶ広域幹線道路として機能しています。

県道は、高速道路や高知龍馬空港からのアクセス道路として、また、市内外の各地域を結ぶネットワーク軸として重要な役割を果たしており、集落の定住環境の確保に不可欠な路線となっています。

しかし、これらの幹線道路においては、利便性や災害対策上から改良を要する区間や、渋滞の解消を図るべき区間があり、歩道の整備等、人にやさしい道づくりを進めることも重要です。

基本的方向

国道195号は、本市を一体的に結ぶ広域交流軸、災害発生・緊急時における重要な道路として、国や県等関係機関と十分調整しながら整備を促進します。当面は、中心市街地の渋滞解消や救急医療施設へのアクセス経路の確保等、市街地周辺の円滑な交通環境づくりに向け、二次改良（バイパス化）を促進します。

県道については、市内及び周辺地域の地域間連携軸、高知龍馬空港や高速道路のインターチェンジ等とのネットワーク軸として機能強化を図ります。

また、災害時の対応を想定した複数経路の確保を目的に、国道195号と並行して物部川右岸を走る日ノ御子土佐山田線、久保大宮線等の整備・改良を促進します。

施策の内容

（1）国道195号の二次改良の促進等

国道195号（山田バイパス：北本町～杉田間）は用地交渉を早急に進め、早期完成を目指します。現在の国道195号についても、自転車が通行しやすい道路に改良できるよう関係機関と調整を図り推進します。

（2）県道日ノ御子土佐山田線、久保大宮線の改良

市を一体化する路線、防災上の重要路線として位置づけ、車線の拡幅等全線改良を目指します。

（3）その他の県道の改良等

市内外の各地域を結ぶ重要な道路であり、集落の定住環境の確保に不可欠な路線も多いため、用地の確保を進める等、県との調整を図りながら順次改良を進めます。

② 暮らしを支える道路網の整備

現状と課題

市道の改良率は40%未満であり、狭隘な道路も多い状況にあります。

市街地では、安全な歩道の確保やユニバーサルデザイン化、駅の南北を結ぶ通行路の充実が課題となっています。狭隘な区間では、緊急時における消防車両の通行、避難ルートの確保といった面からも整備の必要があります。

山間部では、狭隘かつ傾斜のある林道や市道が多く、緊急車両が通行困難で、災害時に孤立することが懸念される集落もあります。高齢化が進む中、安心できる生活環境を確保する上で、災害対策を重視した道路ネットワークの整備が急務です。

基本的方向

地域間を円滑に結ぶ交流ネットワークを確保するため、都市計画道路や市道等の整備を推進し、総合的な道路ネットワークの整備を進めます。

山間部では、緊急車両の通行が困難な区間や災害発生時に孤立することが懸念される集落の問題解消を図りつつ、林道整備計画を中心に災害に強い道路整備を進めます。

施策の内容

（1）都市計画道路の整備

市街地内の狭隘道路の解消等を積極的に進めるとともに、JRの線路によって分断されている南北の既成市街地を結ぶ道路整備を進めます。

（2）市道・農道・林道等の整備

現在整備を進めている路線の早期完成と新規路線の整備着手を目指します。

（3）市民参加によるみちづくり

良好な沿道景観の創出のために、関係機関による総合的な取組を進めるとともに、市民の理解と協力、積極的な参加を得ながら、安全で快適な道路環境の維持に努めます。

③ 公共交通手段の維持・充実

現状と課題

路線バスや鉄道等の公共交通は、市民の生活や観光客との交流を支え、特に車を運転しない高齢者や障害者、子ども等にとって重要な交通手段となっています。

しかし、利用客の減少に伴い、バス事業の経営は厳しさを増しています。規制緩和によりバス路線の運行継続は、民間事業者の判断に委ねられることとなり、採算性の低い路線の存続があやぶまれる時代となりました。

本市では、現在、民間事業者・議会・学識経験者・地域住民代表者等からなる地域交通対策検討委員会を組織し、これからの公共交通の在り方について検討しています。

基本的方向

公共交通は、市民の生活に密着した交通手段として重要な役割を担うとともに、観光拠点の周遊や様々なイベントへの参加を促進する機能もあることから、総合的な検討を行い、これからの地域における公共交通の役割を明確にします。

施策の内容

（1）公共交通手段の確保

バス等の公共交通については、高齢者、障害者等交通弱者による利用を考慮し、市民の通院・通勤・通学・買い物等の生活行動を支える重要な移動手段と位置づけ、その整備に努めます。

（2）バス交通（市営バス・民間事業者含）の総合的な検討

既存のバスルートや運行本数、運営形態の在り方、公共交通空白地の解消や観光周遊などを含めた対策等について、地域交通対策検討委員会で総合的に検討を進めます。

④ 交通ターミナル機能等の充実

現状と課題

鉄道駅やバスターミナルは、市民や観光交流客の移動の結節点、交流の拠点として重要です。

JR土佐山田駅周辺については、新しい市街地の形成状況等を鑑み、駅及び駅周辺の交通結節点としての機能向上や円滑な交通環境づくりについて、今後とも検討を進める必要があります。

各駅やバスターミナルにおける地域案内情報の提供、乗換え・休憩機能は、いまだ十分とはいえません。

基本的方向

JR土佐山田駅とその周辺は、市の玄関口機能を担う交流拠点としての位置づけを明確化し、円滑な乗換え環境を整備するとともに、香美市いんふぉめーしょん等を利用した情報提供・交流機能の向上を図ります。

また、駅南北を結ぶ交通路の整備を図り、一体感のある中心市街地形成を進めます。

その他の駅やバスターミナル等についても、快適で便利な交流拠点として機能の充実を図ります。

施策の内容

（1）JR土佐山田駅周辺整備の検討等

鉄道とバス・タクシー等の連携機能の強化を図るとともに、市民の参加・協力を得ながら、観光案内機能の向上、魅力的な交流環境づくりを進めます。この事業の進捗に併せ、駅周辺の整備を検討します。

（2）その他の交通ターミナル機能の充実

その他の鉄道駅、バスターミナル及びバス停留所についても、市民、来訪者の安全で円滑な移動を支える拠点として、乗換え、休憩、案内機能を充実させるとともに、市民の参加と協力を得ながら、快適で魅力的な交流空間、情報拠点としての機能の充実を図ります。

⑤ 地域情報化の推進

現状と課題

携帯電話、インターネット、衛星放送や地上デジタル放送等の新しい情報通信ネットワークの発達により、情報通信技術（ICT＝Information and Communication Technology）を活用した地域産業の振興や保健・福祉・教育・防災分野等での行政サービスの向上が期待されています。

本市では、行政や教育、公共施設で高度情報化に対応した体制づくりを進めるとともに、高知工科大学との連携により市民の情報リテラシー*向上を支援しています。

テレビ・ラジオの視聴、情報通信環境については、難視聴地域、携帯電話やインターネットの活用環境が不十分な地域が残されています。このような地域を解消するため、関係諸機関と情報の共有に努めています。

基本的方向

広範囲に居住地が点在し、高齢化も進行している本市では、各通信インフラの特性を踏まえながら、本市に適した情報・通信基盤整備の在り方を総合的に検討して諸施策を進めます。テレビ放送の受信等については、完全デジタル化後も引き続き難視聴の解消を進めます。

また、誰もが多様な情報を気軽に活用できるようパソコン教室等の実施や情報通信の早期導入に向けた検討を進めます。

施策の内容

（1）テレビの難視聴地域の解消

引き続き難視聴地域の解消に努めつつ、テレビ放送のデジタル化にともない国の支援施策等を利用し、難視聴の解消に取り組みます。

（2）情報通信技術活用の推進

市内のインターネットや携帯電話の利用環境を把握し、ブロードバンド化等について検討します。市のホームページの充実等、広報や市民との情報交流手段として情報通信技術の活用を進めます。また、山間部とのコミュニケーション手段としての利活用の在り方を検討します。

（3）パソコン教室等の実施

市民の誰もが情報通信技術を活用できるようになる第一歩目の取組として、初心者及び未経験者を対象にパソコン教室等を実施します。

4. 都市イメージの形成

① 香美市らしい景観形成

現状と課題

本市では、昔ながらの美しい街や里の景観が残り、物部川が流れる緑の景観をベースに、あじさいロード（国道195号の香北・物部地区の一部区間）、アンパンマンロード（香北の商店街）といった個性ある景観づくりが進められています。

しかし、都市としてのイメージ形成につながるような景観形成は、これからの課題となっています。

基本的方向

市民が誇りに思い、誰もがあこがれるようなまちづくりの一環として、香美市ならではの自然と文化を活かした快適で魅力的な景観づくりを進めます。

物部川及び国道195号は、市のシンボル軸として位置づけ、地域の理解と参加を得ながら、美しい景観形成を進めます。

駅や商店街は、来訪者を迎え入れる玄関にふさわしい景観整備を進めます。また、本市の個性と魅力を伝える景観スポットの形成と紹介に努めます。

施策の内容

（1）本市のシンボルとなるイメージ景観の整備

国道195号の沿道は、季節を通じて花が楽しめる景観を整備していくとともに、物部川の景観を楽しむ休憩スポットの整備等、市民との協働で取り組みます。市の中心については、JR土佐山田駅周辺を市の玄関口として位置づけ、駅周辺整備を進める際にシンボリックな景観形成を図る等、高品位な都市の顔づくりを進めます。

（2）地域の個性を表現する景観の整備

その他の交通ターミナルや幹線道路、商店街、観光地等についても、地域住民の参画を得ながら、地域の特色を表現する景観選を活用した整備を進め、住む人、訪れる人に魅力的な交流空間としていきます。

（注）**情報リテラシー*：** 情報を使いこなす能力のこと。体験やコミュニケーションを通じて得られる情報の中から必要なものを探し出し、整理・加工して判断や表現を導く基礎的な知識や技能のことで、最近は、情報通信機器等を有効に活用する能力のことをいうこともあります。

第2章 みどりを保つ

みどりの環境（山、川、街、里の自然、水源、田園等）は、市民の誇りです。

災害に強く、快適な生活環境の向上とともに、地球環境保全への貢献を目指し、自然資源の保全・活用、環境衛生対策等を総合的に推進します。

1. 安全・安心なまちづくり

① 災害対策の充実

現状と課題

本市には山間部を中心に急峻な地形が多く存在していることから、がけ崩れ等の災害の発生が危惧されています。

中心市街地においては、豪雨時の浸水が心配される地区や、道幅が狭く緊急時に消防車等がアクセスしにくい地域等もあります。

市内の公共的施設の中には、耐震化が必要な施設があります。

このような状況を十分に把握し、危険箇所の改善を進める必要があります。また、広い市域の中で、防災情報を迅速・的確に伝達できる環境をつくっていくことも課題となっています。

基本的方向

市街地の排水対策の推進とともに、河川の危険区域や土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等の改善を図るため、関係法令に基づくハード整備を計画的に推進します。

また、災害時に住民の避難場所ともなる公共施設の耐震化を推進するとともに、避難訓練の実施や、避難場所・避難経路等の周知を進めます。

自然災害や火災等が発生した時、迅速に的確な情報を伝達することは、市民の生命・財産を守るために重要なことであることから、防災行政無線等情報収集・伝達設備の整備を進めます。

さらに、大規模な災害発生時における水道・電気・通信等のライフラインの確保について、関係機関とも連携して検討を進めます。

施策の内容

（1）河川の危険区域や土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の改善

今後とも、地域の意見を反映して危険箇所の改善が進むよう、県に働きかけるとともに効果的な対策を推進します。

（2）公共施設の耐震化

橋梁その他の公共施設については、耐震強化の必要性と緊急性を把握し、順次対策を講じていきます。

（3）防災行政無線システムの確立

防災行政無線のデジタル化とともに全国瞬時警報システム（J-ALERT）との連動によるシステムを確立します。また、避難所への情報伝達方法や新たな情報システムの導入についても検討します。

② 消防・救急体制の充実

現状と課題

消防庁舎（昭和47年築）の老朽化は、東南海・南海地震等、大規模災害時の被災者の救助救出に際し、多大な影響が懸念されます。

また、高い救急需要に対応するための高規格救急自動車や老朽化した消防自動車を更新していく必要があります。

基本的方向

消防庁舎は、火災への対応のみならず、様々な災害時の活動拠点としても重要です。多様化する災害に対応するためにも、消防庁舎を建設します。また、消防自動車等の更新に努めます。

東南海・南海地震等の大規模災害を想定し、市民自らが出火防止・初期消火・被災者の救出・避難誘導・安否確認等を行う力を育むため、防火・防災訓練等を実施し、各地域における災害対応力の向上に努めます。

施策の内容

（1）消防庁舎の建設

新たな情報システムを導入し、耐震構造の消防庁舎を建設します。また、消防署香北分署の改築について検討します。

（2）小型動力ポンプ付積載車、耐震性貯水槽等の整備

小型動力ポンプ付積載車及び耐震性貯水槽等を整備し、消防力の強化を図ります。

（3）高規格救急自動車の整備

高い救急需要に対応するため、高度な救命救急処置が行える高規格救急自動車の整備を図ります。

（4）防火・防災訓練の実施

消防団や関係機関等と連携した合同の防火・防災訓練や研修会を実施し、地域における消防力及び防災力の向上に努めます。

③ 地域防災体制の確立

現状と課題

地域住民の高齢化により、災害時の避難・救済対策の強化が課題となる中、中山間地域等では消防団員が不足し、地域住民の安全を守る力が低下してきています。

広い市域を、公的な防災体制だけでまかなうには限りがあります。東南海・南海地震に備えるためにも、今後は、一人ひとりの市民が自らを守る力を育むとともに、地域の実情に即した防災体制を確立していく必要があります。

基本的方向

県は、東南海・南海地震に備える体制として、住民の自助・共助を基軸とする災害に強い地域づくりの重要性を示しています。

本市でも、地域における消防団の体制づくり、自主防災組織の育成等、地域をよく知る住民自身を主体とする防災体制の確立を推進します。これを基本に、高齢者や障害者の避難体制も含め、避難場所や避難経路等の周知、防災備蓄用倉庫・備蓄物資の整備等、いざという時に住民が主体的に活動できる防災体制づくりを支援します。

施策の内容

（1）消防団の体制整備・消防力の向上

各分団の効率的な出動体制の整備、団員の欠員補充と機能別団員の確保に努め、老朽化した消防団屯所の改築を進めます。また、各種訓練を実施し、消防力の向上を図ります。

（2）自主防災組織の育成

現在90組織（組織率63.3%）の自主防災組織が結成されており、平成26年度末を目処に組織率100%を目指します。

（3）防災備蓄体制の確立

市防災備蓄用倉庫には、備蓄物資・資材等を計画的に整備します。食糧品や生活物資などについては、事業所との流通備蓄に関する協定書の締結も推進します。

また、自主防災組織の設置・管理する防災備蓄用倉庫についても各組織と連携して整備を進めます。

（4）避難場所等の周知

緊急時の避難場所及び避難経路の周知を図るとともに、高齢者や障害者等、災害弱者への対応も含め、各地域の実情に合った避難誘導システムについて、市民とともに検討を行います。

④ 交通安全・防犯対策の充実

現状と課題

本市では、交通安全対策として、歩道の設置や交通安全施設の整備、通学路対策等とともに、街頭指導や交通安全教育等を積極的に進めてきました。

最近は、人口減少に伴い、自動車保有台数及び運転免許保有者数は減少傾向にあり、交通事故の増加もみられませんが、今後は、余暇活動の増加に伴う道路交通量の増加、高齢運転者の増加、夜間交通量の増加等が予想され、環境の変化に即した交通安全運動の展開が求められます。

防犯については、本市はこれまで犯罪件数が少ない状況にありましたが、全国的には路上犯罪や高齢者等を狙う詐欺等、様々な犯罪が増加しており、市民の暮らしの安全を守る必要性が高まってきています。

基本的方向

交通安全については、香美市交通安全基本計画に掲げる「安全で安心して暮らせるまちづくり」を目指し、道路事情に見合う交通安全施設の整備や交通規制、市民の交通安全意識の高揚、自主的な交通安全運動等の強化を図ります。

防犯については、関係機関と連携しながら、防犯に対する市民の意識づくりや、地域に根差した防犯活動により犯罪のないまちづくりを進めます。

施策の内容

（1）交通安全対策の充実

関係機関との協力関係の強化を図りつつ、交通安全施設の設置や市民の交通安全意識の高揚等、総合的な対策の強化を図ります。

（2）防犯体制の充実

犯罪のないまちづくりを進めるため、関係機関にきめ細やかな防犯対策を要請していくとともに、市民の防犯に対する意識づくりを図り、防犯体制の強化に努めます。また、自治会・町内会等での自主的な防犯活動を促進します。

（3）被害者救済対策の実施

交通災害共済の充実を図るとともに、被害者救済対策関係機関と協力して交通事故相談の充実を図ります。また、関係機関と連携して犯罪被害者の救済対策の確立に努めます。

2. 自然資源の保全と活用の推進

① 自然資源の保全

現状と課題

林業の衰退とともに森林の育成や管理が十分に行えず、森林の荒廃が進んでいます。また、中山間地域を中心に有害鳥獣被害が発生し、特に高標高域におけるシカによる被害は自然生態系に影響を及ぼすなど深刻な状況にあり、森林環境の保全は全市的な課題となっています。

物部川は集中豪雨による上流部の山腹崩壊に伴い、上流河川の土砂堆積による濁水問題や、河口閉塞等による河川環境の悪化が進み、生態系の破壊や農林産物への被害が拡大していることから、本市を含む流域3市と民間団体によって構成される「物部川流域ふるさと交流推進協議会」等により、河川環境の改善に向けた取組が進められています。

基本的方向

物部川の清流、豊かな森林環境を守るため、国・県等と連携して森林や河川の環境整備を進めるとともに、市民や民間団体、企業等の理解と協力を得ながら、長期的な視点からハード・ソフト両面の取組を総合的に展開していきます。

本市の山と川の素晴らしさと、その環境を守ることの意義を市民や流域住民とともに考え、森林の育成・管理、物部川を守る市民活動等の振興を図ります。

施策の内容

（1）森林の育成・管理の推進

森林を守り、再生していくため、長期的・広域的な視点を持った森林造成を促し、地域とも協力しながら、鳥獣と共存できる森林の育成や管理を推進します。

（2）ひとの共生する森林づくりの推進

森林の適正な施業管理や、耕作放棄地の解消、集落周辺整備を進めます。また、ごみの不法投棄や山火事の防止対策等の環境保全に努めます。

（3）物部川を守る活動の推進

「物部川流域ふるさと交流推進協議会」を中心に流域住民に向けた広報・啓発活動を行うとともに、造林事業の有効な実施を図る等、物部川の環境改善を図ります。

② 自然環境の多様な魅力の活用

現状と課題

本市は、市域の約９割が森林であり、剣山国定公園や奥物部県立自然公園等の指定にみられるように、豊かな「みどり」*を有しています。この環境は水源かん養や産業だけではなく、ハイキングや登山等のレクリエーション活動にも利用されています。

また、学校教育の一環として、自然とふれあう機会を持つことが重視されるようになってきています。

今後は、より多くの市民や観光客が本市のみどりの魅力を知り、楽しむ機会を拡充していくことが求められます。

基本的方向

本市のみどりに親しむ環境づくりを進めるため、みどりの中の総合的な交流拠点としてべふ峡温泉周辺の整備を進めるとともに、その他の観光交流スポットへの連絡道路、ハイキング道等のネットワーク整備を進めます。

自然の豊かさ、大切さへの理解を一層深め、子どもたちの健全育成や交流人口の増大を図るため、体験学習メニューの作成、川を中心としたイベントや参加者の受入れ体制等の充実と情報発信を推進します。

施策の内容

（1）みどりの交流拠点及びみどりのネットワーク整備

主要観光地を「みどりの交流拠点」として整備し、森林関係情報を積極的に発信することで、みどりへの親しみを深める機会の充実を図ります。また、ハイキング道路や案内標識、説明板等を整備し、観光交流スポットを結ぶ「みどりのネットワーク」を形成します。

（2）物部川の整備・活用

森と川の環境を一体的なものととらえ、関係機関と連携しながら、物部川上流域を中心とした森林の整備等を行い、物部川の清流化や森と川の魅力を一体化した活用の在り方について検討します。

（3）山・川を活用した体験学習やイベント等による環境教育の充実と情報発信

関係団体との連携を図りながら、森林環境教育及び林業体験教室等を市内各校に拡大できるように努めます。

（注）みどり*： 森林や田園等人々にうるおいを与える自然環境

3. 水資源の安定的な確保と利用

① 水資源の安定的な確保と利用

現状と課題

本市は、水源を保有する地域として、市民及び流域住民の生活や産業にとって重要な位置づけにあります。現在、本市には４つのダムが有り、水害の防止、生活用水や農業用水、工業用水の確保、水力発電等に利用されています。

平成28年度までに簡易水道（飲料水供給施設を含む）事業を上水道事業に統合させ、安定した事業の一本化を図ります。

上水道は、現在一日当たり5,000～6,000tの配水を行なっていますが、施設の統合及び災害等による安定的な配水を考慮すると、戸板島水源地だけでは限界があり、新水源の確保が必要であります。

簡易水道、飲料水供給施設については、施設の老朽化が課題となってきています。

中山間地域においては、水道施設の未整備や高齢化により水道施設の維持管理が困難になってきている状況であり、基本的な生活環境を確保するため、飲料水の安定した供給が大きな課題です。

基本的方向

生活環境の向上や生活様式の多様化等による水需要に対応するため、水源の安定的な確保に努めます。

平成28年度までに簡易水道（飲料水供給施設を含む）事業を上水道事業に統合させるとともに、未給水地域における水道施設整備を実施し、効率的かつ効果的な事業の経営基盤の強化に努め、安心・安全で安定した飲料水の供給を図ります。

施設等の維持管理は、定期的な施設点検を行うとともに、漏水・故障・災害など緊急時の修繕に対して早期復旧体制の強化を図り、安定した飲料水の供給に努めます。

施策の内容

（1）水資源の確保

関係機関と連携して森林の管理、ダム施設の管理、河川の浚渫、水質の保全等、水資源の保全・確保に努めます。

（2）上水道、簡易水道、飲料水供給施設の整備・改良及び水道事業の統合

上水道事業と簡易水道事業等の統合時期（H28年度まで）を考慮し、現在の水道施設の維持管理、更新等を図りながら、上水道の新水源の開発、未給水地域の解消に努めます。

4. 自然と共生する地域づくりの推進

① 汚水対策の推進と河川の水質保全

現状と課題

生活雑排水は、公共用水域（河川等）における汚濁の大きな要因になっていますが、広い市域にあって効率的な改善は難しく、汚水処理人口の比率は55%となっています。

水源のかん養、景観形成、生物育成等、水環境の果たす役割は大きく、排水処理施設の整備・普及が急務となっています。

基本的方向

河川の清流を維持することは、流域市民の生活に関わる重要な課題であり、環境衛生をより向上させるには、市民の理解と協力のもとに公共下水道事業等の施設整備や浄化槽設置などハード事業のみならず、ソフト面では事業の必要性や整備状況を広報等に掲載するなど、啓発活動等を積極的に行います。

施策の内容

（1）浦戸湾東部流域下水道事業の促進

市街化調整区域へ事業認可拡大（全体計画面積4.4k㎡）を行い、下水道事業を一層推進します。また、供用が開始された処理区域への下水道接続の普及の促進を図ります。

（2）公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業の推進

市街化調整区域等を含む整備計画を基本に、財源の確保と建設コストの縮減を図りながら、下水道事業を一層推進します。

また、供用が開始された処理区域への下水道接続の普及の促進を図ります。

（3）合併処理浄化槽設置の普及促進

循環型社会形成推進地域計画に掲げる目標の達成に向け、合併処理浄化槽設置整備の補助事業を実施し、生活排水処理の推進に努めます。

② ごみ、し尿の適正な処理

現状と課題

香南清掃組合では、施設の老朽化に伴う新ごみ処理施設計画の検討を行っています。また、香南香美衛生組合（し尿処理施設）では、処理方式を改造しましたが、付帯設備は従前の機器で老朽化が進んでいるため、定期的に点検整備を行う等、現有能力の低下をきたさないよう維持管理が必要です。

基本的方向

ごみ・し尿については、香南清掃組合、（財）高知県魚さい加工公社、香南香美衛生組合等による適正処理を維持・充実させます。

ごみ・し尿の適正な処理やごみの減量化については、市民や事業所の協力も不可欠です。個々の負担に配慮しながら、下水道への接続や合併処理浄化槽設置の促進、ごみ処理機器の普及促進等に努めます。

施策の内容

（1）ごみ、し尿の適正処理の維持・充実

香南清掃組合では、既存施設の老朽化に伴う、新ごみ処理施設建設に向けて検討しています。（財）高知県魚さい加工公社では、事業所から排出される魚腸骨（魚あら）を資源として再生利用するため、回収量の拡大に努めます。香南香美衛生組合では、標準脱窒素処理方式に改造し処理水質が向上しましたが、施設の老朽化も進んでいるため、定期的な点検整備を行う等、維持管理に努めます。

（2）ごみ減量化や処理設備の普及促進

「香美市一般廃棄物処理基本計画」に基づき適正な処理を推進します。下水道への接続、合併処理浄化槽、また、生ごみ処理容器等ごみ処理機器の普及促進に向け、地域にとって望ましい在り方を市民とともに考え、必要な支援を行います。

③ 地球環境保全の推進

現状と課題

本市の豊かなみどりを守ることは、地球環境の保全にもつながっています。

市役所では、現在５分野70品目について、グリーン購入*を実施しています。

今後は、市民・事業所と力を合わせ、地球環境にやさしいまちづくりを全市的に進めていく必要があります。

基本的方向

道路や公園等公共的施設の整備にあたっては、環境に配慮した素材の利用、省エネルギー対策等を検討します。

また、ごみのリサイクル化、減量化につながる、より効果的な分別方法を検討するほか、省エネルギー住宅等の建設や事業所等における環境に配慮した事業活動への支援策等も検討し、環境負荷の低減を促進します。

施策の内容

（1）地球温暖化対策の推進

「香美市地球温暖化対策実行計画」に基づき、庁舎・公共施設の温室効果ガス排出量の削減に努めます。また、今後とも国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）の主旨をさらに職員に周知し、調達率の向上を目指します。

（2）環境負荷の少ない暮らし方の促進

ごみの減量、資源化等に対する市民・事業者の理解を促進するため、広報等によりごみの収集量や処理にかかる費用について周知していきます。また、香美市地球温暖化対策地域推進計画に基づいて、市民・事業者と協働で省エネルギー化や低炭素社会の実現に向けて取り組みます。

（注）**グリーン購入*：**製品やサービスを購入する際、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持つとされています。グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）は、平成13年４月に施行されました。

第3章 やすらぎを守る

本市の持続的な発展は、市民がいつまでも、安心して自分らしい生活を継続できるまちづくりと密接な関係にあります。

市民の主体的な健康づくりを基本に、医療・保健・福祉サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いを促進し、住み良いまちを目指します。

1. 福祉社会の基礎づくり

① 長寿社会を支える体制づくり

現状と課題

人口の高齢化による医療費や介護保険費の増大を抑制するため、国は、医療制度や福祉制度の改革を進め、「予防重視」、「施設より在宅」という方針を基本に、地域ごとに効果的な自立支援施策を展開することを促しています。

本市は、山間部を除いて公民の医療施設や福祉施設が比較的高い水準で整備されています。その中で、国民健康保険の一人当たりの診療費支給額が県下平均を大きく上回り、介護保険給付費も年々増加する等、医療や福祉にかかわる支出が、市財政を圧迫するようになってきています。

市民のニーズは多様化・複雑化しており、これに伴って福祉の担い手は、従来の福祉行政や民生委員、社会福祉協議会のみならず、その他の行政分野、民間の事業者や市民ボランティア等、多様化しています。

団塊世代が一挙に高齢期を迎えつつある現在、元気な長寿社会づくりに向けて、市民、地域、市行政の体制づくりを進めることが求められています。

基本的方向

市民が前向きに健康づくりや自立した生活の継続に取り組むことができるよう、行政、地域、事業者が連携・協働して元気な長寿社会を築く体制づくりを進めます。

市では、健康介護支援課（母子・保健、健康増進、介護保険）、市民保険課（国民健康保険、医療、年金）、福祉事務所（福祉、生活保護）、教育委員会（保育、生涯学習・生涯スポーツ）をはじめ、あらゆる部署が連携し、市民の福祉向上と社会的な費用の逓減の両面から総合的な施策の展開を図るとともに、高度かつ専門的なサービスの利用環境を確保するため、県や近隣自治体との連携強化に努めます。

多様化する市民ニーズにきめ細かに応えていくため、民間事業者との連携強化、地域活動の推進や市民ボランティアの育成等を図ります。

また、年齢や障害の有無にかかわらず多くの市民がいきいきと様々な活動に参加し、就業等においても生涯活躍できるようなまちづくりを目指します（ユニバーサルデザイン化、ノーマライゼーション*の推進等）。

施策の内容

（1）市内の連携体制の強化

庁内関係部署の連絡・連携体制を一層強化するとともに、民間の事業所や専門人材との連携を密にして、様々な問題への対応力の強化を図ります。特に、心身の健康、虐待防止、権利擁護、各種サービスの利用等にかかわる不安や悩みの解消は高齢者、障害者、子育て等に共通する課題であり、社会福祉協議会、地域包括支援センター、香美市自立支援協議会、子育て支援センター等と連携し、各組織の機能を活かして解決にあたるとともに、市民がいつでも気軽に相談できる窓口機能の充実に努めます。

（2）広域連携の強化

引き続き、県や広域市町村圏における連絡・連携ネットワークに積極的に参加し、医療・保健・福祉を巡る問題の多様化・複雑化・高度化に対応する態勢を確保します。

また、南海地震等災害対策について、医療・保健・福祉の分野でも広域市町村圏で連携していきます。

（3）民間事業者との連携

多様化するニーズにきめ細かに対応するため、民間ならではの柔軟な視点から、当事者の立場に立ったサービスや支援活動が展開・拡充されるよう、民間事業者と連携していきます。（健康関連産業、生活支援サービス産業の振興等）

（4）高齢者がいきいきとするまちづくりの推進

高齢者を地域の担い手として積極的に位置づけ、その経験や知恵や技術、時間、特性を活かせる仕組みづくりを引き続き進めます。あわせて、高齢者の健康づくり、生きがいづくり活動を促進し、老人クラブ、シルバー人材センターの充実、様々な産業、教育、地域活動等、各分野において一層活躍できるような場づくりを進めます。

（注）**ノーマライゼーション***：年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが地域でごく普通の生活を営むことができ、差別されない社会をつくるという理念を意味します。

② 地域福祉の推進

現状と課題

過疎化、高齢化、世帯規模の縮小化等により、家庭や地域の中でともに支え合う力が弱体化してきている中、福祉にかかわるニーズや問題が増えています。これを背景に、公的な支援機関として要保護者に対する生活相談、就労指導等を行う福祉事務所は、一層重要な役割を担うようになってきています。

地域の中では、NPO*やボランティアグループによる活動もみられ、社会福祉協議会ではボランティアセンターを設置して活動の活発化を図っています。しかし、ボランティア活動への新規参加は、それほど増えていません。誰もができることやしたいことで気軽にボランティア活動等に参加するまち、ともに支え合うまちにしていくためには、意識づくりや参加のための環境づくりを一層進める必要があります。

社会福祉協議会は、市民の福祉を担う民間機関として重要な位置づけにあり、行政受託事業や介護保険事業等を通じて、社会福祉の増進や民間団体等との連絡調整等を図り、ともに支え合う地域づくりを推進しています。しかしながら、財源確保も含め、自主性を発揮しながら十分に活動できる体制づくりが課題となっています。

基本的方向

地域福祉の活動を支える母体としての福祉事務所及び社会福祉協議会の充実とともに、民生委員等との連携や、ボランティア活動等の活性化を促進し、地域全体での見守りや支援体制の充実に努めます。

みんなが安心して暮らしていくことのできるまちづくりには、市民の支え合いが不可欠です。高齢者、障害者、母子父子家庭等との交流や多様なボランティア活動等に気軽に取り組める機会の拡充や、地域で支え合う気運の醸成を図り、ノーマライゼーションの考え方に基づく地域づくりを推進します。

施策の内容

（1）ボランティア活動への支援体制の充実

香美市ボランティアセンター（香美市社会福祉協議会）を中心に、各地区のボランティア協議会との連携を図るとともにコーディネート職員を配置し、市民向けボランティア講座の開催、ボランティア情報の提供、支援ニーズの把握、活動者（団体・個人）の登録と支援ニーズとのマッチング、地域と連携した活動拠点の確保等、参加促進と活動支援の体制づくりを進めます。また、災害ボランティアセンター機能を発揮させるための準備等に取り組みます。

（2）福祉教育の推進

ノーマライゼーションの推進やボランティア活動への参加促進にあたっては、家庭・地域と連携して子どものころから共に生きる意識づくりを育みます。また、教育機関と連携して、就学前及び児童・生徒への福祉教育の充実に努めます。

（注）**NPO***：非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。狭義では、特定非営利活動促進法（平成10年３月成立）により法人格を得た団体（NPO法人）のことを指します。

（3）社会福祉協議会等の支援

社会福祉協議会が行っている、高齢者や障害者（児）に対する在宅サービス、市民ボランティア活動をはじめ、市民が主体となって展開する地域福祉活動の推進を支援します。また、地域福祉団体を支援します。

（4）福祉事務所活動の充実

生活保護受給世帯のほか、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対する自立支援プログラムの策定や、自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に実施することにより、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域福祉の向上を図ります。また、被保護世帯の状況を把握して、被保護者の個別状況や自立阻害要因について類型化を図り、各類型に応じた自立支援の具体的な内容や実施手順等を定め、必要な支援を組織的に実施します。

（5）地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定

地域福祉の確実な推進に向け、社会福祉法に規定されている市町村地域福祉計画を策定します。市民が地域で主体的に行う活動については、社会福祉協議会を中心に「地域福祉活動計画」を策定します。いずれも市民参加を基本に策定し、本市における様々な福祉事業・活動を効果的に進めるための指針とします。

③ みんなにやさしいまちづくりの推進

現状と課題

公共施設等においては、スロープの設置、段差解消等によりバリアフリー化*が進められてきていますが、その施設までの導線となる生活空間においては、整備が遅れているのが現状です。

バリアフリー化は、新しい施設を中心に進んでおり、既存施設については、緊急度に応じて順次対応している状況にあります。

基本的方向

高齢者や障害者にとって活動の障害となる段差等の改良も含め、すべての人にとって使いやすいユニバーサルデザイン化を進め、誰もが活動しやすいまちを市民と共につくっていきます。

このため、ユニバーサルデザインの視点でまちを総点検し、特に利用度の高い場所等から必要な改善を進めていくこととします。

今後とも、公共施設の改善を進めるとともに、民間施設における対応も促進します。

（注）バリアフリー化*： 障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。誰もが支障を感じずに活動・参加できる状態を指し、最近ではユニバーサルデザイン（年齢、文化、言語の違い、障害の有無を問わずに利用することができる施設・製品・情報・サービス等の設計）化と同義で使われることも多くなっています。

施策の内容

（1）ユニバーサルデザインの視点に立ったまちの点検、施設の改善

ユニバーサルデザインの視点からまちの点検を実施し、改善の必要のある箇所を確認して、緊急度に応じて順次改善を図るとともに、関係機関に改善を要請していきます。また、市民や事業所に対して、ユニバーサルデザインの必要性や、生活の中でできる工夫等について理解を促していきます。

2. 保健、医療の充実

① 健康づくりの支援

現状と課題

できるだけ長く、健康で自立した生活を送ることは、多くの市民の願いでもあり、健康寿命*の延伸が、市と市民に共通した課題となっています。最近は、メタボリックシンドローム**、メンタルヘルス***、アレルギー****、子どもの発達障害*****、新しい感染症への対応等、健康をめぐる様々な問題や不安も増加してきています。

そのため、今後は、全市的な規模で健康づくり活動を積極的に推進していくことが強く求められます。そこでは、高齢者の健康長寿のみならず、あらゆる年齢階層の健康づくりを支援できる計画や体制づくりが必要です。健康増進計画・特定健康診査等実施計画に沿って、効果的な健康づくりと健診方法・保健指導の確立が課題です。

基本的方向

各地域の既存施設の有効活用や、自治会・婦人会等のグループや個人に対して健康づくり活動への参加を促す等、子どもから高齢者まで世代ごとにきめ細かな健康づくり施策を推進します。

特に健診率の向上を図り、生活習慣病予防対策と生活機能低下対策（介護予防）の一体化に努めます。過去の健診データ・病歴・介護サービス受給状況等を複合的に判定し、地元医療機関との連携体制を構築・強化し、より効果的な健康づくりを推進します。

また、保健サービスの向上を目指し、情報通信技術を活用した健康指導等の導入を検討します。

（注）**健康寿命***：WHO（世界保健機構）が提唱した指標で、平均寿命から要介護状態となった期間を差し引いた寿命のこと。一般に、平均寿命が長い国ほど平均寿命と健康寿命の差が長い傾向にあります。
メタボリックシンドローム**：代謝症候群、内臓脂肪症候群等とも呼ばれる複合生活習慣病。内臓脂肪が多い場合、動脈硬化の危険因子である「肥満」「高血圧」「高血糖」「高脂血症」を重複して発症する可能性が高いといわれています。
メンタルヘルス***：心の健康。精神病や神経症は、特別な病気ではなく、ストレスによって誰でもメンタルヘルス不全になるとの認識が浸透しつつあります。職場や学校にカウンセラーを配置する等ストレスへの対応が社会的に重視されつつあります。
アレルギー****：免疫反応が、特定の抗原に対して過剰に起こる反応のことです（アレルギー性鼻炎、気管支喘息、じん麻疹等）。
発達障害*****：一般的に、乳児期から幼児期にかけて様々な原因が影響し、発達の遅れ等機能獲得の困難さが生じる心身の障害を指す概念。適切な療育により発達を促し、改善していけるものであるとされています。（自閉症、アスペルガー症候群、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）等）。

施策の内容

（1）香美市健康増進計画等に基づく事業の実施

今後も「香美市健康増進計画」の周知を図りながら、住民・関係機関等との連携により「香美市健康増進計画」「特定健康診査等実施計画」に沿って健康づくりをすすめ、健康寿命の延伸・生活の質の向上を目指します。また、地元医療機関と連携し、「かかりつけ医・かかりつけ薬局」を持つことを推奨し、医療と健康づくりの融合を図ります。

（2）自主的な健康づくりへの支援

食育や介護予防の推進等、住民主体の健康づくり事業を推進し、健康長寿の延伸と介護給付費や医療費の抑制を図ります。また、感染症等から健康を守るため、必要な情報を迅速かつ的確に提供していけるよう努めます。

（3）情報・通信技術の活用方策の検討

現在実施している健康結果分析だけでなく、医療費分析・介護保険受給経過分析等が可能となるシステムを研究・検討し、関係機関とも連携を図りながら個別保健指導への活用ができるように努めます。

② 医療体制の充実

現状と課題

本市では、広い市域の中に４か所の市立診療所を設置していますが、患者数の減少などの問題があるものの設備や診療科目数の面など医療ニーズに十分応えられているとはいえない部分もあります。今後は、医療保険制度改革により療養型病床が削減・廃止に向かうなど、市民の健康管理体制や医療機関の経営をめぐる環境は大きく変化しつつあります。市民の健康を守るためには、保健・衛生知識の普及に努め、疾病の予防と早期発見・早期治療の徹底、生活習慣の改善強化等、これまで積み上げてきた健康づくり関連の施策を効果的に連携づけ、さらに発展させていく必要があります。高齢社会化が進む中では、市民が健康で健やかな老後を迎え過ごせるよう、疾病の予防から治療、リハビリテーション*に至るまでの一貫した保健・医療サービスの提供が不可欠となります。

医療サービスの提供体制については、夜間における患者の受入れ体制が不十分なことや、へき地医療を含む医療サービスの格差是正及び救急医療体制の整備が課題であり、併せて、東南海・南海地震の発生が危惧される中、災害医療救護体制の整備が、重要な課題となっています。

（注）リハビリテーション*： 狭義には、病気、けが、加齢等様々な原因によって生じた心身機能の低下等に対して、訓練等により、再びふさわしい状態に戻すこと。最近では広義に、心身機能に障害があっても、それを補完する機器や設備等の活用、サービスの利用等によって自分らしい生活を送ることができるよう自ら努力し、また、それを支援する体制をつくっていくことも指すようになってきました。

基本的方向

医療体制については、関係機関と協議・連携しながら、病院及び診療所の配置の維持に努め、身近で適切な医療が受けられるようにするとともに、市内にない診療科目については近隣自治体に所在する医療機関との連携・協力を進めます。療養病床の再編問題については、医療機関等との連携・協議により検討を進めます。

休日等の初期救急医療の受診体制は、香美郡医師会による在宅当番医制の体制継続に努めます。また、搬送体制については、高度医療等を行う高知大学医学部附属病院や高知赤十字病院、高知医療センター等への搬送体制の強化を促進します。

中山間地域が多い本市においては、情報・通信基盤の活用が大きな課題であり、へき地医療拠点病院（国立高知病院、高知医療センター）との連携により、医療サービスの向上について、情報・通信技術の活用という観点から方策の検討を進めます。

施策の内容

（1）医療サービスの格差是正

中山間地域の多い本市にあっては、適正な医療サービスの提供が必要であり、関係機関と協議・連携しながら格差是正に努めます。また、市内に専門医のいない小児科医については、関係機関に相談し、確保に努めます。

（2）休日・夜間診療体制の確保

休日等の初期緊急医療の受診体制整備のため、香美郡医師会と連携して在宅当番医制による体制の継続・確保とともに、高知県救急医療情報センターなどの広域的な情報を市民に提供できるよう努めます。

（3）搬送体制の強化

医療行為も含め救急救命士の専門的知識、技術の向上と高度救命処置が行える高規格救急自動車の更新を図り、高度医療機関への搬送体制を強化します。

（4）情報・通信技術を活用した病院との連携

救急搬送車内の患者画像を病院の医師が見ることのできるシステムが試験運用されているが、実用化になれば整備に努め、病院との連携を図ります。

（5）災害医療救急体制の確立

医療機関や消防・警察等の関係機関や自主防災組織を中心とした住民組織と連携しながら、災害時における医療救護活動として実効性のある活動が行えるよう、具体的な行動計画の確立に努めます。

（6）医療機関と介護保険施設との連携

庁内に設置した香美市医療制度改革等対策本部（平成19年度設置）で、医療機関と介護保険施設等の連携を協議、検討します。

3. 高齢者福祉の充実

① 介護予防の推進

現状と課題

本市ではこれまで、生活習慣病を予防することによって「健康な65歳」を目指すための事業を展開し65歳以上の年齢層については、介護保険事業（特に予防給付や地域支援事業）を中心に、介護予防に資する事業を実施していますが、高齢化の進行により骨折や認知症による要介護認定者は増加しています。高齢期における取組では現状の維持を目指しながら、各ライフステージにおいて確実な骨粗しょう症予防や脳血管疾患予防への取組を市として体系的に実施していくことが必要です。また住民自身の主体的な取組がなければ効果をあげることは困難です。

基本的方向

高齢者の自立支援という観点に立ち、社会参加を含めて生活機能が向上して生きがいにあふれた「活動的な85歳」を新たな目標に、医療・保健・福祉の連携と市民による主体的な健康づくりを促進し、介護予防への取組を総合的に支援します。各ライフステージにおいて骨粗しょう症予防や脳血管疾患予防のための食育、運動習慣、健康管理などに市民が主体的に取り組むことができるよう、庁内各部署と連携し、一貫した支援体制づくりに取り組みます。

また高齢者については、実態把握につとめ、生活機能低下者の早期発見・早期対応に取り組み、要介護状態の予防と改善を目的とした効果的な介護予防事業を進めます。要支援者に対しては、介護保険の予防給付サービスを適切に提供する等、個々の状況に応じた介護予防の推進を図ります。

なにより住民自身が主体的に取り組まなければ効果は上がらず、そのための支援に努めます。

施策の内容

（1）積極的な介護予防事業の推進

骨折、認知症予防を重点に置き、各ライフステージごとに必要な取組を進めていくことができるよう、市民、地域、関係機関と連携し、啓発に努めます。高齢期においては転倒予防および認知症理解とあわせた脱水予防などの啓発を継続して進めます。

（2）市民主体の介護予防活動の推進

高齢者等が地域の中で日頃から健康づくり活動に取り組めるよう、地域の自主グループ活動や公民館活動などの支援を継続します。また、前期高齢者の活動への参加、推進のため、教育委員会や社会福祉協議会等と協力し、ボランティア育成やコーディネート機能の強化の取組を進めます。

② 安心介護の推進

現状と課題

介護保険制度は、高齢者の自立した日常生活を支援する「利用者本位」の制度として定着し、利用が進んできました。これにより、在宅生活の支援が図られるようになりましたが、施設入所者の増加も進む等、給付費の拡大にもつながってきました。これを受けて介護保険制度が見直され、地域の中での「自立した生活」の継続に向けた事業体系となりましたが、高齢化や地理的条件などにより、予防給付から自立への移行は難しいのが現状です。

本市においても、高齢者が日常生活圏の中で、心豊かに尊厳ある生活を継続していくための支援に一層力を入れる必要があります。中山間地域の中には、要介護になった高齢者が、自立した生活を継続することが難しくなってきている状況もあり、地域の実情に沿った介護支援の体制づくりが求められます。

基本的方向

第５期の介護保険事業計画に基づき、要支援・要介護者の心身機能の維持・向上を積極的に支援します。

自立した生活に不安のある高齢者が、安心して健康で明るい生活を継続することができるまちづくりを目指し、権利擁護事業の活用や介護保険サービス以外の資源の検討も行いながら、日常生活圏の中で「通い」、「訪問」、「泊まり（ショートステイ）」によるサービスを組み合わせて利用できるような環境をつくっていきます。

また、情報提供や相談体制の確保、サービスの質の向上等、保険者として介護保険事業の適正な運用を図ります。

施策の内容

（1）自立を支える体制の整備

地域包括支援センターを中心に、自立した生活の継続、サービス利用等にかかわる情報提供、相談支援体制を確保するとともに、日常生活圏における生活支援体制を充実させます。また、社会福祉協議会と連携した権利擁護の推進（日常生活自立支援事業等の活用）に努めます。また、事業者に対する指導監督、サービスに対する評価の実施、適正な介護給付・予防給付を進めるための保険者機能の強化に努め、良好なサービス提供体制の構築に努めながら、介護保険制度の適切な運用を目指します。

（2）介護サービス等の充実

介護が必要な高齢者の在宅での生活を支える各種支援サービスの充実を図ります。高齢者福祉施設の充実と広域的利用体制の確保に努めるとともに、介護支援と住み慣れた地域の中で訪問、通い、泊まり等のサービスを総合的に利用していくことができるような環境づくりを進めます。

③ 地域ぐるみの支え合い体制の充実

現状と課題

本市では、多彩な生涯学習・生涯スポーツ活動、自主サークル活動等が、高齢者の生きがいや交流、介護予防等に寄与しています。

高齢者の見守り体制としては、独居老人の希望者宅に緊急通報装置を設置していますが、協力員の確保が難しくなってきています。

山間部では、集落人口の減少や公共施設までの距離が遠いこと等により、地域で支え合う仕組みがつくりにくいといった問題もあります。

今後は、防災体制等も含め、安心して暮らせる地域づくりに向け、地域の中の様々な機関・施設、事業者、市民が力を合わせて、高齢者を支える環境づくりを進める必要があります。

基本的方向

地域、学校、郵便局等との連携や、通信機器等の活用による高齢者の安否確認体制の充実を検討します。

また、すべての高齢者が、自ら進んで健康づくりに取り組み、生きがいを持って生活を送ることができるよう、地域の中での自主活動等の支援、食生活改善推進協議会、健康づくり推進員、ボランティア育成、老人クラブ、シルバー人材センター等との連携強化に取り組みます。

施策の内容

（1）緊急通報システムを支える協力員の確保

緊急通報システムを支える協力員を確保することにより地域で高齢者が孤立することを防ぎ、地域とのつながりの確保に努めます。

（2）高齢者の安否確認体制の充実

既存の地域見守り名簿を基礎に関係課の情報を整理して、災害時に援護が必要な人の条項を把握し、安否確認名簿の充実に努めます。また、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会をはじめ、訪問活動を行っている団体・個人等と連携して見守り活動の輪を広げるとともに、見守り関係者協議機関の設置を推進します。安否確認手段としての通信手段やコールセンターの設置等についても検討します。

4. 障害者福祉の充実

① 障害者福祉の充実

現状と課題

現在、障害者手帳を持つ市民や自立支援医療を受けている市民は、約2,700人にのぼり、今後も徐々に増加していくことが予想されています。

本市には、県立養護学校があり、広域市町村圏の中で入所・通所福祉施設、グループホーム等が確保されてきています。

障害者（児）の暮らし方をみると、本市では身体障害又は精神障害のある人の約８割、知的障害のある人では5割強が自宅で暮らしています。日中活動の場は、学校、職場（福祉就労、自宅での就労を含む）、デイサービスやデイケア等、多様化してきています。

自宅で暮らす障害者（児）の同居状況をみると、同居者が1～2人のケースが多く、今後、家族の高齢化が進んでいく中で、自立した生活を支えるサービスや支え合い活動の充実等が課題になっていくことが予想されます。

基本的方向

障害者（児）が、本市で安心して暮らしていけるよう、グループホームや通所施設等の充実を図るとともに、自立した生活に必要なサービスの提供、各地域で営まれている交流や作業所、デイケア等の活動に対する一層の支援を進めます。

また、障害者等の自立した生活を確保するため、雇用機会の拡充や働きやすい環境づくりについて検討を進めます。

施策の内容

（1）心身状況の維持、リハビリテーションへの支援の充実

かかりつけ医を中心に健康づくり、健康相談、緊急対応体制の確保を図るとともに、年齢や心身状況、本人の希望に応じて充実した生活を営んでいくことができるよう、機能訓練や日常生活訓練、様々な学習活動が円滑に実施できるよう支援します。住宅改修や日常生活用具の導入等についても、リハビリテーション支援の視点から進めます。

（2）地域における自立支援体制の確立

「香美市障害者計画及び障害福祉計画」に基づき、ノーマライゼーションの実現を目指します。そのため、香美市自立支援協議会を中心に、市民参加（自助、共助、公助）と民間活力の活用、人材の育成・確保、保健・医療・福祉・教育施設等の連携強化を図ります。

（3）障害福祉サービス等の充実

障害者自立支援法に基づき、居宅介護、短期入所サービス等の充実、憩いの場（デイサービス、デイケア、その他）や生活施設（グループホーム等）、移動やコミュニケーションにかかわる支援の充実を図ります。また、多様なニーズに対応し、より豊かな自立生活の実現を支援していくため、市民によるボランティアや支え合い活動の充実を促進します。施設・サービス等の提供にあたっては、既存施設の有効利用を進めます。

（4）情報提供・相談体制の確立

様々な施設やサービスを効果的に利用していくことができるよう、サービスの選択や利用上の問題解決に必要な情報提供と相談体制の充実を図ります。

本人の意思判断が難しい場合は、その人の立場に立った金銭管理やサービス利用を支援し、権利を保護する権利擁護、成年後見制度の活用支援等を行います。

また、本人・家族のみならず、学校、職場、地域においてノーマライゼーションやユニバーサルデザイン化を進めるための相談支援体制の構築、障害や病気に対する理解を深めるための情報提供等も充実させます。

（5）社会参加と交流の促進

県立山田養護学校や障害者施設等と連携を図りつつ、障害者（児）が、地域の一員として、地域活動や文化・スポーツ活動等様々な活動に参加していくことのできるまちづくりを進めます。また、保育所や学校における統合教育・交流教育*、福祉教育の推進、農林業や商工業等の事務所における障害者の雇用促進を図ります。

（注）統合教育・交流教育*: 学校教育において、障害児と健常児が同じ学級で学ぶこと（統合教育）、障害児と健常児がともに過ごす時間を持つこと（交流教育）が重要とされてきています。

第4章 賑わいを興す

市が内発的な発展を目指すためには、地域に根ざした産業の振興と、交流によるまちづくりをいかに進めるかが大きな鍵となります。

農林業、地場産業の一層の充実を図るとともに、シティセールスや観光振興の展開、雇用機会の確保、買い物環境の充実等、住む人、訪れる人に魅力的な活力あるまちづくりを進めます。

1. 交流によるまちづくりの推進

① シティセールスの推進

現状と課題

市では、ホームページやパンフレット（市勢要覧、香美市観光ガイドブック）を作成して市を紹介するとともに、広域での観光振興、県と連携した広報等に努めていますが、新しい市のイメージや知名度が浸透しているとはいえません。

基本的方向

市のイメージを確立し、内外に魅力をアピールして、人、企業、物、情報、資金を積極的に誘導するため、民間と協働で、シティセールスの推進を図るとともに、市外とのコミュニケーションを広げるため、口コミやインターネットを活用した双方向型の情報交流に積極的に取り組みます。

施策の内容

（1）交流を推進する総合的な体制づくり

市の企画・渉外機能を強化するとともに、商工会、観光協会、国際交流協会等と連携して協働によるシティセールス体制を確立します。観光協会や国際交流協会については、民間の柔軟で活発な交流を促進するため、民間主導の組織として育成し、行政との役割分担関係を築いていきます。その上で、市内の教育・研究機関、集客施設、香美市にゆかりのある市外の機関や人材等と広く連携し、総合的な地域PR戦略を展開していきます。

（2）香美市を知る機会の充実

香美市をPRしていくためには、市民一人ひとりが自分の住む地域を知ることが必要であるため、情報の提供、歴史・文化などを学ぶ講座やツアーなどの開催により、香美市の持つ魅力を知ることのできる機会の充実を図ります。

② 多様な地域間交流の推進

現状と課題

国外姉妹都市交流としては、アメリカ合衆国ラーゴ市との間で、５年に１度の相互交流事業を実施しており、平成26年度に本市からラーゴ市への訪問を行う予定です。また、県立山田高等学校が、姉妹校ラーゴ高校と毎年交互に短期留学事業を実施しています。中学校による国際交流活動のほか、民間団体等の主催による国際交流事業等、市民主導による活動も展開しています。

国内姉妹都市交流としては、訪問事業と受入事業を、北海道積丹町は年間２回、福井県あわら市は、年間１回行っております。特に積丹町とは、20年以上も活発な交流を継続しています。

また、物部川流域３市と民間団体を含む「物部川流域ふるさと交流推進協議会」による広域的な活動等もおこなわれています。

今後も、各種交流活動を継続するとともに、さらなる交流層拡大に向けて、新たな交流の場の提案を行っていく必要があります。

基本的方向

ラーゴ市、北海道積丹町、福井県あわら市との姉妹都市交流を継続・充実し、様々な交流の成果を共有して、子どもたちの国際的視野や人間性の育成、生きがいづくり、地域産業の振興等、その目的を明らかにしながら、全国に発信できるイベントの開催を含め、市民主体の交流事業を促進し、より柔軟で活発、多彩な交流の促進を図ります。

施策の内容

（１）国際交流の推進

香美市国際交流協会を中心に、姉妹都市交流を推進するとともに、民間の国際交流事業を支援します。

（２）地域間交流の推進

物部川流域でつながる地域間交流を一層促進するとともに、国内の姉妹都市との交流を促進します。

③ 市内の交流促進

現状と課題

市内の地域間交流は、昔から生活や産業活動の中でみられましたが、合併により一つの市になったことで相互交流の機会がより広がりました。

今後は、各地域で育まれてきた祭りやイベントの継承、生涯学習や生涯スポーツ活動、環境保全やボランティア活動、個性ある地域づくり、世代間交流、産業振興等に結びつけていくことを狙いつつ、市全体の一体化につながる交流を促進していく必要があります。

基本的方向

土佐山田まつりや川上様夏祭り、奥物部湖湖水祭等の地域を代表するイベントを継続していきます。

その際、市民が事業・イベント等に積極的に参加し、自らの祭りとして育んでいけるような体制を築きます。

施策の内容

（1）土佐山田まつり、川上様夏祭り、奥物部湖湖水祭の継続

夏の３大まつりは、市の祭りとして全市体制で今後も継続して開催していく方向で検討します。

2. 農林業の振興

① 特産物のブランド維持向上と多様な販路確保

現状と課題

本市の代表的品目であるユズ、やっこねぎ、ニラ、香り米、ショウガ、青ネギ、オクラ、大葉等の特産物は市場での評価が高く、販路も拡大が見込まれます。また、日曜市や直販所・良心市は、新鮮な地場野菜が購入できることから、市内だけでなく近隣地域からの集客も安定しています。

今後は、特産物のブランド維持向上と多様な販路確保のため、高知県、生産者団体、関係機関と連携し、後継者の育成や生産技術の向上、環境保全型農業を推進するとともに、地元消費者や観光客等のニーズの把握、農産物等の加工品の生産研究、付加価値を高めた販売、少量多品目の生産物の流通改善等を促進する必要があります。また、食育推進等の観点からも、更なる地産地消の推進が求められてきています。

基本的方向

これまで築きあげてきた農産物のブランドの維持・向上に努め、地域の特色に基づいて、競争力のある作物づくり（有利品目の選定、高品質・安全安心な農産物の生産推進、生産技術の研鑽）、経営体制（担い手育成、作業受委託組織、法人化、集落営農*）の強化、農用地や生産施設・設備の計画的な利用（優良農地の確保、土地利用対策、耕作放棄地や遊休施設・設備の有効利用）を図ります。

また、関係機関と連携を図りながら、消費・流通経路の拡充（地産地消の促進、直販所の充実、他産業との連携）に努め、市民の健康づくり（食育推進）、小規模農家や高齢農家の販路として直販所等の利用、観光魅力の向上（土産品や食観光の充実等）、市内の生産者と消費者の関係づくりを促進します。

（注）集落営農*： 個別の営農だけでカバーできない場合、共同で営農を行うことをいいます。

施策の内容

（1）ブランドの維持、向上

市場の信頼性向上のため、安定した出荷量の確保を図るとともに、併せて収益性の高い営農への誘導、新規就農者の支援のため、レンタルハウス事業等を実施することにより、園芸作物の産地形成の確立に一定の効果を上げてきました。今後も、施設の近代化、産地ブランドの維持や新規就農者等の負担を軽減し、生産者の意識向上等を図るため、継続、拡充していきます。

（2）農産物加工の推進

付加価値を高めるため、各地域にある直販所や加工施設との連携により、加工による特産品の販売力の強化を図ります。

（3）地産池消、直販事業の促進

地産地消の拡充、少量多品目の販売機会の確保を進めるため、農業に対する市民の理解を深め、他事業者等と連携し多様な販路の確保と直販事業の充実を図ります。

（4）技術指導・特産品開発・広報体制の確立

今後とも、香美市営農対策推進協議会等と連携し、各機関の広報機能や支援機能を有効に活かしつつ、農業の振興を図ります。

② 農業の担い手・後継者の確保と育成

現状と課題

農産物価格の低迷、後継者の不足、就業者の高齢化による労働力低下等による離農、経営規模縮小により、耕作放棄地や遊休農地の拡大が懸念されています。特に、中山間地域においては、農業の弱体化が進行しており、その対応が緊急な課題になっています。

認定農業者等においても高齢で後継者がいない等、今後の担い手不足が危惧されています。一方で、若い農業者の活躍やＵＪＩターン者の就農等もみられ、農業にふれる学習や観光農業のニーズ、農業環境の保全に対する認識は高まりつつあります。

本市では、農業の担い手を育成するため、新規就農者や認定農業者、集落営農組織への支援や、視察研修や試験栽培、農業の魅力や地場農産物の啓発のため、学童農園等の支援を行ってきました。今後は、農業に魅力と生きがいを持ち、担い手として安心して従事できるような環境づくりが一層必要となってきています。

基本的方向

農業を市の基幹産業として持続的に発展させていくため、中核となる担い手を明確化するとともに、農業を支える担い手を幅広く確保し、集落全体での営農体制を充実させます。そのため、認定農業者の育成や集落営農の組織化を進めます。

また、UJIターン者等も含めた新たな担い手の確保・育成にも積極的に取り組みます。

こうした取組は、農業再生協議会が中心となり、農業関係機関が一体となった推進体制を構築します。

施策の内容

（1）新たな担い手の確保と育成

新規就農に関する相談や情報提供を充実させるとともに、研修事業等の補助事業を積極的に活用し、新たな担い手の確保・育成に取り組みます。

（2）認定農業者や集落営農組織の育成・充実

今後とも、認定農業者連絡協議会への支援を継続し、生産意欲につながる情報提供、視察研修など活動を充実させるとともに、集落営農組織の育成や新規設立に対するフォローアップなど農業関係機関が一体となった支援体制を充実させます。

③ 農業基盤等の充実

現状と課題

近年、農業基盤の整備を進める上で、認定農業者等の担い手育成、集落営農組織の在り方が問われています。

生産性向上のための基盤整備が進められ、一定の成果を上げてきましたが、中山間地域では、高齢化・過疎化が進み、農業生産や集落機能の維持、棚田等の保全が課題となってきています。

また、近年、有害鳥獣による被害が拡大し、生産意欲の減退にもつながっています。

基本的方向

生産性向上のための基盤整備が進められ、一定の成果を上げてきましたが、中山間地域では農業者の高齢化、過疎化による農業生産の減少、集落機能の低下が顕著であり、市域全体においても既存施設の老朽化による農業生産基盤の維持、保全が課題となっています。

また、施設の機能低下が、生活道及び災害時の避難路としての農道利用等にみられる施設の側面的な機能にも影響することとなり、施設の維持、保全が多方面に及ぶ課題となっています。

さらに、有害鳥獣による被害が広域的に拡大し、被害も農作物のみならずほ場、水路、畦畔等の施設に及び、生産意欲の減退、農業の維持継続の問題にもつながっています。

地域や農業者との連携のもと、計画的な整備による農業基盤施設の改修等を実施し、農業生産及び集落機能等の維持、保全を図ります。

施策の内容

（1）農業生産基盤等の整備、維持及び保全

ほ場、農道、用排水路等の整備及び保全は、「香美市農村振興総合基本計画」、「農業振興地域整備計画」に基づいて推進します。緊急かつ重要で効果の見込まれる事業については、国・県の補助事業等の活用を図りながら、地域住民・農業者が一体となって実施します。

（2）集落機能活性化の促進

集落営農組織の育成、担い手の育成・確保、農地の保全や農業生産基盤の整備を進めるため、将来に向けての集落機能の維持・活性化の在り方について、積極的な対話を通じて地域住民による主体的な協議が行われるよう図ります。

（3）有害鳥獣被害対策の推進

農業基盤及び農産物への被害は、有害鳥獣の分布域拡大や生息頭数の増加に伴い、広域に拡大し被害金額及び捕獲頭数も依然として高い水準にあるため、関係機関と連携をとり被害防止に努めます。

④ 林業の振興

現状と課題

本市の森林に多く見られるスギ・ヒノキの人工林は、成熟期を迎え伐採を進める時期を迎えています。しかし、木材価格の長期低迷による森林所有者の関心の低下、不在地主の増加、境界の不明確化、また、林業労働力の高齢化や担い手不足により、間伐施業等が適正に実施されていない未整備森林が増加し、森林の持つ公益的機能の低下が懸念されています。

最近は、森林組合や国、県の支援により、森林管理の担い手である林業従事者の育成や新規就業者に対する支援事業等も進められていますが、広大な林野を管理し、生産を進めるためには、担い手の育成・確保を一層進める必要があります。

また、林道等の生産基盤の拡充、中核を担う事業体や森林組合等の経営基盤の強化も課題となっています。

国有林は、物部川の最上流部に分布しており、国土保全や公益的機能の発揮を目的とする森林管理が一層期待されています。

基本的方向

生産基盤の整備や森林管理の促進により健全な森林づくりを進めるとともに、長期的な視点から担い手の確保を進め、優良木材の生産を促し、木材の利用拡大を推進します。

また、自然と人が共生する環境としての森林の位置づけをより明確にし、人とのふれあいを重視した森づくりや景観の整備を進めるとともに、木の文化を継承する施策を総合的に進めます。

施策の内容

（1）担い手・後継者の確保と育成

林業は厳しい状況にありますが、森林は水源かん養としての重要な役割を担っており、森林組合を中心に、県や流域圏市町とも連携しながら担い手・後継者の確保に努めます。また、情報の取得、ネットワークによる連携を支援することで、事業者の相互交流と情報交換を促すとともに、若手技術者集団の育成も検討します。また、森林や林業への関心を育むため、幼少時から地域の森林とのふれあいを推進します。

（2）林業経営基盤の強化

経営体制の強化支援については、林業のPRや労働力の確保、林業技術の向上に努めるとともに、高性能林業機械の導入を推進する等、効率的な経営・作業システムについての研究を進めます。また、林業振興と山間地集落の暮らしの安心確保のため、森林資源を適切に管理し、林道・作業道等の整備を推進します。

（3）木材の生産と活用

効果的な施業を推進し、間伐材の有効活用を図る等、植付けから収穫までの資源循環的林業を推進します。そのため、林業生産性の向上や良質材の生産を支援しながら、木材の生産・流通の拠点化を目指します。また、林地残材や端材等の有効活用を図るため、木質バイオマスの研究（循環型社会の構築）を研究機関等と連携して進めるとともに、木材加工品の開発や特用林産物の販売を支援します。

（4）有害獣被害・病害虫被害対策の推進

被害対策協議会を設置し被害防止に努めてきましたが、有害鳥獣の分布域拡大や生息頭数の増加に伴い、被害は広域に拡大し被害金額及び捕獲頭数も依然として高い水準にあります。新規狩猟者の確保に努め、鳥獣捕獲による個体数調整を図りながら、防護柵・防護ネット等の設置を推進し被害防止に努めます。また、病害虫による被害拡大を防ぐため、関係研究機関等と連携して対策を進めます。

（5）林地保全と多面的機能の維持

林地の荒廃による水源かん養機能や土砂の流失防止といった公益的機能の維持と向上を図るため、森林区分に応じた適正な森林整備への誘導や、被災林地の復元に努めます。また、資源としての利用を考慮しつつ、森林の有する多面的機能に着目し、景観の保全、環境教育・健康づくりの場としての機能を充実させるため関係機関と連携を図ります。

（6）国有林野事業との連携

国有林の管理手法や自然環境を活用し、森林管理の研究や山地災害の防止、森林環境教育等、国と連携した取組を推進します。

（7）民間との協同

美しい森づくりの推進、森林の魅力に触れる機会の拡充を目的として、関係機関と連携し、民間企業や市民ボランティア、子ども達の積極的な参画を促進します。

⑤ 第一次産業の多面的な振興

現状と課題

地域の豊かな自然にふれる機会を与え、体験型レクリエーション、体験学習を提供する産業として、第一次産業（農林漁業）への期待が高まってきています。

本市でも、「奥ものべを楽しむ会」が地域の自然体験メニューを提供している等、農林業を核とした様々な交流が活発化しつつあります。

森林や田園には、地球温暖化防止や健康づくりに貢献する機能もあります。本市の農林業も、その公益的、多面的機能に着目した産業として育成していく必要があります。

基本的方向

農林産物の加工・流通を促進して地域の商工業活動と結びつけたり、美しい森林や田園の環境を活用して、グリーンツーリズムの振興、リゾートやＵＪＩターンの促進等、新たな交流機会の拡大を図ります。

また、第一次産業の生産環境を、市民の健康づくりや、教育、文化、福祉等にも活用し、農林業の担い手や後継者の育成・確保へと結びつけていきます。

これらを通じて、本市を、第一次産業が元気なみどりのまち、地球環境に貢献するまちとしてイメージづけ、市全体の魅力を高め、定住促進につなげます。

施策の内容

（1）第一次産業の多面的な役割の活用

地産地消や各種イベントの推進、グリーンツーリズム等への取組を展開します。そのため、商工業、観光、教育、健康関連の様々な団体との連携体制を確立し、各地域で効果的な事業を進めます。

3. 商工業の振興

① 地場産業の振興

現状と課題

国・県の伝統的工芸品・特産品の指定を受けている土佐打刃物やフラフ製造は、本市を代表する伝統産業として現在に継承されています。しかし、社会情勢の変化による需要の減少や後継者の不足といった課題を抱えています。

このほかにも、特色ある農産物や酒造等、昔からのものづくり産業がありますが、香美市の地場産業のPRや観光と結びつけた産業振興は十分とはいえません。

基本的方向

土佐打刃物やフラフ製造は、本市を代表する伝統産業として、昔ながらの技術や文化の継承を図るとともに、経営指導や他産業とも連携した販路開拓、後継者育成による経営力の強化、技術開発や新たな製品開発等について、商工会、高知工科大学等と連携を図りながら支援体制を充実させます。

また、地場産業に対する市民の関心を高めるため、刃物まつりのほか、学校教育や生涯学習等での製造過程の見学や製造体験、イベント開催時のフラフの活用等、様々な機会を捉えて地場産品とふれあう機会を拡充します。

その他の製造業についても、高知工科大学等との連携により、地域資源の活用や地域技術の展開状況を把握し、新商品（ブランド）の開発、販路開拓等への支援を図ります。

施策の内容

（1）刃物まつりの継続

刃物まつりは、刃物研ぎや伝統工芸士による「鍛造体験教室」等のPR効果が大きいことから、今後も継続し、優れた郷土の技術を間近にふれる機会として販路拡大につなげていきます。

（2）見学や製造体験機会の拡充

土佐打刃物製造の実演が見学できる施設が整備されましたが、体験施設等は未整備です。今後は製造業者の理解と協力を得ながら、県内外の多くの人々が土佐打刃物、フラフをはじめとする伝統産業の魅力にふれることができるよう、ホームページ等で製造の現場を紹介する情報を充実するとともに、見学や製造体験ができる施設や機会を確保し、産業観光や体験学習のシステムを確立します。

（3）特産品開発の支援制度や体制の検討

地域の特徴的な資源を活かした特産品の開発を促進するため、必要な情報、人材、施設・設備の提供等、支援の在り方について商工会や観光協会と連携を図りながら検討を進めます。香美市を代表する特産品づくりについては、農業関係者や高知工科大学など地域内外の専門的な人材・機関の参加・協力を得ながら進めます。また、食に対する観光客のニーズは高く集客効果が期待できることから、観光協会等と連携しながら新商品の開発や販路開拓を進めます。

② 商店街の活性化

現状と課題

本市の商業は、既存の商店街を中心に展開していますが、規制緩和に伴う近隣地域への大型店進出をはじめ、通信・交通手段の発達等による購買行動の広域化に伴って市内での消費が減り、商店街は大幅な収入減等様々な課題に直面しています。

これに対して、各商店街では、共通プレミアム付商品券の発行等活性化への取組がなされています。また、生産者と消費者を直接つなぐ場として、直販店のほか定期開催型の日曜市、良心市があり、近隣都市からも買い物客を集めるほか、山間部では、移動販売もおこなわれています。

基本的方向

高齢者や障害者に便利で、かつ、学生・若者がアルバイトや買い物をしたくなるような魅力的な商店街づくりを目指し、地域内における商店街の役割を再評価するとともに、商工会や各地域の商業者が共同で実施する様々な企画の支援、空き店舗の活用、市民及び観光客をはじめ地域外の人々にもアピールする商品販売や商店街づくりを進め、消費需要の拡大を促進します。

商店街の活性化にあたっては、各商店街、商工会、店主・店員等による主体的な取組を促進するとともに、全市的なイベント開催、市内での購買呼びかけ等、商業まつり、同時開催イベント等、市全体での商業活性化の取組を支援します。

施策の内容

（1）魅力的な共同事業づくり

商業まつりや商店街における同時開催イベントを支援します。各商店街の共同事業においては、共通テーマによるイベント開催、商業者間の交流、児童・生徒・学生の商業体験等、商店街の振興や集客力の向上につながる事業を支援します。

（2）魅力ある商店街の形成

商工会・店主等による空き店舗の利用を促進し、香美市イメージキャラクター等によるPR活動、レトロな雰囲気を活かした特徴ある商店街の景観づくり等を促進します。商店での特産品の販売、農林業と連携した地産地消型の飲食メニューの提供等、観光交流客や市外からの買い物客にアピールする商品・商店づくりを支援します。

（3）高齢者等にやさしい商店街・買い物環境形成

商店街のユニバーサルデザイン化、宅配、移動商店、日中を過ごす居場所づくり、健康づくりや自立生活支援等、高齢化先進地の商店街モデルとしての様々な取組を支援します。

③ 新たな商工業の発展機会の創出

現状と課題

本市には産学官共同の拠点として高知工科大学が開学し、近くには工業団地「高知テクノパーク」が整備されており、現在、高知テクノパークの分譲が徐々に進みつつあります。

近年の本市の商工業を全体でみると、テクノパークの影響で工業出荷額は増加傾向ですが、中心市街地は高度成長期までにみられた勢いはありません。

基本的方向

新たな工業団地の整備計画を行うなど、立地環境を活かした企業誘致や、教育研究機関と連携した新産業育成を進めるほか、本市の産業を担う若者、専門的な人材が魅力を感じるような環境づくりを進め、新たな商工業の発展機会の創出を図ります。

施策の内容

（1）高知テクノパーク等への企業誘致の支援体制の確立

高知テクノパーク等への企業誘致については、誘致を推進する協議会への参画や、県との合同企業訪問、現行の支援体制の継続を図るとともに、進出企業に対する奨励金制度等の支援策を実施します。

また、新たな産業団地の整備について計画や研究を行い、震災等を考慮した候補地を探す企業ニーズに応える体制を確立します。

（2）新産業育成、ベンチャー支援

高知工科大学や市内の事業所または市民が、地域資源の活用、地域ニーズへの対応等により、新しい製品やサービスを創り出そうとする時、施設・設備の確保（空き家・空き店舗の活用を含む）、積極的な情報提供・相談体制の確保（専門機関・人材の紹介、経営相談等）、異業種交流の機会づくり等を通じて新産業育成、起業支援を図ります。

（3）若者のニーズに即した職住環境等の確保

市内への企業誘致、新産業やベンチャー育成にあたっては、快適な住宅と住環境の確保、便利な買い物環境、子育て支援や教育環境の充実、快適な情報通信を可能とする環境づくりの推進等により、特に若者の定住につながる職住環境の充実を図ります。市内での就業や起業を支援するため、職業訓練機会の充実、インターンシップや職業体験の受入体制の確立、雇用機会の確保を促進します。また、地域における小規模な製造業等の振興も図ります。

4. 観光の振興

① 観光魅力の発掘・再生・創造

現状と課題

本市を代表する観光地としては、龍河洞、アンパンマンミュージアム、べふ峡等があります。このほかにも、鏡野公園、轟の滝をはじめ、多くの自然資源、人文資源に恵まれ、美しい棚田や集落景観等の魅力もあります。

最近は、ふるさとの生活や産業を体験する観光振興等が図られつつありますが、魅力ある資源を十分に活かしきれていません。また、既存の観光地の活性化や、観光ルートの開発、PR、情報提供等も不十分です。

基本的方向

今後は、既存の観光地の魅力を再生するとともに、山、川、まち、ひとの魅力を、観光交流の視点から見直し、空港や高速道路のインターチェンジにも近い条件を活用して、広域から観光客が集まるような魅力ある観光地づくりを目指します。

その際、地域に根ざした観光交流の振興を基本とし、地域の住民や事業者、団体等が主体となって豊かな食材や自然を活かした体験型観光資源を発掘し、活用する活動を支援します。

また、観光地としてのコンセプト形成や資源・施設をつなぐ観光ルートの開発、観光情報の整備等を、民間団体等と協働で行います。

施策の内容

（1）観光資源の発掘と再生

豊かな自然・文化・産業を観光交流に活用していくため、市民の参加・協力を得ながら市内の自然や文化の把握、観光交流客のニーズの把握を進めるとともに、体験型観光の推進等、新たな魅力の創造を図ります。

（2）香美市観光のストーリー形成・顔づくり

既存の主要な観光地（龍河洞、アンパンマンミュージアム、べふ峡等）だけでなく、豊かな自然と文化、多彩な教育・文化施設、あたたかな地域コミュニティが息づく環境そのものが本市の魅力であり、これらを結びつけて香美市観光のイメージ確立（ストーリー形成・顔づくり）を図り、効果的なPRを展開します。

② 観光交流の受け皿づくり

現状と課題

アンパンマンミュージアムへの来訪者は、年間20万人を超えており、本市は県内でも観光交流客が多い地域となってきていますが、県内外からマイカー等で訪れる日帰り客が多く、遠来の観光客は滞在が少ない状況にあります。

最近の観光白書や世論調査をみると、国民のレジャー・余暇活動への参加意向、自然にふれるニーズは高まりつつあり、農山村交流に対する関心も高まってきています。今後は、自由時間を豊富に持つ高齢者等の旅行ニーズが一層顕在化することも考えられます。

本市でも、多様化・高度化する観光交流ニーズに対応し、天然記念物である龍河洞やアンパンマンミュージアム等多彩な観光資源・施設や豊かな自然環境・産業環境等を活かして、幼い子どもから高齢者まで、地域の自然や文化にふれる滞在型の観光交流地域となることが求められます。

国土交通省が定めた「四国のみち」、JRによる「アンパンマン列車」、山と海を結ぶ「塩の道」等、本市を含む広域の観光のルートやプログラムが充実しつつある中で、広域連携体制づくりが重要となってきています。

基本的方向

観光交流拠点の形成、体験の場や機会の充実、観光資源のネットワーク化等を通じ、滞在の仕組みを強化していきます。

そのため、観光地の地域住民と市、観光協会等が一体となる観光サービス、地域住民によるおもてなしの仕組みづくり、近隣市町村との連携による長期滞在型観光ゾーン形成に向けての共同的な取組の推進等、観光地づくりの体制を確立します。

観光地においては、ユニバーサルデザインの導入、様々な支援サービスの充実等、多くの人が楽しく参加できる環境づくりを進めます。

施策の内容

（1）観光拠点の充実

現有の宿泊施設や観光地を活かし、新たに発掘・創造する観光地も加えて、快適な受入れ環境をつくっていきます。特に主要な観光地は、体験機会の提供、休憩・飲食・特産品の充実、周辺の環境整備、ユニバーサルデザイン化、観光情報の提供等、観光交流客のための快適な滞留拠点、地域住民の交流拠点として、地域住民との協働による機能充実を図ります。

（2）魅力的な体験・交流プログラムの開発

滞在型観光を推進し、リピーターを確保していくため、様々な体験・交流プログラムを開発し、効果的にPRしていきます。地域の魅力に深くふれる機能を提供するため、市民によるもてなしを重視し、市民参加による交流やサービス提供の仕組みづくりを促進します。

（3）食や買い物の魅力づくり

観光協会の観光事業部、イベント部、特産振興部の３部会により、観光振興を図ります。特産振興部では商品開発とともに、販売を促進します。

（4）広域観光の推進

近隣市町やJR等と連携して観光ルート・コース等の開発や、充実した内容の情報提供に取り組むなど、広域連携による観光振興を促進します。

（5）観光協会機能の確立

観光協会の運営を行政主導型から民間主導型に切り替え、観光アドバイザー等の専門知識を持った職員の雇用、市内外の諸機関・団体との連携関係の強化を図り、企画力の向上、ガイド情報拠点の形成等を推進します。

③ 観光情報の充実

現状と課題

観光交流客の誘致や情報の発信については、ホームページや観光パンフレットによる情報提供、施設ごとのPRのほか、高知県及び高知広域市町村圏事務組合によるPR（高知まんなかガイド・いって見やって見）が主なものとなっています。

最近は、団体より個人や小グループによる旅行が増え、多くの人々がインターネット等で事前に情報を入手したり、移動中のカーナビゲーション等で地域情報を検索するなどして自由に観光行動を展開するようになってきています。同時に、体験学習、食観光等、より深く地域にふれようとする意識の高まりや、学習を目的とする交流の活発化等もみられ、多様なニーズに対応できるきめ細かな観光案内、観光情報の発信が必要になってきています。

基本的方向

香美市いんふぉめーしょんや観光協会により多くの観光情報を収集し、魅力的な提供を図るため、市民や観光交流客が観光情報づくりに参加できる体制づくりを行います。

収集した情報は、魅力ある観光ルート・コースや観光プログラム等の整備に活かし、情報提供の充実を図る一方、目的別パンフレットの作成、ホームページや広域連携組織等を活用したPR等、効果的な誘客戦略の展開を行います。

また、誰にでも分かりやすい情報提供システムの強化を図ります。

施策の内容

（1）観光情報の整備

市民や観光交流客の参加によって埋もれた観光資源を発掘し、観光情報の充実を図るとともに、提供する情報システムの構築を進めます。

（2）確実に届く情報提供の推進

地図、ガイドブック、ホームページ、市民(ボランティアガイド等）による案内、案内標識、観光案内所の設置等を総合的に進め、分かりやすく魅力的な観光情報の提供を図ります。また、空港、鉄道駅、インターチェンジ、道の駅等によるPR活動及び広域連携組織による共同PR等、情報提供機会の拡充を推進します。なお、ホームページの活用については、他の分野とともに検討を進め、市の重要なPR窓口として内容等の充実を図ります。

5. 地域産業の振興と就業機会確保の総合的な推進

① 各産業の連携による地域産業の魅力の増進

現状と課題

本市には、地域に根ざした農林業、製造業、高知工科大学との連携を進める高知テクノパークでの先端型産業等、様々な産業があります。しかし、広い市域において、これらの産業活動をめぐる地域間及び職業間等での交流は、いまだ十分でない状況にあります。

地域情報の把握を進め、様々な団体、事業所、人材が交流する場や機会の充実を図り、市内の産業が新たな活路を拓いていくことが求められます。

基本的方向

特産品開発や地産地消、様々な地域情報の提供等は、農林業、商工業、観光振興等の総合的な連携により一層の効果が期待できるものであり、産業間の連携を促進することにより複合的な魅力の増進を図ります。

そのため、香美市ブランドの特産品開発への支援、市民・事業所が全市の地域情報を共有できるシステムづくり等を進めます。これが地域産業の高度化、新たなビジネスチャンスの拡大につながり、就業機会の拡大に結びついていくよう図ります。

施策の内容

（1）産業間の連携機会の拡充

平成日曜市、ふるさと市、良心市、美良布直販店等を活用した異業種間の出会いの場づくり、観光協会の部会における特産品の開発、高知工科大学を核とする新産業育成等、地産業間の連携を進めるための拠点形成や相互の情報交換等の活性化を図ります。また、全市的な規模での産業間連携を強化し、地域の特産物を取り入れた食事メニューの開発、地場産品等の販売ができる共同店舗の設立（地場産品直販施設整備）、全市的な産業まつり等を検討します。

（2）香美市ブランドの確立とブランド商品の開発・販売支援

新しい市のアイデンティティ形成、市民意識の高揚、産業の共同的な販路獲得を狙い、行政・産業・市民の協働により、全ての産業分野を視野に入れた「香美市ブランド」を確立します。また、事業所や市民が香美市ブランド商品を開発・販売するための支援の在り方を検討します。

② 多様な就業機会の確保

現状と課題

集落人口の流出に歯止めをかけ、また、団塊世代の生きがい確保、子育ての支援を進めるためには、多様な就業の場を確保していくことが重要です。

現在、高齢者、女性、障害者の就業機会の確保や、ニート*対策等が全国的な課題となっています。本市においても、これに対する十分な対応策が求められます。

基本的方向

若者や団塊世代等の就業を確保するため、国、県、近隣市町等と連携を図りながら、地場産業の活性化対策、企業誘致や新しい商工業の発展機会の拡充を積極的に進め、人材育成、雇用機会の確保に力を入れます。

また、高齢者、障害者、育児・介護等に携わる市民がいきいきと働ける就業環境をつくるため、多様な就業機会の確保、柔軟な雇用制度の活用促進に努めます。

施策の内容

（1）多様な就業機会の確保

高齢者、障害者、育児・介護等に携わる市民が無理なく就業を継続・再開することができるよう、民間の団体・企業等に多様な働き方の確保**、育児・介護休業制度の運用促進等を働きかけていきます。

（2）人材の育成

若者の新規就業、中高年者の再就職、女性や障害者の就労支援を助成するためには、各職業の専門知識を修得した人材の育成・確保が重要であり、県や教育機関、民間企業等との連携により、市内における職業訓練、人材育成機能を確立していきます。また、小中学生及び高校生に対しては、社会見学や職業体験プログラムの時間を取り入れる等、就業に対する意識の向上を図ります。

（3）広域連携による雇用機会の確保

若者等が、本市に住み多様な職業に就くことができるよう、県や近隣市町等と連携しながら企業誘致の推進及び起業者に対する支援を行います。

また、企業情報・就職情報等の整備を図り、誰にもわかりやすい情報の提供を行います。

（注）**ニート***:Not in Employment, Education or Trainingの略で、就業、就学、職業訓練のいずれもしていない人のこと。特にニートの若者の増加が、社会問題になってきています。

多様な働き方の確保**: 正規雇用者の時間短縮やフレックスタイム、テレワーク（在宅勤務）等の推進、パートタイマー、契約社員、派遣社員といった非正規雇用の導入促進、SOHO（スモールオフィス・ホームオフィス）、NPO等の新しい事業形態による雇用確保を広く指します。

第5章 未来を拓く

本市のまちづくりの柱の一環として、子育て支援対策の充実を図り、自然や文化、教育・文化施設の多い環境を十二分に活かし、未来を拓く子どもを育むまちづくりを進めます。

また、すべての市民が参加しやすい生涯学習・生涯スポーツの環境づくり、伝統を守り、未来を描く地域文化の創造を目指します。

1. 子育て支援の充実

① 保育サービスの充実

現状と課題

長時間保育、休日保育、病後児保育、幼児教育等、保育所に求められるニーズは拡大しています。

保育サービスを拡大するためには、保育士の確保が必須となりますが、保育士資格を持った求職者が少なく確保が困難な上、病後児保育については連携できる小児科が市内にありません。

基本的方向

延長保育、０歳児保育など保育サービスの拡充を図ります。

子ども・子育て新プランをはじめとする制度改正に合わせてサービスの在り方等を見直し、市民ニーズに即したサービスの提供に努めます。

病児・病後児保育については、広域連携を含め、実施できる方法について検討します。

施策の内容

（1）保育サービスの充実

延長保育及び０歳児保育の拡充等によりサービスの充実を図ります。

子ども・子育て新システムへ移行する際には、現サービスを維持又は拡充するように計画していきます。

（2）施設環境の整備

施設の維持管理を適宜実施するとともに、国の子ども・子育て新システムによる幼保一体化に施設が対応できるよう、住民ニーズを把握しながら、適切な整備を進めます。

② 総合的な子育て支援体制の確立

現状と課題

平成22年国勢調査によると、本市の幼年人口（０～14歳）は、総人口に占める比率が10.1%で、５年前と比べると0.5ポイント、実人口で1,500人近く減少しています。

少子化が社会問題であるとの認識は「香美市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）に関する意識調査」（平成20年度実施）においても市民の９割近くが問題であると認識しており、行政はもとより、地域・住民・企業も含めた一体化した取組が求められています。

これまでも、保育サービスの充実、小学生以下の医療費の無料化、育児休業制度の拡充、育児ストレスの解消、地元住民や高齢者との小学生や保育園児との交流等、様々な取組を行ってきました。

ただ、少子化に歯止めがかかるには至っておらず、現行の取組の継続的な実施とともに住民ニーズに対応した見直しも行い、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりをより一層行うことが求められています。

基本的方向

香美市子育てまちづくり計画（次世代育成支援対策行動計画）に定められた取組を実行し、また、香美市次世代育成支援対策評価委員会（第三者委員会）による事業の見直しも行いながら、取組を進めます。

また、国の子ども・子育て新システムによる新たな子育て支援施策にも充分対応できるよう、官民を挙げた子育て支援の取組や環境づくりを推進します。

施策の内容

（1）子育てと仕事の両立支援

保育所機能の拡充を図るとともに、父親の育児参加、父親・母親の柔軟な働き方（育児休業、時間短縮、在宅勤務等）の促進等、ワーク・ライフ・バランスを含めた仕事の継続と子育ての両立支援を企業、地域、個人に呼びかけていきます。

（2）地域における子育て支援

子育てセンターなかよし、子育てセンターびらふを中心に、親子で遊べるひろばや子育て講座、妊婦や中高生の育児体験、一時預かりや子育て相談など子育て支援サービスの充実を図り、子育てに関する情報の広報活動に努め、活用してもらうことにより子育てしやすい環境づくりを推進します。

また、保育所や子育て支援サークルとの連携、地域の支援団体・人材との連携のほか、地域住民の参加・協力を促進する等、協働による推進体制づくりを目指します。

（3）総合的な放課後児童対策の充実

放課後や土曜日の子どもたちの健全な育成を図るため、安全で健やかな居場所、遊び場を提供します。また、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等に取り組み、放課後児童クラブや子ども教室の充実等、総合的な放課後児童対策を進めます。

（4）青少年の健全育成

青少年の見守り、居場所づくりを進めるとともに、青少年による自主活動や、まちづくりの中で活躍できる機会づくり等、地域・学校と連携して青少年の健全育成を図ります。

（5）乳幼児医療の充実

就学前の子どもの医療費支援の継続等、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、子育てを支援します。

2. 未来を拓く子どもの育成

① 豊かな教育を支える環境の充実

現状と課題

本市では、小学校９校、中学校４校、保育所８園（内１園は委託）の体制で、学校教育と保育所を運営しています。

幼児・児童・生徒数は減少を続け、今後もこの傾向が続くと予想される中で、特別な支援を要する子どもをはじめ、一人ひとりの子どもに寄り沿った教育の推進が求められるようになってきています。

本市の小中学校の耐震強化は、施設の改築が急速に進み、ほぼ対応済みとなっています。

土佐山田学校給食センターについては、昭和56年９月から給食を提供しており、建物や設備は老朽化がひどく、建て替えが必要です。

変化の激しい社会情勢、厳しさを増す財政環境の中で心身ともにたくましい子どもを育む質の良い教育を推進するためには、施設の統廃合も視野に学校規模の適正化、安全で快適な施設環境の確保、異なる学校種間の連携、地域との連携等、豊かな教育を支える環境の充実を図る必要があります。

就学前の教育については、国の子ども・子育て新システムによる幼稚園・保育所の一体化が検討されており、ますます重要視されてきています。

基本的方向

小中学校施設は、地域の次代を担う子どもたちの学びの場であるとともに、災害時における避難場所でもあります。学校施設を子どもと地域を守る教育の拠点として位置づけ、安全で快適な施設づくりを確実に推進します。

土佐山田学校給食センターについては、建築された昭和56年当時とは、衛生管理や使用エネルギーに対する考え方が変わってきています。また、食育教育にも対応した施設となるよう検討します。

就学前教育から大学教育までの各種機関や様々な文化的な施設のある教育環境は、本市の大きな特色でもあります。少子化が進む中、大学・研究機関・地域住民とも連携して充実した教育活動が展開できるまちづくりを推進します。また、各学校における教育力の向上や特色づくりに向け、学校評価システムの確立を進めます。

将来に向けては、小中学校の適正規模・適正配置や幼保一体化の在り方も含め、本市の特性に立脚した教育の在り方を検討します。

施策の内容

（1）幼保一体化の検討

幼保一体化については、国の動向を見定めながら、就学前教育と子育て支援のよりよい方向性を打ち出し、環境を整備していきます。

（2）安全で快適な教育環境の充実

学校の耐震化は、耐震補強により対策することとし、平成24年度を目途に計画的に施工していきます。また、耐震補強の必要ない校舎・屋体・プール等の老朽化への対応や、教室内の高温対策なども講じていきます。

土佐山田学校給食センターについては、衛生管理の徹底や環境負荷に配慮したエネルギーの導入等を検討するとともに、食育教育にも対応した施設への建て替えを進めます。

（3）学校間の交流授業等の実施

小中交流事業は、外部講師を招いての複数学校合同講演会等の実施、小規模校同士の合同授業の実施、クラブ活動等の合同実施等、学校間の交流を促進し、豊かな学習機会の確保に努めます。

（4）地域ぐるみの教育の推進

開かれた学校づくりへの理解が浸透しつつあります。これを一層進め、地域住民や高知工科大学による教育活動への参加、理解、地域の自然、産業等の体験的な学習の推進、学校での授業や活動を支援する市民ボランティアの導入等に努めます。

（5）学校評価システム事業

国指定の学校評価システム構築事業（平成18～19年度義務教育の質の保証に資する学校評価システム構築事業）を通じて、自己評価書の作成、外部評価書の作成、評価結果の公開等、各学校への支援や条件整備等の改善に努めます。

（6）特別支援教育の推進

障害を理解し、心豊かで強く生きぬく児童・生徒の育成を図り、共に育つ仲間づくりを目指します。関係諸機関との連携を図り、適正な教育相談や就学、進路指導の充実に努めます。

（7）小中学校再編計画への検討

香美市小中学校適正規模検討委員会の提言書を基に、再編計画を策定します。

② 個性を活かした就学前教育・学校教育の充実

現状と課題

本市では、到達度把握調査について各校で分析研究を進め、授業改善等に結果が向上してきているとともに、いじめや不登校の減少にもつながっています。また、自然環境や地場産業の活用、地元住民や高知工科大学との交流、人権尊重を基礎とした体験活動を通して、社会性や豊かな心の育成を進めてきました。

しかしながら、近年、子どもたちの体力や基礎学力の低下、規範意識や人間関係の希薄化が危惧されてきています。

基本的方向

基礎学力の定着と学力向上、生きる力の育成に向け、幼児期から青少年期までの発達段階に応じた教育の充実に一層力を入れ、健やかな身体と豊かな心の育成（人権、道徳、体験、読書）、また、地域に根ざした特色のある教育の推進、国際理解教育の推進等、体験と交流による学習を重視していきます。

豊かな体験機会の充実、基本的な生活習慣の確立に向けては、家庭や地域と連携し、就学前からの教育の充実を図るとともに、家庭や地域の教育力の再生向上等を図ります。

施策の内容

（1）保育所における体験学習の充実

地域及び幅広い年代の方々との交流及び体験活動等の種類や内容を拡充して、就学前教育の充実を図ります。また、公立の文化施設と連携して情操を育む教育を充実させます。

（2）生活慣習の確立の推進

食育の推進や生活リズムの確立を図るため、生活実態調査を実施し、家庭が中心となって子どもの生活習慣を見直すことを広く市民に提案していきます。また、全般的に児童・生徒の体力が低下傾向にあることに対応し、体力づくりに努めます。保育所においても、集団生活の中で、学校生活につながるような基本的生活習慣を身につけていくことができるよう指導していきます。

（3）基礎学力の確実な向上

到達度把握調査について各校で分析研究を進め、結果が向上しています。今後とも、個人カルテの研究、学力向上に向けた指定事業の推進と各校研究成果の共有等、児童・生徒の学力向上に努めます。

（4）国際理解教育の推進

小中学校におけるALT（外国語指導助手）等による英語教育の進展、姉妹都市であるアメリカ合衆国ラーゴ市との中学生の相互交流、保育園児の異文化交流等により一層の充実を図ります。

（5）豊かな心の教育の推進

自らを大切にしながら、他者との共生を喜ぶ思いやりのある子どもを育成します。また、地域の自然や文化に親しみ、地域の人々との交流を深める中でいのちを大切にし、ふるさとを愛する心を育てます。

③ 青少年を育む地域づくり

現状と課題

本市の子どもたちは、スポーツ少年団に所属したり、地域の諸行事に参加して、地域で子どもたちを育む土壌が培われ、地域に支えられながら成長しています。

しかし、生活の都市化、家庭や地域における人間関係の希薄化等により、子どもの地域とかかわる機会が減少し、また、厳しい社会情勢を反映して家庭や地域の教育力が低下していることも否めません。

規範意識の低下、犯罪が増加する傾向にある社会の中で、青少年・子どもが様々な危険にさらされることへの不安も高まってきています。

基本的方向

少子・高齢化、情報化等社会の急激な変化の中でインターネットや携帯電話の普及、有害図書などの情報氾濫、家庭教育の低下など青少年の健全育成を阻害する要因を、学校や家庭だけではなく地域社会の問題として捉え、学校・家庭・地域が連携を強めながら「地域の子どもは地域で育てる」という意識を高め、地域ぐるみでの健全育成を進めます。

子どもたちが、地域の中で活躍することを通じて自信と夢を育んでいくことができるよう様々な参加や自主活動の機会を確保するとともに、安全の見守り等に地域が力を発揮していくことができるまちづくりを進めます。

施策の内容

（1）青少年を育む地域づくり

地域における関係機関等がネットワークを形成して、安全安心社会の実現へ向け、各機関が密接に連携して取り組み、地域の人のぬくもりを感じるよう家庭や地域における声かけを推進します。

（2）青少年の自主活動支援

豊かな人間形成に向け、スポーツ少年団や子ども会の充実を図り、様々な体験活動を活性化し、香美市子ども連合会と連携し、市の行事やイベントに多くの子どもが参加しやすいように個別の行事ごとに取り組みます。また、青少年が自ら主体的に行うサークル活動やボランティア活動の支援、活動のリーダー育成等を充実させます。指導体制や活動場所の確保等については、生涯学習・生涯スポーツ団体や人材バンク、社会福祉協議会や自治会・町内会、学校等と連携し、地域住民の理解と協力を得ながら進めます。

（3）青少年・子どもの安全・安心の見守り

子ども見守り隊（やまびこ会）やボランティア活動を各学校ごとに充実させて、さらに会員を募る等、より多くの人々が地域の子どもを見守っていく体制をつくります。また、児童・生徒の登下校時における声かけや見守りを、地域住民に呼びかけていきます。

3. 心豊かな生涯学習・生涯スポーツ活動の振興

① 生涯学習活動の魅力向上

現状と課題

市主催の事業、講座・講演会は数多くあり、様々な学習機会を提供しています。毎年好評のパソコン教室は、指導者として高知工科大学の学生があたっており、大学との連携が図られていますが、参加者が増加傾向にある事業がある一方で、減少傾向にある事業もあります。事業の実施体制としては、市民（文化協会会員）が企画・運営を行っている事業もありますが、全体的には行政が主催する事業が多い状況です。

また、各地区公民館でも講座、教室、文化展、運動会等が活発に開催されていますが、それぞれ独自で企画・実施する事業が多く、地区間の情報交換が少ない等、情報の共有化や交流の活発化が求められています。

今後は、より市民のニーズに即した学習メニューを提供していくことが課題となっています。

基本的方向

地域で実施する各種教室や講演会、催し物等は、内容等を地域住民の利便性と市内地域間の交流促進を考慮し、事業の体系化・総合化を図るとともに、高知工科大学の公開講座の活用やそれぞれの地域に根づいた特色ある文化・伝統・行事等を守り、支える人材・組織等との連携・交流を図り、地域の力を活かした心豊かなまちづくりを目指します。

これらを進めるにあたっては、市民の学習ニーズの把握や企画・運営への積極的な参加を促進するとともに、各種教育機関や文化団体等との連携を深めていきます。

また、生涯学習の成果をまちづくりに活かしていくための体制づくりを検討します。

施策の内容

（1）生涯学習事業の充実

教育委員会、中央公民館、地区公民館、図書館、美術館等で実施している各種の事業について、市民ニーズに即した事業展開を行うため、既存事業の統廃合と事業の新設を積極的に推進します。香美市音楽祭の開催、美術館の常設展、図書館サービスの多様化についても検討します。

（2）生涯学習活動のまちづくりへの活用体制づくり

生涯学習推進大会等を通じ、各地域での取組を紹介し、学習や交流の場を設けるとともに、より多くの市民がより参加できるよう、市内各所で開催していきます。また、中央公民館と地区公民館との連携を強め、交流を促進します。このような生涯学習活動が、地域文化の創造、郷土意識の高揚、地域コミュニティの活性化等に結びついていくよう図ります。

（3）市民による主体的な運営体制の確立

市民による主体的な企画・運営を促進し、行政は必要な支援を行う体制を整えていきます。そのため、既存事業の状況、市民の生涯学習ニーズ、担い手となる人材や団体を把握して情報を整備するとともに、市民を主体とする推進組織の確立を図ります。また、芸術祭等の運営への積極的な市民の参加を図ります。

（4）各種教育機関、社会福祉施設等との連携

生涯学習推進のため、市内保育所・幼稚園、市内小中学校、県立高等学校・山田養護学校、高知工科大学等の各種教育機関や社会福祉施設等との連携を図ります。

② 生涯スポーツ活動の魅力向上

現状と課題

スポーツ活動は、市民の健康づくりや介護予防、地域間の交流や世代間のふれあい等からみても、その重要性が注目されています。

本市では、全市的に行われているスポーツ活動について、大会への参加者やスポーツ人口を増やすこと、また、特定の地域で行われているスポーツを全市に広げてゆくことが課題となっています。

スポーツ人口拡大のためには、市民主体の日々のスポーツ活動の振興が必要不可欠です。本市では、行政主催のスポーツ教室や大会についても、各種活動団体の意向を考慮し、市民と協働で企画・運営する等、市民主体のスポーツ振興を目指しています。

基本的方向

スポーツ人口の増加を目指し、魅力ある大会づくりやスポーツ施設の開放を推進します。また、物部、香北、山田の各地域に根付いているスポーツについては、その地域を活動の拠点として位置づけ、スポーツ大会を重点的に開催する等、市全体のスポーツ交流へもつなげていきます。

多くの市民が参加する豊かなスポーツ活動を目指し、体育指導員と協力しながら市民による主体的な取組を促進します。

施策の内容

（1）スポーツ活動への参加機会の拡充

これまで実施してきたスポーツ教室等の継続を図るとともに、新しい競技種目にふれる機会づくり、健康づくり事業等と連携した軽スポーツを振興する等、多彩で魅力ある生涯スポーツ事業を推進し、より多くの市民がスポーツ活動に参加するよう機会拡充を図ります。

（2）スポーツ活動を通じた交流機会の拡大

生涯スポーツの振興と市内外の地域間交流の拡充を狙い、各種競技会や大会の充実及びニュースポーツへの取組を図ります。

③ 気軽に参加できる環境の充実

現状と課題

生涯学習や生涯スポーツ活動に関する情報は、市の広報・ホームページ・チラシ・公民館や関係団体等を通じて提供していますが、市民が「いつでも、だれでも、どこでも」取り組むことができる生涯学習の環境づくり、自分に合ったスポーツ活動を選択・継続できる生涯スポーツの環境づくりを進めるためには一層の工夫が必要です。

市民の生涯学習・生涯スポーツ活動ニーズは、個別化・高度化してきています。これに対応し、各講座、指導者、グループ・サークル活動等の情報を整備するとともに、指導人材の充実が必要となってきています。

生涯学習・生涯スポーツ活動の活発化に伴い、施設数に対して利用希望が多い状況にあります。市の文化施設や体育施設の利用予約・貸出等は、担当課が連絡窓口になっています。ホームページへ施設の空き状況を掲載する等、利用者が予約状況の確認から利用申請をスムーズに行えることが今後の課題となっています。

基本的方向

市民が生涯学習・生涯スポーツへ気軽に参加できるよう、関連施設の周知を図るとともに、施設の予約状況や、貸し出し可能な図書の検索等の情報を円滑に提供できるシステムの整備を検討します。

また、関係機関との連携を密にして情報を整備し、インターネットや防災無線等も活用する等、一層の周知を図ります。

市民の主体的な参加を進めるため、事業の企画・立案と運営、参加募集等、様々な段階における市民の参加や協働事業の推進を図ります。

施策の内容

（1）生涯学習・生涯スポーツ施設の有効活用

活動が活発化し、施設が不足してきている中で、施設を有効に利用するための体制を整備します。

（2）生涯学習関連の情報提供システム整備の検討

各種事業、後援会等の内容については、ホームページを随時更新して情報提供を行っています。施設利用予報システムの導入にあたっては、多額の費用が見込まれるため、導入の目処がたつまでの間、施設の空き状況等が分かる簡易型予約一覧などを掲載し、利便性の向上を図ります。

（3）人材バンクの充実

住民の協力を得ながら人材の掘り起こしを進め、データベース化を図るとともに、多彩な人材が地域や学校で活躍する機会の拡充を図ります。

4. 人権尊重の地域づくりの推進

① 人権教育・啓発等の推進

現状と課題

国連では、「人権教育のための国連10年」（平成７～16年）を機に、新たに「人権教育のための世界計画」が採択され、平成17年度から取り組まれています。国では「人権教育・人権啓発の推進に関する法律」が成立して「国内行動計画」が策定され、県では「高知県人権尊重の社会づくり条例」が制定されました。

こうしたことを踏まえ、平成20年度に「香美市民の人権意識調査」を実施し、平成21年度には「人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画」を策定して、人権教育・人権啓発に関する様々な事業に取り組み、人権意識の向上に努めていますが、人権をめぐる課題はまだ多く残っています。

基本的方向

今後とも、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等に基づき、家庭・学校・職場・地域社会等の様々な場面において、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、市民・関係団体・行政が一体となった教育・啓発活動を推進します。

施策の内容

（1）人権教育、人権啓発等の推進

就学前教育、学校教育、社会教育、企業等のあらゆる分野や機会において、人権に関する学習機会の提供（講演会、研修会、学習会、人権教室等の開催）、指導者の育成（研修会の充実、研究大会への参加等）等、効果的な事業を推進するとともに、人権広報「あけぼの」の発行や市広報「香美」への掲載等を通じて市民の人権意識の高揚を図ります。その際、市民が自らのこととして取り組めるよう、自主的な学習や交流を支援する等、市民主体の活動展開を促進します。

② 男女共同参画社会に向けた体制の確立

現状と課題

男女共同参画社会に向けた取組は、これまでも行政、学校、職場、地域等で進められ、意識づくり等で一定の成果は上がりつつありますが、女性の社会進出が進んできても、家事や仕事に対する負担感や満足感には男女間で感じ方に格差がある等、いまだに課題の解決が必要な状況です。

また、配偶者等からの暴力（DV）については、担当課、家庭児童相談員が相談に対応し、必要に応じて各機関と連携して対応していますが、複雑化する相談内容に対して、十分な対応が困難な面もあります。

基本的方向

男女がお互いの人権を尊重しつつ、個性と能力を発揮し、自分らしくいきいきと豊かに生きることのできる社会の実現を目指し、多岐にわたる問題等に対応できる相談体制の充実を促進します。

また、家庭・地域の生活の中での慣行や地域活動の場での「性別による役割分担」により片方の性だけに負担が偏ることのないよう、男女が共に助け合って参画できるよう慣行等の見直しを図ります。

DV等の問題については、相談窓口を案内する情報提供、問題の早期発見、保護等の早期対応が図れる体制をつくるため、各機関と連携して、就労や心理的指導も含む相談体制の充実を図ります。地域の中での見守り等の協力体制づくりも促進します。

以上のことを進めるため、広報事業を重視していきます。

施策の内容

（1）女性の相談体制の充実

担当、家庭児童相談員による相談対応とともに、関係機関との連携ネットワーク形成により、多岐にわたる相談等に対応できる体制を促進するため、他の各機関との関係づくりを進めます。各種相談窓口、支援機関は、広報等で知らせ、確実に情報が届くよう図ります。

（2）男女共同参画事業の推進

男女共同参画推進プランの作成、学習機会の提供（講演会、学習会の開催等）、指導者の育成（研修会・学習会の開催、参加等）、自主活動の促進（女性団体のネットワークづくり等）、広報誌を活用した意識づくり等を進めます。

5. 地域文化の保護・継承と創造

① 文化財保護の推進

現状と課題

本市は、有形・無形の文化財が豊富にあり、指定文化財は、現在国指定５件、国登録12件、県指定15件、市指定49件と、合計で81件にのぼっています。

指定文化財については、現在再度調査を行い、保護作業の必要性について検討しています。また、指定以外の文化財の状態を把握することも重要であり、市内の文化的な環境について総合的な調査を進めることが求められます。

市民が文化財にふれる機会としては、史跡めぐり等を実施しているほか、小中学生は、「伝統文化こども事業」で無形文化財の「いざなぎ流舞神楽」に接しています。ただし、全市的な周知は十分とはいえません。

基本的方向

本市の文化を保全し、その価値を未来へと継承し、市民の誇りや郷土意識を育むためにも、文化財の計画的な保存・整理を進めます。

龍河洞、いざなぎ流御祈祷、大川上美良布神社社殿等の指定文化財はもとより、文化財指定されていない巨木や稀少な動植物、遺跡、文書、民俗資料、民家等の状況を把握し、貴重な文化遺産の保護・活用に関する諸施策について「香美市文化財保護審議会」で協議し、保護計画を策定します。文化財の保護・整備については、必要に応じて管理者・所有権者に協力と理解を得、適切な保全・活用を促進します。

施策の内容

（1）地域の各種資源等の調査

既存の指定文化財及び、それ以外の文化資源についての調査を進め、価値や保存状態を把握して、適切に整理・保存していきます。調査や保存活動を進めるにあたっては、地域に足を運び、地元住民が有する情報の収集や意識・意向の把握に努めます。

（2）資料館機能の充実

本市の歴史や物部川について、また有形・無形の文化財等の整理・保存・研究を進め、広く紹介する場として既存施設を利用した資料機能の確保を検討します。情報提供にあたっては、閲覧だけでなく、市民や観光客が本市の文化に深くふれることができるよう工夫していきます。

（3）市史の編纂

市史を編纂するため、10年をめどに香美市史編纂規程（教育委員会訓令第４号）に基づき、市史編纂委員会を設置します。

② 伝統文化の継承、育成

現状と課題

本市には、地域文化として無形民俗文化財の「いざなぎ流御祈祷」や、大川上美良布神社「神幸」等があります。

保存・伝承活動としては、いざなぎ流神楽保存会やおなばれ保存会、史談会等が自主的に研究や発表、調査見学等を行っています。また、地域の小中高生が部活動等で年間14回程度「いざなぎ流舞神楽」を練習し、公開しています。

しかし、これら地域文化の担い手は、不足してきており、育成が課題となっています。

このほか、子ども会事業等で史跡めぐりを行い、市内の文化財に触れる行事を開催しています。

基本的方向

地域住民の伝統行事への積極的な参加や史談会・文化財保護審議会を活用した交流を促進し、地域文化の継承、世代間交流の促進、伝統文化の担い手の育成を図ります。

また、資料館機能の充実のため、既存施設の利活用を図り、香美市内にある文化財（埋蔵文化財や民俗資料）の収集と整理を行います。

さらに、教育の分野だけに留まらず香美市のPRと観光も兼ねて、多くの人が集う地域内外の交流の拠点としていきます。

施策の内容

（1）伝統文化のデジタルアーカイブ化*

記録して未来へと伝えていくとともに、広く市内外に紹介するため、デジタルアーカイブ化を推進します。

（2）伝統文化にふれる機会の充実

継承する団体を育成し、発表の機会をつくります。また、多くの体験の機会をつくり、体験学習の拡充を図ります。

（注）デジタルアーカイブ化*：有形・無形の文化資源等を、デジタル化して保存等を行うこと。デジタル化することによって、文化資源等の修復・公開や、ネットワーク等を通じた利用も容易となります。資料を精緻に電子化することにより、オリジナル資料へのアクセスの必要性を減らすことが出来るため、将来的にも資料の傷みを最小限にすることが可能になります。

③ 芸術・芸能・文化等の振興

現状と課題

市民の文化芸術への関心は高く、102の文化サークルが活発な活動をしています。

また、市立美術館、アンパンマンミュージアム、吉井勇記念館をはじめ、個性ある文化施設が点在し、芸術文化、文芸等で功績を残す人材の足跡も多く残されています。

現在、市内の文化施設において、芸能大会、合唱団定期演奏会や音楽祭などに適した音響設備、舞台照明と収容設備を備えた施設が不足しており、市民が活動を発表する場の環境を整えるため、検討が必要です。

基本的方向

心豊かな生活を送る上で重要なものとなっている芸術文化の振興のため、市民のニーズを反映した事業を目指し、文化サークルや関係部署との連携や協議を図り、市民の文化的な活動を推進しながら、地域住民が活動する場とふれあう機会を拡充します。

また、文化センターの建設については、施設の必要性、施設の運営管理など多くの課題があるので、検討を行います。

施策の内容

（1）芸術・芸能・文化にふれる機会の拡充

香美市芸術祭（文化展、芸能大会等）を充実させ、市民が気軽に芸術文化にふれ、参加できる体制をつくります。また、音楽祭についても開催を検討します。

（2）文化的な活動の推進

グループ・サークル活動の情報提供を行うとともに、文化協会との連携を強化し、市民が気軽に参加できるような活動の場、発表の場を設けます。

（3）文化施設の活用

絵画等の芸術鑑賞の機会を充実させるとともに、文化施設を活用したイベントの企画を検討します。

また、文化センターの建設について、一定の検討期間を定め、関係団体や関係部署と話し合いをもち、検討を行います。

第6章 みんなで築く

持続的発展を支える力強いまちづくりの体制と、効率的かつ柔軟・有効な行財政システムを確立するとともに、市民主体の地域づくりを支援しつつ、市民と共に歩むまちづくりを推進します。

1. 合理的、効率的行財政運営の推進

① 合理的、効率的な行政サービスの推進

現状と課題

本市は、行政の情報化・ネットワーク化により、各庁舎間、各部署の事務連携と効率化を進めてきました。また、新庁舎建設により分散していた部署を一箇所に集約し、市民サービスを効率的に提供できる体制が整ったため、昼休みに対応できる窓口を増やし、サービス向上に努めてきました。

一方、各支所、出張所においても、身近な行政窓口サービスの多くを提供できるように努めてきましたが、今後もサービスの効率化を図りながら維持していく必要があります。

また、生涯学習・生涯スポーツ活動、様々な地域活動等の振興を図る上でも、施設利用に関する予約や利用手続きの利便性を一層向上していく必要があります。

また、国・県から市町村への権限移譲が進む中、各計画の進捗や効果等を管理する行政評価システムの確立等を進めるとともに各事務事業の見直し、広域行政への取組の推進などにより合理的・効率的な行政サービスの充実を図ることが課題となっています。

基本的方向

今後も行政改革を進めながら、市民サービスの向上が図られるよう効率的、効果的な行財政運営に務めるとともに、市民参画による行政運営が推進できるような取組を進めます。

施策の内容

（1）支所機能の充実

支所は地域の身近な行政窓口としてサービスの向上、地域振興に努めるとともに、南海地震等への防災の拠点として支所庁舎の建て替えや耐震化により、支所機能の向上を図ります。

（2）各資料の一元管理、電算化の推進

電子情報の保管・共有については、情報系・基幹系のネットワーク別に管理していますが、紙資料の電子データ化や業務のシステム化については、費用対効果を十分加味した上で在り方を検討します。また、電子申請等の導入は、市民要望の状況を見た上で検討します。

（3）合理的な財政運営の推進

財政計画を策定し、効率的で効果的な財政運営を進めます。固定資産課税客体の把握と適正な評価及び住民税（給与）特別徴収義務者（事業所）の指定促進等による収納率の向上に努めます。

（4）行政改革の推進

引き続き、第２次行政改革大綱及び第２次行政改革実施計画に基づき、市民本位のスリムで効率的な行政運営を図ります。また、健全財政への進化・職員の意識改革と人材育成等の取組により、市民のための行政運営を目指します。

② 広域行政の推進

現状と課題

本市は、近隣自治体との広域連携で公共サービスの提供を図ってきました。しかし、地方分権の推進により多くの事務事業が地方自治体に移譲され事務量の増大する中、効率的な行政を運用するための検討が必要になると予想されます。さらに、市民の行動の広域化、効率的な行財政運営が求められる状況で、広域的な市民サービスの向上に向けて、今後とも、より具体的な広域行政の推進を図る必要があります。

基本的方向

一部事務組合で効率的に運営されている、ごみ・し尿・斎場・特別養護老人ホーム等については、組合に引き続き加入し維持します。

福祉サービス、文化・体育施設の利用をはじめとする生活機能の強化や、観光振興・地域公共交通など結びつきやネットワークの強化を図るなど、今まで以上に連携を深め，広域的な対応策を検討して効果的な施策の推進を図ります。

施策の内容

（1）一部事務組合の運営等

高知中央広域市町村圏の一員として、一部事務組合の効率的、効果的な運営に努めます。

2. 行政職員の資質向上と適正配置

① 行政職員の資質向上

現状と課題

本市は、町村合併により人口３万人規模のまちとして、広い市域の中にある生活と産業の多様性と活力を維持しつつ、行財政の国・県から市町村への権限移譲、職員体制の合理化等に対応していく必要があります。

行政需要は、一層増加、複雑化していく傾向にあります。一人ひとりの行政職員には、これまで以上に広域的・総合的な視野と自覚、的確で確実な業務遂行力、コミュニケーション力、課題解決の力が求められています。

基本的方向

国・県及び外部機関が行う職員研修等への参画を推進するとともに、庁内の研修や、職員による自己研鑽等を推進します。また、県との人事交流等を通じた人材育成も重視していきます。

施策の内容

（1）職員研修の推進

市町村職員の研修等を行う「こうち人づくり広域連合」等の活用を図ります。また、庁内の研修会の質の向上（参画者評価の実施等）、各種研修・講習会情報の共有化、業務遂行を通じた人材育成等、職員及び職員間による自己研鑽の促進を図ります。

（2）人事交流の推進

国・県との人事交流を推進して、人材育成を図ります。

② 適正な職員配置の推進

現状と課題

本市では、厳しい財政状況と多様・複雑化する市民ニーズに柔軟に対応し、市民本位の行財政運営を行なうため「第２次香美市行政改革大綱・実施計画（集中改革プラン）」を実施しています。

今後は、組織全体の合理化・効率化を図るとともに、職員の意識改革と人材の育成、人事評価による適正な職員配置などが、ますます重要となってきます。

基本的方向

「第２次香美市行政改革大綱・実施計画（集中改革プラン）」に基づき、スリムで効果的な人事体制を構築します。

複雑・多様化する行政需要に対応するためには、専門職員等を養成・確保するとともに、各施策の横断的な取組を進めるため、重要課題について総合的・横断的に検討できるプロジェクトチーム制度の導入を進めます。

施策の内容

（1）適正な職員配置の推進

「第２次香美市行政改革実施計画」を基本に、合理的な職員配置を進めるとともに、市民の相談対応や各種事業を適切に推進するために必要な体制づくりに努めます。

（2）専門職員等の確保

国・県からの権限移譲等に対応した専門職員の確保を進めます。また、高度化する社会問題や新しい課題に対応していくため、多様な契約形態の運用、外部との連携等により、専門的な人材を確保していきます。

（3）プロジェクトチーム制度の活用

各課横断的な施策については、総合的な視野を持って遂行出来るようにプロジェクトチームを編制して推進します。

3. 市民と共に歩むまちづくりの推進

① 市民の参画機会の拡充

現状と課題

広報としては、『広報香美』を毎月１回発行し、各自治会等を通じて市内の各世帯に配布していますが、近年、新規転入者の自治会加入者が少ない状況にあるため、金融機関や量販店等に協力を求め『広報香美』の配布に努めています。

広聴については、各地域・自治会から要望書を受け付け、必要な対応を行った後、結果及び経過について回答を出しています。

また、市内全域の自治会長が参加する行政連絡会を年１回開催し、市民と行政との情報共有、意見交換を行う場とするとともに、各種審議会や委員会には、テーマに応じた分野の団体等からの参画を図っています。

基本的方向

本市は、これまでも市民との関係を大切にしながらまちづくりを進めてきました。今後ともこの姿勢を大事に、情報共有、参画システムの確立を図ります。

広報は、分かりやすい広報誌づくりを進めるとともに、自治会等との連携を軸とする配布のほか、ホームページをはじめ多様な配布・配信手段を活用し、一人ひとりに情報が確実に届くよう努めます。また、市民が必要に応じて行政情報を得ることができるよう、情報公開を進めます。

地域との連絡連携については、行政連絡会の開催に加え、支所窓口を活用する等、顔の見えるコミュニケーションを重視します。

行政計画の策定や評価にあたっては、審議会、各種委員会のほか、市民を主体とするワークショップや懇談会等、若者や女性等多様な立場からの意見を反映させる機会を確保するとともに、パブリックコメント（市民意見聴取）の制度化を進めます。

施策の内容

（1）情報公開による情報の共有化

「広報香美」やチラシ等の配布（録音版の充実も含む）、ホームページは利用者の視点に立った内容へのリニューアルも含め、情報配信等、合理的で確実な伝達方法を検討・導入していきます。

（2）市民参画機会の促進

市民の参画を促進するために、行政計画等の策定や評価にあたっては、審議会・委員会への市民の参画を原則化し、重要な施策等については、ワークショップや懇談会等の広聴の場や、ホームページの利用を推進します。

（3）日ごろのコミュニケーション機会の確保

行政職員のコミュニケーション力の向上を図り、市役所や支所窓口での市民ニーズの的確な把握に努めます。また、リニューアルされたホームページを活用して、コミュニケーションをとるための行政情報を確実かつ効果的に発信していきます。

② 地域や市民が主体となったまちづくり活動への支援

現状と課題

本市では、地縁的なコミュニティが、今も市民がまちづくりに参加する最も基本的な場になっており、積極的にまちおこし活動等を行う地域もあります。しかし、全体的には、少子高齢化や地域産業の衰退等による人口減により、コミュニティ活動が難しくなってきている状況もあります。

一方で、生涯学習、生涯スポーツ活動等を通じて市民同士が交流する機会は拡充してきています。防災、福祉、教育、環境等様々な分野で、地域や市民による主体的な活動が求められつつある今、市民のライフスタイルや意向を尊重しながら、多くの人々が参加しやすい、参加したくなるまちをつくっていくことが課題です。

基本的方向

地域や市民の自主的なまちづくりや地域おこし活動を効率的・効果的に推進するため、NPO（民間非営利組織）をはじめとする諸団体の活動状況を把握するとともに、活動の一層の充実や、自主防災をはじめとする新たな活動に必要となる人材の育成・確保、情報や技術の提供、ボランティアグループの育成等も含めた支援策の充実を進めます。

また、市民と行政の協働による地域づくりを、市全体として一体的に実現していくため、生涯学習、生涯スポーツ、祭り、懇談会、あるいは新しい地域づくり等、様々な活動を通じて、地域間の相互理解の促進、市民としての新たな参加意識の高揚を図ります。

施策の内容

（1）まちづくり活動支援体制の確立

地域や市民による主体的なまちづくり活動を促進するため、香美市の補助金制度を周知し、有効な支援策を検討して運用していきます。そのため、市民活動の実態と支援ニーズを把握するとともに、市民と行政の協働を推進するための体制（協議体制）を確立します。

（2）市民による多様な活動の促進

自治会・町内会と連携して、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず誰もが参加しやすい地域づくりを図り、文化・スポーツ団体等とも連携して、生涯学習、生涯スポーツ活動や様々なイベントの機会を捉えたまちづくり意識の醸成、全市レベルの大会開催等、無理なく、楽しくまちづくりに参加できる環境づくりを進めます。

4. 高知工科大学と共に歩むまちづくりの推進

① 地域交流拠点としての充実

現状と課題

市内地域間の交流は、昔から生活や産業活動の中でみられましたが、合併により一つの市になったことで、相互交流の機会がより広がりました。

今後は、各地域で育まれてきた祭りやイベントの継承、生涯学習や生涯スポーツ活動、環境保全やボランティア活動、個性ある地域づくり、世代間交流、産業振興等に結びつけていくことを狙いつつ、市全体の一体化につながる交流を促進していく必要があります。

基本的方向

効果的な人口誘導、交流の受け皿づくりを進めるため、高知工科大学周辺を研究学園交流拠点と位置づけ取組を進めます。

夏の３大祭りや刃物まつり等の市民イベント・ボランティア活動等を通じて、留学生を含めた工科大生と地域・市民との交流を進めることにより、地域の活性化や交流・定住人口の誘導につなげていきます。

施策の内容

（1）学園交流拠点としての充実

効果的な人口誘導、交流の受け皿づくりを進めるため、高知工科大学周辺を研究学園交流拠点と位置づけ取組を進めます。

（2）国際交流の推進

高知工科大学の留学生への支援を行うとともに、留学生と市民との交流を推進します。

（3）地域イベント等の交流推進

香美市のイベントについては、高知工科大学との連携により一層の充実を図ります。

また、地域の活性化を図るため工科大生の実施する地域活動を支援します。

② 地域産業振興の連携

現状と課題

本市には産学官共同の拠点として高知工科大学が開学し、近くには工業団地「高知テクノパーク」が整備されており、現在、高知テクノパークの分譲が徐々に進みつつあります。

近年の本市の商工業を全体でみると、テクノパークの影響で工業出荷額は増加傾向ですが、中心市街地は高度成長期までにみられた勢いはありません。

また、地域に根ざした農林業、製造業、高知工科大学との連携を進める高知テクノパークでの先端型産業等、様々な産業がありますが、広い市域において、これらの産業活動をめぐる地域間及び職業間等での交流は、いまだ十分でない状況にあります。

国・県の伝統的工芸品・特産品の指定を受けている土佐打刃物やフラフ製造は、本市を代表する伝統産業として現在に継承されています。しかし、社会情勢の変化による需要の減少や後継者の不足といった問題を抱えています。

また、ほかにも特色ある農林産物や酒造等、様々なものづくり産業もありますが、それぞれに課題を抱えています。

香美市の地場産業のPRや観光と結びつけた産業振興で、市内の産業が新たな活路を拓いていくためには、地域情報の把握はもとより、高知工科大学を含めた様々な人や団体、事業所等が交流し、情報交換を行うことができる場や、機会の充実を図ることが必要です。

基本的方向

新たな工業団地の整備計画を行うなど、立地環境を活かした企業誘致や、教育研究機関と連携した新産業育成を進めるほか、本市の産業を担う若者、専門的な人材が魅力を感じるような環境づくりを進め、新たな商工業の発展機会の創出を図ります。

特産品開発や地産地消、様々な地域情報の提供等は、農林業、商工業、観光振興等の総合的な連携により一層の効果が期待できるものであり、産業間の連携を促進することにより複合的な魅力の増進を図ります。

そのため、香美市ブランドの特産品開発への支援、市民・事業所が全市の地域情報を共有できるシステムづくり等を進めます。これが地域産業の高度化、新たなビジネスチャンスの拡大につながり、就業機会の拡大に結びついていくよう努めます。

土佐打刃物やフラフ製造は、本市を代表する伝統産業として、昔ながらの技術や文化の継承を図るとともに、経営指導や他産業とも連携した販路開拓、後継者育成による経営力の強化、技術開発や新たな製品開発等について、商工会、高知工科大学等と連携を図りながら支援体制を充実させます。

また、地場産業に対する市民の関心を高めるため、刃物まつりのほか、学校教育や生涯学習等での製造過程の見学や製造体験、イベント開催時のフラフの活用等、様々な機会を捉えて地場産品とふれあう機会を拡充します。

その他の製造業についても、高知工科大学等との連携により、地域資源の活用や地域技術の展開状況を把握し、新商品（ブランド）の開発、販路開拓等への支援を図ります。

施策の内容

（1）商店街活性化の取組

商店街を情報発信や交流の場等として位置づけ、新たな機能の充実による活性化を図る取組を、高知工科大学、工科大生と連携して推進します。

（2）新産業育成の取組

高知工科大学を核とする新産業育成等、地域産業間の連携を進めるための拠点形成や相互の情報交換等の活性化を図ります。

（3）森林、物部川を守る取組

森林機能や物部川の環境改善のため、高知工科大学と連携し森林の整備を推進します。また、工科大生が取り組む物部川ウォーキング等の取組を支援します。

（4）木材の活用

木材の有効活用を図るため、高知工科大学と連携して研究を進めます。

（5）特産品の開発

地域の資源を活かした特産品開発のために、高知工科大学や工科大生のサークル等と連携し開発を進めます。

③ 教育機会での連携

現状と課題

市主催の事業、講座・講演会は数多くあり、様々な学習機会を提供しています。毎年好評のパソコン教室は、指導者として高知工科大学の学生があたっており、大学との連携が図られていますが、参加者が増加傾向にある事業がある一方で、減少傾向にある事業もあります。事業の実施体制としては、市民（文化協会会員）が企画・運営を行っている事業もありますが、全体的には行政が主催する事業が多い状況にあります。

また、各地区公民館でも講座、教室、文化展、運動会等が活発に開催されていますが、それぞれ独自で企画・実施する事業が多く、地区間の情報交換が少ない等、情報の共有化や交流の活発化が求められています。

今後は、より市民のニーズに即した学習メニューを提供していくことが課題となっています。

基本的方向

就学前教育から大学教育までの各種機関や様々な文化的な施設のある教育環境は、本市の大きな特色です。少子化が進む中、大学・研究機関・地域住民とも連携して充実した教育活動が展開できるまちづくりを推進します。また、各学校における教育力の向上や特色づくりに向け、学校評価システムの確立を進めます。

地域で実施する各種教室や講演会、催し物等は、内容等を地域住民の利便性と市内地域間の交流促進を考慮し、事業の体系化・総合化を図るとともに、高知工科大学の公開講座の活用やそれぞれの地域に根づいた特色ある文化・伝統・行事等を守り、支える人材・組織等との連携・交流を図り、地域の力を活かした心豊かなまちづくりを目指します。

施策の内容

（1）学校教育機会での連携

学校サポーター制度の活用等、高知工科大学、工科大生と連携し、小中学校における授業や補習、部活動への支援等を通じて、子どもの学習等の機会の充実を図ります。

（2）生涯学習機会での連携

高知工科大学、工科大生との連携により、パソコン教室等生涯学習の機会の充実を図ります。

KAMI＊CITY＊＊＊＊＊＊

資料編

第１次香美市振興計画後期基本計画

計画策定経過　130
諮問　131
答申　131
香美市振興計画審議会委員名簿　132
香美市振興計画後期基本計画策定本部員名簿　133
香美市振興計画後期基本計画専門委員会委員名簿　134
団体ヒアリング　136
香美市振興計画審議会条例　137
香美市振興計画後期基本計画策定本部設置要綱　138
香美市振興計画後期基本計画策定専門委員会設置要綱　140

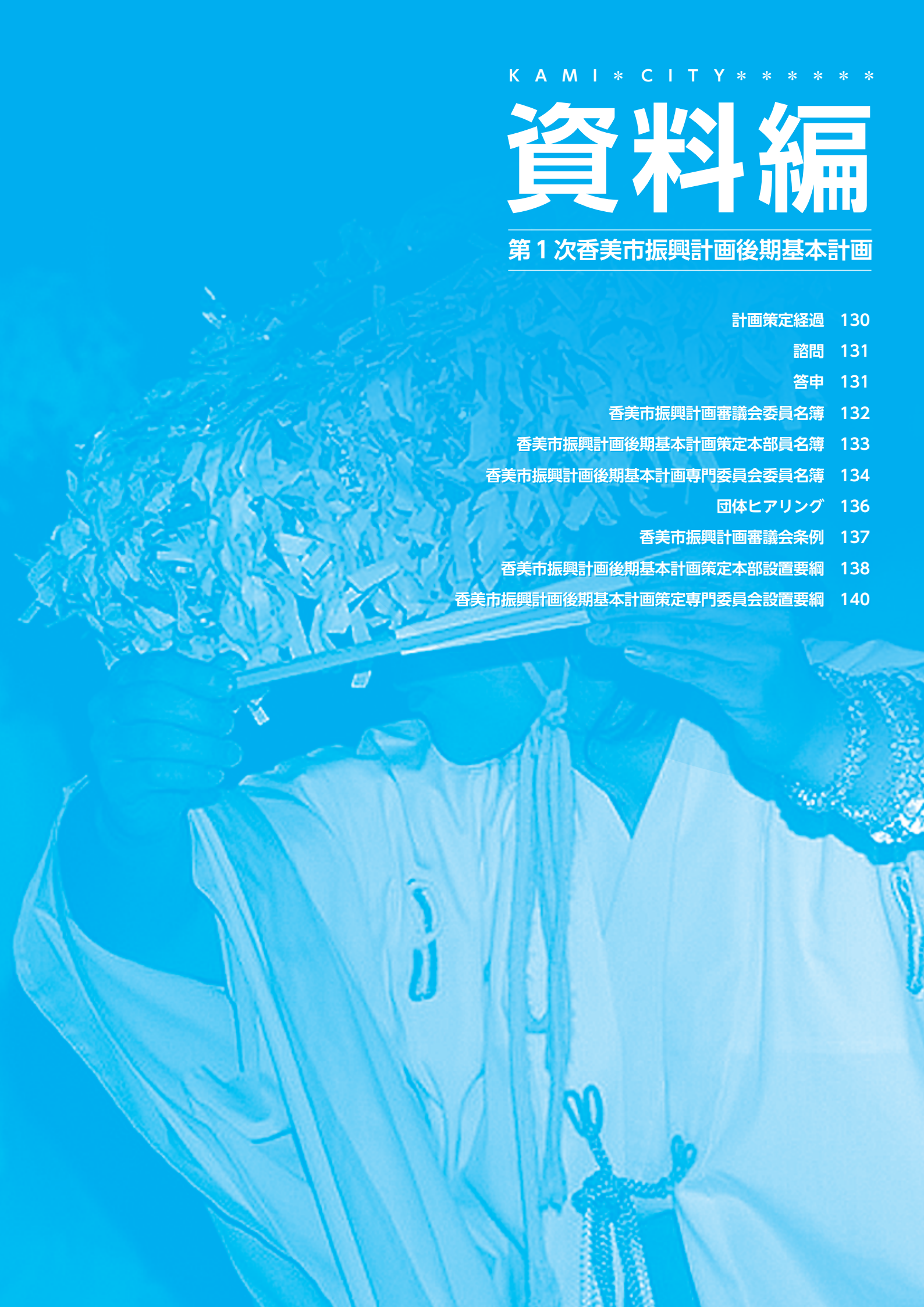

■計画策定経過

年	月　日	経　過
平成23年	4月15日	香美市振興計画後期基本計画策定本部設置要綱策定
	4月15日	香美市振興計画後期基本計画策定専門委員会設置要綱策定
	5月18日	専門委員会委員委嘱
	5月23日	審議会委員委嘱
	5月30日	第1次香美市振興計画後期基本計画アンケート委託業務を株式会社ぎょうせいに委託
	6月13日	第1回専門委員会
	6月24日～7月11日	無作為抽出された18歳以上の市民1,500名を対象に、市民アンケートを実施（回収率36.5%）
	6月27日～7月4日	本市に居住する中学2年生を対象に、子どもアンケートを実施
	7月4日	第1回本部会
	7月27日	第1回審議会 第1次香美市振興計画後期基本計画について諮問
	8月16日	第2回専門委員会
	8月22日	第2回本部会
	8月25日～9月29日	13団体とヒアリングを実施
	9月6日	第2回審議会
	10月21日	第3回専門委員会
	11月1日	第3回本部会
	11月9日	第3回審議会
	11月17日	第4班分科会〈審議会〉
	11月18日	第1・2班分科会〈審議会〉
	11月21日	第3班分科会〈審議会〉
	11月22日	第5・6班分科会〈審議会〉
	11月25日	第4班分科会（2回目）〈審議会〉
	12月5日～12月16日	広報12月号・香美市ホームページに素案を掲載し、パブリックコメントを募集
	12月6日	第4回専門委員会
	12月12日	第4回本部会
	12月19日	第4回審議会
平成24年	1月13日	第5回専門委員会
	1月18日	第5回本部会
	1月25日	第5回審議会
	2月15日	第6回審議会 第1次香美市振興計画後期基本計画について答申

23香美政策第1575号
平成23年７月27日

香美市振興計画審議会
会長　原　心一　様

香美市長　門脇　槇夫

第１次香美市振興計画後期基本計画について（諮問）

第１次香美市振興計画後期基本計画について、香美市振興計画審議会条例（平成23年条例第14号）第２条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成24年２月15日

香美市長　門脇　槇夫　様

香美市振興計画審議会
会長　原　心一

第１次香美市振興計画後期基本計画について（答申）

平成23年７月27日本審議会に対し諮問のあった、第１次香美市振興計画後期基本計画については、慎重審議の結果適当であると認め、答申します。

この計画は、市政運営の指針となるべきものであり、住民との協働のもとで、着実な実現に努められるよう要望します。

■香美市振興計画審議会委員名簿

	氏　名	所　属　等
会　長	原　　心　一	香美市農業委員会長
副会長	公　文　　裕	香美市教育委員長
	寺　村　　勉	香美市商工会長
	山　本　信　子	香美市連合婦人会長
	西　村　芳　成	香美市議会議長
	竹　平　豊　久	香美市議会議員
	濱　田　百合子	香美市議会議員
	山　﨑　眞　幹	香美市議会議員
	小　松　峻　二	香美市文化財保護審議会長
	西　山　　武	香美市姉妹都市友好都市交流推進協議会長
	山　崎　和　孝	土佐山田町地域審議会長
	野　島　民　雄	香北町地域審議会長
	宗　石　教　道	物部地域審議会長
	今　西　一　夫	香美市文化協会長
	大　峯　茂　利	JA土佐香美土佐山田支所長
	山　﨑　達　也	JR土佐山田駅長
	門　田　登志和	高知県地域産業振興監
	野　島　常　稔	香美森林組合長
	小　松　律　男	物部森林組合長
	田　上　豊　資	高知県中央東福祉保健所長
	宮　崎　伸　幸	高知県中央東林業事務所長
	木　村　　良	香美市・高知工科大学連携協議会長 高知工科大学研究本部長・地域連携機構長
	松　浦　良　衛	香美市社会福祉協議会長

■香美市振興計画後期基本計画策定本部員名簿

	職　　名	氏　　名
本部長	副市長	明　石　　猛
副部長	教育長	時　久　恵　子
	教育次長兼教育振興課長	後　藤　博　明
	会計管理者兼会計課長	野　島　恵　一
	市民保険課長	山　﨑　泰　広
	健康介護支援課長	九　内　一　秀
	税務課長	阿　部　政　敏
	収納課長	岡　本　明　弘
	福祉事務所長	小　松　美　公
	生涯学習振興課長	田　島　基　宏
	まちづくり推進課長	今　田　博　明
	管財課長	前　田　哲　雄
	総務課長	山　崎　綾　子
	産業振興課長	中　井　　潤
	建設課長	宮　地　和　彦
	上下水道課長	佐々木　寿　幸
	香北支所長	二　宮　明　男
	物部支所長	岡　本　博　臣
	議会事務局長	小　松　清　貴
	消防長	竹　村　　清
	香北地域振興課長	舟　谷　益　夫
	物部地域振興課長	和　田　　隆
	ふれあい交流センター所長	高　橋　千　恵
	農業委員会局長	西　村　博　之
	監査委員事務局長	横　谷　勝　正
	林業事務所長	久　保　和　昭
	学校給食センター所長	竹　内　　敬
	政策企画財政課長	濵　田　賢　二

■香美市振興計画後期基本計画専門委員会委員名簿

委 員 長　　佐竹教人
副委員長　　横山和彦

【建設部会：第1章まちのかたちを創る】

	所　　属	職　名	氏　　名
部会長	建設課	班　長	柳　本　隆　司
	税務課	班　長	山　本　　忠
	香北支所地域振興課	班　長	井　上　雅　之
	教育振興課	係　長	和　田　雅　充

【環境部会：第2章みどりを保つ】

	所　　属	職　名	氏　　名
部会長	まちづくり推進課	班　長	土　方　聖　子
	消防課	課長補佐	公　文　徹　朗
	生涯学習振興課	班　長	吉　本　浩　二
	上下水道課	班　長	岡　本　博　章

【健康福祉部会：第3章やすらぎを守る】

	所　　属	職　名	氏　　名
部会長	健康介護支援課	班　長	川　田　和　章
	市民保険課	班　長	明　石　満　雄
	福祉事務所	班　長	佐　竹　教　人
	学校給食センター	班　長	黒　岩　年　和

【産業部会：第4章にぎわいを興す】

	所　　属	職　名	氏　　名
部会長	産業振興課	班　長	森　　安　伸
	管財課（土地開発公社）	班　長	西　本　恭　久
	林業事務所	班　長	岡　村　祐　次
	物部支所地域振興課	班　長	池　内　淳　之
	農業委員会	班　長	横　山　和　彦

【教育部会：第5章未来を拓く】

	所　　属	職　名	氏　　名
部会長	図書館	副館長	宮　地　一　夫
	収納課	班　長	中　山　泰　仁
	ふれあい交流センター	係　長	一　圓　幹　生
	教育振興課	係　長	萩　野　貴　子
	議会事務局	係　長	野　邑　裕　永

【行政まちづくり部会：第6章みんなで築く】

	所　　属	職　名	氏　　名
部会長	少年育成センター	副所長	楠　瀬　卓　五
	総務課	班　長	黍　原　美貴子
	会計課	係　長	森　本　ゆかり
	中央公民館	係　長	岡　本　チエミ

■団体ヒアリング

実　施　日	団　　体　　名
8月25日	香美市社会福祉協議会
8月29日	JA土佐香美土佐山田支所
8月29日	香美市商工会
8月29日	香美森林組合
8月29日	香美市婦人会
8月30日	物部川漁業協同組合
9月1日	香北町青年団
9月8日	高知工科大学
9月8日	香美市観光協会
9月9日	小中学校PTA
9月15日	子育て支援ネットワーク　ろばみみ
9月21日	物部森林組合
9月29日	香美市民スポーツクラブ　クラブ香美ING

○香美市振興計画審議会条例

平成18年３月1日
条例第29号
改正　平成23年３月16日条例第14号

（設置）
第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき香美市振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（所掌事務）
第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、香美市振興計画の策定に関する重要事項の調査審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。
（組織）
第３条　審議会は、委員25人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
（１）市議会の議員
（２）市教育委員会の委員
（３）市農業委員会の委員
（４）市の職員
（５）市の区域内の公共的団体の役員及び職員
（６）学識経験者
（委員の任期）
第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。
３　委員の再任は妨げない。
（会長及び副会長）
第５条　審議会に会長及び副会長を各１人置き、委員の互選によってこれを定める。
２　会長は、会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　審議会は、会長が招集する。
２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
３　会長は、会議の議長となる。
４　議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決定するところによる。
５　審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
（庶務）
第７条　審議会の庶務は、政策企画財政課において処理する。
（委任）
第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則
この条例は、平成18年３月１日から施行する。
附　則（平成23年３月16日条例第14号）
この条例は、平成23年４月１日から施行する。

香美市訓令第14号

香美市振興計画後期基本計画策定本部設置要綱を次のとおり定める。

平成23年４月15日

香美市長　門脇　槇夫

香美市振興計画後期基本計画策定本部設置要綱

（設置）

第１条　香美市振興計画の後期基本計画（平成24年度～平成28年度。以下「基本計画」という。）の策定のため、香美市振興計画後期基本計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　策定本部は、次に掲げる事務を行う。

（1）基本計画の策定に関すること。

（2）基本計画の策定に関し、必要な統合調整に関すること。

（3）その他基本計画の策定に関する必要な事項の処理。

（構成）

第３条　策定本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

２　本部長は、副市長をもって充てる。

３　副本部長は、教育長をもって充てる。

４　本部員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

（職務）

第４条　本部長は、本部の事務を統括する。

２　副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　策定本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、その議長となる。

２　会議は、本部員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（事務局）

第６条　策定本部の事務を処理するため、政策企画財政課に事務局を置く。

２　事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長は、政策企画財政課長をもって充て、本部長の命を受けて局務を掌理する。

（補則）

第７条　この訓令に定めるもののほか、策定本部の設置に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、平成23年４月15日から施行する。

（失効）

２　この訓令は、平成24年３月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

香北支所長　物部支所長　教育次長　総務課長　管財課長　収納課長　まちづくり推進課長　市民保険課長　健康介護支援課長　税務課長　福祉事務所長　産業振興課長　建設課長　ふれあい交流センター所長　上下水道課長　香北支所地域振興課長　物部支所地域振興課長　議会事務局長　消防長　教育振興課長　生涯学習振興課長　農業委員会事務局長　監査委員事務局長　林業事務所長　学校給食センター所長　会計課長　政策企画財政課長

香美市訓令第15号

香美市振興計画後期基本計画策定専門委員会設置要綱を次のとおり定める。

平成23年４月15日

香美市長　門脇　槇夫

香美市振興計画後期基本計画策定専門委員会設置要綱

（設置）

第１条　香美市振興計画の後期基本計画（平成24年度～平成28年度。以下「基本計画」という。）の策定のため、香美市振興計画後期基本計画策定専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　専門委員会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

（1）基本計画策定に関すること。

（2）基本計画策定のための基礎調査資料の現況分析に関すること。

（3）その他基本計画策定に必要な調査研究に関すること。

（構成員）

第３条　専門委員会の委員は、各部署より推薦を受けた班長級又は係長級の職員で市長が任命するものとする。

（委員長及び副委員長）

第４条　専門委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

２　委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議決は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

（専門部会）

第６条　委員会に、次の専門部会（以下「部会」という。）を置く。

（1）建設部会

（2）環境部会

（3）健康福祉部会

（4）産業部会

（5）教育部会

（6）行政まちづくり部会

２　部会のメンバーは、委員長が委員の中から指名する。
３　部会に部会長を置き、メンバーの互選により選任する。
４　部会は、基本計画策定に関する資料の収集及び分析並びに計画案の作成を行う。
（事務局）
第７条　委員会の事務を処理するため、政策企画財政課に事務局を置く。
（補則）
第８条　この訓令に定めるもののほか、委員会の設置に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則
（施行期日）
１　この訓令は、平成23年４月15日から施行する。
（失効）
２　この訓令は、平成24年３月31日限り、その効力を失う。